

Original: UNHCR, "Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees", HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

国際的保護に関するガイドライン第9号：

難民の地位に関する1951年条約第1条A(2)および／または1967年議定書の文脈における、
性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを理由とする難民申請

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)

2012年10月23日

UNHCRは、難民の地位に関する1951年の条約第35条および1967年の議定書第2条とあいまって国連難民高等弁務官事務所規程に掲げられた委任事項にしたがい、本ガイドラインを発行する。本ガイドラインは、「難民認定基準ハンドブック－難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引き」（再発行版、ジュネーブ、2011年）を補完するものである。本ガイドラインは、とくに、UNHCR「国際的保護に関するガイドライン第1号：1951年の難民の地位に関する条約第1条A(2)および／または1967年の難民の地位に関する議定書におけるジェンダーに関連した迫害」（2002年5月）、UNHCR「国際的保護に関するガイドライン第2号：1951年難民の地位に関する条約第1条A(2)および／または1967年難民の地位に関する議定書における『特定の社会的集団の構成員であること』」（2002年5月）およびUNHCR「国際的保護に関するガイドライン第6号：難民の地位に関する1951年条約第1条A(2)および／または1967年議定書に基づく、宗教を理由とする難民申請」（2004年4月）とあわせて参照することが求められる。本ガイドラインは、UNHCR「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに関わる難民申請についてのガイダンス・ノート」（2008年11月）に代わるものである。

本ガイドラインは、政府、法律実務家、審査官および司法機関、ならびに、委任事項に基づいて現場で難民認定を実施するUNHCRスタッフを対象として、解釈上の法的指針を示すことを企図したものである。

「UNHCR 難民認定基準ハンドブックおよび国際的保護に関するガイドライン集」（*UNHCR Handbook on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status and the Guidelines on International Protection*）〔英語版〕は、
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4f33c8d92.html> より入手できる。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

I. はじめに

1. 世界の多くの地域で、個人は、現に有している（または有しているとみなされている）性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを理由として、深刻な人権侵害およびその他の形態の迫害を経験している。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーおよびインターセックス（以下「LGBTI」）¹である者ならびに LGBTI とみなされている者の迫害は新しい現象ではないが²、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを理由とする迫害から避難してきた人々が、難民の地位に関する 1951 年の条約第 1 条 A(2) および／または 1967 年の議定書（以下「1951 年条約」）³にいう難民としての資格を有する場合があるという認識は、多くの庇護国で高まりつつある。とはいえ、この分野における難民の定義の適用は依然として一貫していない。

2. LGBTI が、世界中のあらゆる地域で、殺害、性的暴力およびジェンダーに基づく暴力、身体的攻撃、拷問、恣意的拘禁、不品行または逸脱行動という非難、集会・表現・情報に対する権利の否定ならびに雇用・保健・教育に関する差別の標的とされていることは、広く記録されている⁴。多くの国が、合意に基づく同性間の関係について厳しい刑法を維持しており、収監、身体刑および／または死刑を定めている法令も多い⁵。これらの国々では、また他の国々でも、当局が、非国家的主体による人権侵害および迫害から個人を保護する意思または能力を有していないことがあり、そのため、加害者が処罰されず、またこのような人権侵害および迫害が（明示的にではないにせよ）暗黙に容認される事態が生じている。

3. 暴力および差別を助長し、かつその影響を悪化させる可能性がある複合的要因としては、性別、年齢、国籍、民族／人種、社会的または経済的地位および HIV 感染の有無などがある。

¹ 用語についての議論は後掲「III. 用語法」参照。本ガイドラインの適用上、「ジェンダー・アイデンティティ」は「インターセックス」も包括するものとする。

² 難民の地位に関する 1951 年の条約は、少なからず、不寛容と暴力によって LGBTI の背景を有する数千人の人々の生命が失われた、第 2 次世界大戦中の迫害への反応として起草されたものである。UNHCR 「総括的結論：性的指向およびジェンダー・アイデンティティを理由として保護を求める庇護希望者および難民」（2010 年 11 月、UNHCR の主催により 2010 年 9 月 30 日～10 月 1 日にスイス・ジュネーブで開催された専門家円卓会議、以下「UNHCR・円卓会議総括的結論」、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4cff99a42.html>）、第 3 段落参照。

³ 国連総会「難民の地位に関する条約」（1951 年 7 月 28 日）、「難民の地位に関する議定書」（1967 年 1 月 31 日）。

⁴ 国連人権理事会「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく、個人に対する差別的な法律および慣行ならびに暴力行為に関する国連人権高等弁務官報告書」（2011 年 11 月 17 日、以下「OHCHR・性的指向／ジェンダー・アイデンティティ報告書」、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4ef092022.html>）参照。判例および学説の概要として、International Commission of Jurists (国際法律家委員会、以下「ICJ」)、*Sexual Orientation and Gender Identity in Human Rights Law, References to Jurisprudence and Doctrine of the United Nations Human Rights System*, 2010, fourth updated edition, available at: <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4c627bd82.html>; ICJ, *Sexual Orientation and Gender Identity in Human Rights Law, Jurisprudential, Legislative and Doctrinal References from the Council of Europe and the European Union*, October 2007, available at: <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4a54bbb5d.html>; ICJ, *Sexual Orientation and Gender Identity in Human Rights Law: References to Jurisprudence and Doctrine of the Inter-American System*, July 2007, available at: <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4ad5b83a2.html> も参照。

⁵ International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association, “State-sponsored Homophobia, A World Survey of Laws Prohibiting Same-Sex Activity between Consenting Adults”, May 2012, available at: http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2012.pdf 参照。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

このような重層的差別ゆえに、LGBTI は社会で著しく周縁化され、かつコミュニティおよび家族から孤立させられることが多い。一部の者が恥の感覚および／または内面化された同性愛者嫌悪の念を抱くことも珍しいことではない。これらをはじめとする諸要因により、LGBTI は、庇護審査官に対し、迫害を受けるおそれがあるという真の恐怖が自己の性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティと関連していることを告げられない場合もある。

4. LGBTI の経験は多種多様であり、また文化的、経済的、家族的、政治的、宗教的および社会的環境の影響を強く受けている。申請者の背景が、自己の性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを表現する方法に影響を及ぼしていることもあれば、申請者が堂々と LGBTI として生活しない理由の説明になっていることもある。LGBTI による難民申請についての決定が、LGBTI の経験に関する浅薄な理解、または誤った、文化的に不適当な、もしくは固定観念的な憶測に基づいて行なわれないようにすることが重要である。本ガイドラインでは、1951 年条約における難民の定義の適正な、調和のとれた解釈を確保する目的で、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを理由とする難民認定についての実体的および手続的指針を提示する⁶。

II. 国際人権法

5. 世界人権宣言第 1 条は「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と定め、また第 2 条は「すべて人は、……この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」と宣言している⁷。LGBTI を含むすべての人々は、平等および差別の禁止を基礎として、国際人権法で定められた保護を享受する資格を有するのである⁸。

6. 主要な国際人権条約は、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティに基づく平等への権利を明文では認めていない⁹ものの、これらの事由に基づく差別は国際人権法で禁じられていると解されてきた¹⁰。たとえば、主要な国際人権文書の差別禁止条項に掲げられている「性」および「他の地位」という禁止事由は、性的指向およびジェンダー・アイデンティ

⁶ 本ガイドラインは、UNHCR 「国際的保護に関するガイドライン第 1 号：1951 年の難民の地位に関する条約第 1 条 A(2)および／または 1967 年の難民の地位に関する議定書におけるジェンダーに関連した迫害」（2002 年 5 月、以下「UNHCR・ジェンダー関連迫害ガイドライン」、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3d36f1c64.html>）を補足するものである。

⁷ 国連総会「世界人権宣言」（1948 年 12 月 10 日）。

⁸ OHCHR・性的指向／ジェンダー・アイデンティティ報告書、第 5 段落。

⁹ ただし、いくつかの地域文書は性的指向を理由とする差別を明文で禁止している。たとえば、欧州連合基本権憲章（2000 年 12 月 18 日）第 21 条、および、米州機構決議「人権、性的指向およびジェンダー・アイデンティティ」（AG/RES. 2721 (XLII-O/12)、2012 年 6 月 4 日）参照。

¹⁰ 「『市民的及び政治的権利に関する』規約で用いられている『差別』の語は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生または他の地位等のいずれかの事由に基づくあらゆる区別、排除、制限または特惠であって、すべての者による、すべての権利および自由の平等な立場における承認、享受または行使を無効にしもしくは害する目的または効果を有するものを意味すると理解されるべきである」（国連・自由権規約委員会「CCPR・一般的意見第 18 号：差別の禁止」1989 年 11 月 10 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/453883fa8.html>、第 7 段落）。

Original: UNHCR, "Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees", HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

ティも包含するものであることが受け入れられている¹¹。基本的権利および差別の禁止の原則は 1951 年条約および国際難民法の中核的側面である¹²ため、難民の定義は、性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく差別の禁止を含むこれらの権利および原則を正当に顧慮しながら解釈・適用されなければならない。

7. 「性的指向およびジェンダー・アイデンティティとの関連における国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則」は、人権専門家グループによって 2007 年に採択されたものであり、拘束力は有しないものの、十分に確立された国際法の原則を反映している¹³。そこでは、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティの文脈で適用される人権保護の枠組みが掲げられている。原則 23 は、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティに関連する迫害からの庇護を求め、かつ享受する権利の概要を述べたものである。

すべて人は、性的指向またはジェンダー・アイデンティティに関連する迫害を含む迫害からの庇護を他国に求め、かつこれを他国において享受する権利を有する。国は、いずれの者をも、その者が性的指向またはジェンダー・アイデンティティに基づいて拷問、迫害または他のいずれかの形態の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは処罰を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有しうるいかなる国に対しても、退去させ、追放し、または引き渡してはならない。

III. 用語法

8. 本ガイドラインは、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティに関わる一連の申請をすべて対象とし、かつこれらの申請に関連したものとなることを企図している。性的指向およびジェンダー・アイデンティティの概念についてはジョグジャカルタ原則で概観されており、本ガイドラインの適用上もこの用語法を用いる。性的指向とは、「異性もしくは同性または複数のジェンダーを有する個人に対して情緒的、感情的および性的に深く惹きつけられ、かつこれらの個人と親密な関係を有することに對する一人ひとりの素質」¹⁴のことである。ジェンダー・アイデンティティとは、「一人ひとりの者が深く感じている内面的および個人的なジェンダー経験（当該ジェンダーは出生時に指定された性別と一致することもあれば一致しないこともある）であって、個人的な身体感覚およびジェンダーのその他の表現（服装、言葉遣いおよび特有の行動上の特質を含む）を含むもの」¹⁵をいう。

¹¹ 国連・自由権規約委員会は、*Toonen v. Australia* 事件における画期的決定（1994 年）で、市民的及び政治的権利に関する国際規約（国連総会により 1966 年 12 月 16 日に採択されたもの、以下「自由権規約」）は性的指向に基づく差別を禁じているとした（CCPR/C/50/D/488/1992、1994 年 4 月 4 日、以下「*Toonen v. Australia* 事件決定」<http://www.unhcr.org/refworld/docid/48298b8d2.html> 参照）。このことはその後、ジェンダー・アイデンティティが差別禁止事由に含まれることの承認も含めて、他のいくつかの国連人権条約機関も認識（recognition）している。さらに詳しくは、OHCHR・性的指向／ジェンダー・アイデンティティ報告書、第 7 段落参照。

¹² 1951 年条約前文第 1 段落、第 3 条。

¹³ ICJ, Yogyakarta Principles・Principles on the Application of International Human Rights Law in relation to Sexual Orientation and Gender Identity（以下「ジョグジャカルタ原則」、2007 年 3 月、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/48244e602.html>）。

¹⁴ ジョグジャカルタ原則、序文。

¹⁵ 前掲。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

9. 性的指向およびジェンダー・アイデンティティは幅広い概念であり、自己のアイデンティティを自ら決定する余地を生みだしている。数十年にわたって行なわれてきた調査研究により、性的指向は、同性または異性にだけ、または双方に魅力を感じる、分類をまたぎうるものであることが実証されてきた¹⁶。ジェンダー・アイデンティティおよびその表れも多くの形態をとり、男性・女性のいずれのアイデンティティも有さない、または両方のアイデンティティを有する個人も存在する。遺伝的、ホルモンの、発達の、社会的および／もしくは文化的影響（またはこれらの影響の組み合わせ）のいずれによって性的指向が決定されるにせよ、ほとんどの人には、自己の性的指向を選択しているという感覚がほとんどまたはまったくない¹⁷。ほとんどの人にとって、性的指向またはジェンダー・アイデンティティは幼年時に決定されるが、それが生涯を通じて変化し続ける人もいよう。また、人生のどの時点で LGBTI の自覚が生じるかは人によって異なるほか、セクシュアリティおよびジェンダーの表現も、年齢ならびにその他の社会的・文化的決定要因によってさまざまである場合がある¹⁸。

10. 性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティに基づく難民申請は、具体的な下位集団、すなわちレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスおよびクィア¹⁹である個人（「LGBT」「LGBTI」または「LGBTIQ」と略して表記されるのが通例²⁰）から提出されることが多い。このようなさまざまな集団の構成員の経験は、相互の集団間で、また前掲パラ 4 でも述べたように集団の構成員間でも、まったく異なることがしばしばある。したがって、審査官にとっては、各難民申請の文脈と、一般的な経験または分類に容易に当てはまらない個々の語りの双方を理解しておくことが必要不可欠である²¹。

レズビアン

レズビアンとは、他の女性に対して身体的、情愛的および／または情緒的魅力を持続的に感じる女性である。レズビアンは、その性的指向とあいまって、女性であることならびに社会的・経済的地位がしばしば劣位にあることを理由とする複合的差別に苦しむことが多い。レズビアンが、「矯正のための」強姦、元のパートナーまたは夫による報復的暴力、強制婚、「名誉」の名のもとに家族構成員によって行なわれる犯罪のような、非国家的主体による危害を受けることも一般的である。レズビアンである難民申請者のなかには、た

¹⁶ American Psychological Association, “Sexual Orientation and Homosexuality” (hereafter “APA, Sexual Orientation and Homosexuality”), available at: <http://www.apa.org/helpcenter/sexual-orientation.aspx>.

¹⁷ ある個人が特定の性的指向を発達させる正確な理由については、科学者の間でも合意がない。APA, Sexual Orientation and Homosexuality 参照。

¹⁸ Application No. 76175 におけるニュージーランド難民認定不服審査局の決定（2008 年 4 月 30 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/482422f62.html>）、第 92 段落参照。

¹⁹ クィアは伝統的には蔑称だが、LGBT である一部の人は自分たちを指すのにこの言葉を用いている。

²⁰ UNHCR としては、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを理由とする迫害への恐怖を抱く幅広い個人を包摂するため、「LGBTI」と表記することにしている。さらに詳しくは、UNHCR「強制避難のもとにあるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーおよびインターセックスである人々の支援」(Working with Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender & Intersex Persons in Forced Displacement、2011 年、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4e6073972.html>) 参照。用語法に関するさらなる情報は、たとえば Gay & Lesbian Alliance Against Defamation, “Media Reference Guide: A Resource for Journalists” (2010 年 5 月改定版、<http://www.glaad.org/reference>) 参照。

²¹ 各集団との関連で考慮すべき事例については、本ガイドラインの他の箇所でもまとめられている。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

例えばレズビアン関係をほとんどまたはまったく持たない場合など、過去に迫害をまったく経験していない者もいる。異性愛関係を持ったことがあるレズビアンもいる場合があるが、これは結婚して子どもを産むことを求める社会的圧力によるものであることが多い（ただし常にそうであるわけではない）。人生の後半になって初めて、レズビアン関係を持ち、またはレズビアンとしてのアイデンティティを有するようになる場合もある。あらゆる難民申請の場合と同様、迫害に対する恐怖のアセスメントが将来を見据えて実施されるようにし、かつ、決定がレズビアンに関する固定観念に基づいて行なわれないようにすることが重要である。

ゲイの男性

ゲイという言葉は、他の男性に対して身体的、情愛的および／または情緒的魅力を持続的に感じる男性を表すために用いられることが多いものの、ゲイの男性および女性（レズビアン）の両方を表すために用いられることもある。ゲイの男性は、性的指向およびジェンダー・アイデンティティに関わる難民申請において数の上では多数を占めているものの、その申請内容を、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティに関する他の事案の「ひな型」として用いるべきではない。多くの社会で、ゲイの男性は他の LGBTI 集団よりも公的生活において目立つ存在となっていることが多い場合があり、政治的なネガティブ・キャンペーンの対象にされることもある。ただし、ゲイであるすべての男性が自己のセクシュアリティを公にしている、またはゲイの男性は全員柔弱であるという憶測をしないようにすることが重要である。ゲイの男性は、「女性的」と見られている役割および特性を取り入れて男性の特権に反抗したことにより、柔弱であろうがなかろうが「裏切り者」とみなされる場合もある。刑務所、軍²²ならびに伝統的に男性優位であるその他の環境および職場では、人権侵害のおそれが高まる可能性もある。ゲイの男性のなかにも、結婚し、かつ／または子どもを産むべきである等の社会的圧力により、異性愛関係を持ったことのある者がいる場合がある。

バイセクシュアル

バイセクシュアルとは、男女双方に対して身体的、情愛的および／または情緒的魅力を感じる個人を表す。バイセクシュアルという用語は首尾一貫して解釈・適用されない傾向にあり、狭すぎる理解をされることが多い。バイセクシュアルであるからといって男女双方に同時に魅力を感じるとは限らず、また男女双方に対して同じように魅力を感じ、もしくは男女双方と同じ数の関係を持つとも限らない。バイセクシュアルであることは特有のアイデンティティの一つであり、独自の検討が必要である。国によっては、迫害が直接向けられるのはゲイまたはレズビアンの行為であるにもかかわらず、バイセクシュアルとし

²² たとえば、*RRT Case No. 060931294*におけるオーストラリア RRTA [オーストラリア難民再審査審判所] の決定 ([2006] RRTA 229, 2006 年 12 月 21 日, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/47a707ebd.html>) 参照。MS (*Risk of Homosexuality Military Service*) Macedonia v. SSHD 事件の英国移民庇護審判所判決 (CG [2002] UKIAT 03308, 2002 年 7 月 30 日, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/46836aba0.html>) では、特定の国における「残虐な刑務所環境」が、人権および基本的自由の保護に関する欧州条約（欧州人権条約）第 3 条に基づく上訴人の権利を侵害することが認定された。また、レズビアンもこのような環境において危険にさらされる場合がある。*Smith v. Minister of Citizenship and Immigration* 事件のカナダ連邦裁判所判決 (2009 FC 1194, 2009 年 11 月 20 日, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4b3c7b8c2.html>) 参照。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

でのアイデンティティを有する個人の行為もそこに含まれる場合がある。バイセクシュアルは、自己の性的指向を「流動的」または「柔軟」と表現することが多い（さらに詳しくは後掲第 47 段落参照）。

トランスジェンダー

トランスジェンダーとは、そのジェンダー・アイデンティティおよび／またはジェンダーの表出が、生まれつきの性別とは異なる人々のことをいう²³。トランスジェンダーはジェンダー・アイデンティティの一つであって性的指向ではなく、トランスジェンダーである個人は異性愛者、ゲイ、レズビアンまたはバイセクシュアルのいずれである可能性もある²⁴。トランスジェンダーの服装や行動様式は、出生時の性別に基づいて社会から一般的に期待されているものとは異なることが多い。また、常にこのような外見や行動をするわけではない場合もある。たとえば、自分が選んだジェンダーを、安全であると感じられる環境で、一定の場合にのみ表現することにしていてる者もいるかもしれない。トランスジェンダーは、一般的に受け入れられている男女の二元論的見方に適合しないことから、社会的な規範および価値観を脅かす存在とみなされることがある。このような同調性の欠如により、トランスジェンダーは危害を受けるおそれにさらされるのである。トランスジェンダーは著しく周縁化されていることが多く、その申請からは深刻な身体的、心理的および／または性的暴力の経験が明らかになる場合がある。その自己アイデンティティおよび身体的外見が公的文書や身分証明書類に記載された法律上の性別に合致しない場合、トランスジェンダーの人々はとりわけ危険にさらされる²⁵。生まれつきの性別を変更するための移行は一段階で済む過程ではなく、一連の個人的、法的および医学的適応をとともなう場合がある。トランスジェンダーが全員、自己の外見を内面のアイデンティティに一致させるための医学的治療その他の処置を選択するわけではない。したがって、審査官にとっては、

²³ この用語には、トランスセクシュアル（性別適合手術希望者）（もともと医学界・心理学界で用いられるようになった、より古い用語）、クロスドレッサー（異性装者）および多様なジェンダーを有するその他の人々が含まれることがあるが、これに限られるものではない。さらに詳しくは、APA, “Answers to Your Questions about Transgender People, Gender Identity and Gender Expression” (<http://www.apa.org/topics/sexuality/transgender.aspx>) 参照。

²⁴ *RRT Case No. 0903346* におけるオーストラリア難民再審査審判所の決定（[2010] RRTA 41、2010 年 2 月 5 日、以下「*RRT Case No. 0903346* 決定」<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4b8e783f2.html>）も参照。これは、ジェンダー・アイデンティティゆえに迫害を受けるのではないかとする恐怖を有する、トランスジェンダーの申請者に関わる事案である。

²⁵ 欧州人権裁判所は、当局は変更されたジェンダーを法的に承認しなければならないという判断を確立してきた。*Goodwin v. United Kingdom* 事件の欧州人権裁判所判決（Application no. 28957/95、2002 年 7 月 11 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4dad9f62.html>）参照。申請者のプライバシー権侵害を認定した同判決は、「手術後のトランスセクシュアルが社会で担う立場と、ジェンダーの変更の承認を拒否する法律によって課される地位との不一致から生ずるストレスおよび疎外感は、裁判所の見解では、形式的手続から生ずる些細な不都合と考えることはできない」（第 77 段落）とし、また「とくに条約第 8 条に基づき、人格的自律の概念は条約上の保障の解釈の基底をなす重要な原則の一つなのであって、保護は、個々の人間としてのアイデンティティの詳細を確立する権利を含む、各個人の人格的領域に対して与えられる」（パラ 90）と指摘している。また、性的指向またはジェンダー・アイデンティティを理由とする差別と闘うための措置に関する、閣僚委員会から加盟国に対する欧州評議会勧告 CM/Rec (2010)5 (Council of Europe Recommendation CM/Rec (2010)5 of the Committee of Ministers to Member States on measures to combat discrimination on grounds of sexual orientation or gender identity) も参照。そこでは、「加盟国は、とくに、公的文書における氏名およびジェンダーの変更を迅速な、透明なかつアクセスしやすい方法で行なえるようにすることにより、ある者のジェンダーの適合が生活のすべての分野において法的に全面的に承認されることを保障するための適当な措置をとるべきである」（at 21）。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

性別適合手術を過剰に重視しないようにすることが重要である。

インターセックス

インターセックスまたは「性分化疾患」(DSD)²⁶とは、個人が生まれ持った生殖器もしくは外性器の解剖学的構造および／または染色体パターンが、男性または女性に関する典型的な生物学的概念に適合しないように見える状態のことをいう。このような状態は、出生の時点で明らかなこともあれば、第二性徴期に現れることもあり、あるいは医学的検査の際にしか発見されないこともある。このような状態を有する個人はかつては「半陰陽(両性具有)」(hermaphrodites)と呼ばれていたが、この用語は時代遅れであると考えられており、申請者が用いないかぎり用いるべきではない²⁷。インターセックスである者のアイデンティティは男性・女性のどちらである場合もあり、その性的指向はレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、または異性愛のいずれである場合もある²⁸。インターセックスである者は、その身体構造が標準的でないことに関連して迫害を受けることがある。このような者は、身体障害もしくは病態を有しているために、または女性および男性に対して期待されている身体的外見と一致しないために、差別および人権侵害に直面する可能性がある。インターセックスである子どもが当局により出生登録の対象とされず、その結果、これにともなう一連のリスクおよび人権の否定が生じることもある。国によっては、インターセックスであることが邪悪なことまたは魔術の一環とみなされ、家族全体が人権侵害の標的とされることもありうる²⁹。トランスジェンダーの場合と同様、インターセックスである者は、自分が選択したジェンダーへの移行の過程で、たとえば身分証明書に自分が選択したジェンダーが記載されていないことを理由として危害を受けることがある。インターセックスであると自認する人々は、ある特定の文化ではインターセックスという状態がまったく理解されていないというだけの理由で、他人からはトランスジェンダーとみなされる可能性もある。

11. すべての申請者が、LGBTIに関わる前述の用語法および構成概念によって自己アイデンティティを形成しているとは限らず、また申請者がこのような呼称を知らない場合もある。迫害者が用いていた(軽蔑的)用語を利用することしかできない者もいるかもしれない。したがって、審査官は、このような呼称を硬直的に適用しないよう慎重になる必要がある。硬直的な適用により、信憑性について不利な評価をしたり、根拠ある申請を認めないことにつながったりする可能性があるためである。たとえば、バイセクシュアルは難民申請の裁決においてゲイ、レズビアンまたは異性愛者のいずれかに分類されることが多いし、インターセックスである個人はLGBTIとしてのアイデンティティをまったく有していない(たとえば、自己の状態をア

²⁶ 個人によっては(かつ／またはその医療記録においては)、インターセックスまたはDSDという用語を用いず、単に当該個人の特定の状態を示す名称(先天性副腎過形成、アンドロジェン不応症候群など)を用いる場合もあることに注意。

²⁷ US Citizenship and Immigration Services, “Guidance for Adjudicating Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender and Intersex (LGBTI) Refugee and Asylum Claims”, 27 December 2011 (hereafter “USCIS, Guidance for Adjudicating LGBTI Claims”), available at: <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4f269cd72.html>, p. 13.

²⁸ さらに詳しくはAdvocates for Informed Choiceのウェブサイト(<http://aiclegal.org/faq/#whatisintersex>)参照。

²⁹ Jill Schnobelen, *Witchcraft Allegations, Refugee Protection and Human Rights: A Review of the Evidence*, UNHCR, New Issues in Refugee Research, Research Paper No. 169, January 2009, available at: <http://www.unhcr.org/4981ca712.pdf>.

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

アイデンティティの一部として位置づけていない) 場合があり、また男性と性交渉を持つ男性が常にゲイとしてのアイデンティティを有しているわけでもない。また、性的指向とジェンダー・アイデンティティを明確に区別することも重要である。両者は別々の概念であり、前掲第8段落で説明したように、一人ひとりが有しているアイデンティティの異なる側面を示すものである。

IV. 実体的分析

A. 背景

12. LGBTI である申請者が 1951 年条約上の難民であるかどうかについて適正に分析するためには、まず、申請者にはありのままでいられ、かつそれを隠す必要のない社会で生きる権利があるという前提を出発点としなければならない³⁰。多くの法域で採用されている立場によって確認されているように、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティは、生来のまたは変更不可能な、かつ断念または秘匿を要求されるべきではない、人間の尊厳の基本的側面である³¹。ある人の性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティは、性的行動もしくは一度の性的行為によって、または外見もしくは服装によって明らかになることもあれば、申請者が社会でどのような生活を送っているか、または自己のアイデンティティをどのように表現している（もしくは表現したいと思っている）かを含む、他の一連の要素によって跡づけられることもある³²。

13. 申請者の性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティは、申請者が現に有し

³⁰ UNHCR 「*HJ (Iran) and HT (Cameroon) v. Secretary of State for the Home Department* 事件―第一訴訟参加人意見書 (国際連合難民高等弁務官)」 (2010 年 4 月 19 日、以下「UNHCR・*HJ and HT* 事件意見書」、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4bd1abbc2.html>)、パラ 1。条約上の他の事由との比較については同意見書のパラ 29 参照。また、同事件の英国最高裁判決 ([2010] UKSC 31、2010 年 7 月 7 日、以下「*HJ and HT* 判決」、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4c3456752.html>) も参照。

³¹ たとえば以下を参照——*Canada (Attorney General) v. Ward* 事件のカナダ最高裁判決 ([1993] 2 S.C.R. 689、1993 年 6 月 30 日、以下「*Canada v. Ward* 事件判決」<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b673c.html>)、米国・*Geovanni Hernandez Montiel v. Immigration and Naturalization Service* 事件判決 (225 F.3d 1084、A72-994-275、(9th Cir. 2000)、2000 年 8 月 24 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ba9c1119.html>) および同判決を追認した *Morales v. Gonzales* 事件判決 (478 F.3d 972、No. 05-70672、(9th Cir. 2007)、2007 年 1 月 3 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4829b1452.html>)、*Appellants S395/2002 and S396/2002 v. Minister for Immigration and Multicultural Affairs* 事件のオーストラリア高等法院判決 ([2003] HCA 71、2003 年 12 月 9 日、以下「*S395/2002* 事件判決」<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3fd9eca84.html>)、*Refugee Appeal No. 74665* 事件におけるニューージーランド難民認定不服審査局決定 (2004 年 7 月 7 日、以下「*Refugee Appeal No. 74665* 事件決定」<http://www.unhcr.org/refworld/docid/42234ca54.html>)、*HJ and HT* 判決 (前掲注 30) のパラ 11、14、78。

³² ジョグジャカルタ原則の原則 3 では、一人ひとりが自ら定義した性的指向およびジェンダー・アイデンティティはその人格にとって不可欠であり、かつ自己決定、尊厳および自由のもっとも基本的な側面のひとつであることが確認されている。さらに、*S395/2002* 事件判決のパラ 81、*Matter of Toboso-Alfonso* 事件の米国移民上訴委員会決定 (1990 年 3 月 12 日、以下「*Matter of Toboso-Alfonso* 事件決定」、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b6b84.html>)、米国 *Nasser Mustapha Karouni v. Alberto Gonzales, Attorney General* 事件判決 (No. 02-72651、(9th Cir. 2005)、2005 年 3 月 7 日、以下「*Karouni* 事件判決」<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4721b5c32.html>) の III[6]、*Lawrence et al. v. Texas* 事件の米国連邦最高裁判決 (2003 年 6 月 26 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3f21381d4.html>) も参照。最後に挙げた米国連邦最高裁判決では、「セクシュアリティが他の者との親密な行動のなかで明白に表れているときは、当該行為は、より持続的な人格的絆における一つの要素たらざるを得ない」(p.6) 旨、認定されている。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

ている（または有していると考えられている）性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティであって、政治的、文化的または社会的な支配的規範に一致しない（またはそのようにみなされる）ものを理由に迫害的被害を受けるのではないかという恐怖を申請者が有している場合に、難民申請に関連してくる可能性がある。ジェンダー、性的指向およびジェンダー・アイデンティティの交錯は、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティの問題が提起される申請の審査における、不可欠な部分である。期待されるジェンダー役割にしたがわないことの結果として加えられる被害は、これらの申請における中心的要素となることが多い。UNHCR ジェンダーに関連した迫害についてのガイドラインは、以下のことを認めている。

異なる性的指向に基づく難民申請はジェンダーの要素を含む。申請者が本人の性的欲望（sexuality）や性的実践のために迫害的行為の対象となっていた場合、性的欲望及び性的実践は、難民申請の根拠として適切とされる可能性がある。そのような場合、申請者たちは、本人の性別に対して社会的・文化的に規定される役割や期待される行動に従うことを拒否していることが多い。³³

14. ジェンダーが及ぼす影響は、LGBTI である男女双方が行なう難民申請に関連してくる³⁴。審査官は、性別／ジェンダーに基づく男女の経験の違いに注意を払わなければならない。たとえば、異性愛者またはゲイの男性に関わる規範や国別情報は、レズビアン経験には当てはまらないことがありうる。レズビアンの立場は、ある文脈においては、その社会における他の女性の立場と似ているかもしれないからである。多様で変化しつつあるアイデンティティおよびその表れ、個人が実際に置かれている状況ならびに文化的、法的、政治的および社会的文脈が十分に考慮されなければならない³⁵。

15. 多様な性的アイデンティティまたはその表現が社会的に承認されていないということは、単に性的実践が承認されていないということには留まらないのが通例である。このような社会的承認を強調するものとして、期待されている文化的、ジェンダー的および／または社会的規範および価値観にしたがわないことへの、何らかの反応がともなうことが多い。男女がどのような存在であるか、また男女はどのように振る舞いとされているかについての社会的規範は、異性愛規範の基準によるのが一般的である。男女とも、社会のジェンダー役割にしたがわせるための、かつ／または「示し」をつけることによって他者を脅すための暴力的行為の対象とされる場合がある。このような被害は、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを理由として被害者をさらに貶め、客体化しまたは処罰する手段として「性的形態をとる」ことがあるが、他の形態をとることもありうる³⁶。

B. 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖

16. 「迫害」という用語は、1951 年条約では明示的に定義されていないものの、生命または

³³ UNHCR・ジェンダー関連迫害ガイドライン、パラ 16。

³⁴ UNHCR・ジェンダー関連迫害ガイドライン、パラ 3。

³⁵ UNHCR・円卓会議総括的結論、5 段落。

³⁶ UNHCR・円卓会議総括的結論、6、16 段落。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

自由への脅威およびその他の深刻な危害を含む、深刻な人権侵害として考えることができる。これに加えて、それほど深刻な形態をとらない危害も、累積することによって迫害となる場合がある。何が迫害に相当するかは、申請者の年齢、ジェンダー、見解、感情および気質を含む、事案の諸事情によって変わってこよう³⁷。

17. 差別は、多くのLGBTI個人の経験に共通して見られる要素の一つである。他の難民申請の場合と同様、差別的措置それ自体が、または累積された差別的措置がその対象とされた者にとって相当に有害な性質の結果をもたらす場合には、差別は迫害に相当することになる³⁸。当該差別の累積効果が迫害の水準に達しているかどうかの評価は、信頼でき、関連性のある、かつ最新の出身国情報を参照しながら行なうことになる³⁹。

18. LGBTIである申請者全員が過去に迫害を経験したわけではないであろう（さらに詳しくは、迫害としての秘匿に関する後掲30－33段落および後発的主張に関する後掲57段落参照）。過去に迫害を受けたことは難民資格の前提ではなく、実のところ、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有しているかどうかは、申請者が出身国に帰還した場合に直面しなければならない苦境の評価に基づいて判断される⁴⁰。申請者は、自己の性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを、出身国を離れる前に当局に知られていたことを示す必要はない⁴¹。

19. 振る舞い方および行動は、その人の指向またはアイデンティティと複雑な形で関連している場合がある。指向またはアイデンティティは、外見、話し方、振る舞い方、服装および特有の行動上の特質を通じ、さりげないまたはわかりやすい多くのやり方で表現されたり明らかになったりすることもあれば、これらのやり方ではまったく明らかにならないこともある。ある人の性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを表現しまたは明らかにする一定の活動は、時には瑣末なことと考えられる場合もあるが、問題となるのは、そのような振る舞い方をした後に生じる結果である。換言すれば、性的指向に関連する活動自体は、スティグマ（烙印）の対象とされているアイデンティティを明らかにしたり露呈したりすることがあるにすぎず、迫害を引き起こし、または迫害の根拠とはならない（In other words, an activity associated with sexual orientation may merely reveal or expose the stigmatized identity, it does not cause or form the basis of the persecution）。したがって、UNHCRの見解では、性的指向の「中核的領域」に関わる表現形態とそうではない表現形態との区別は、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖が存在するかどうかのアセスメントにとっては無関係である⁴²。

³⁷ UNHCR 「難民認定基準ハンドブック－難民の地位の認定の基準及び手続きに関する手引き－」（HCR/IP/4/ENG/REV.3、以下「UNHCR ハンドブック」）、51-53 段落。

³⁸ 前掲、54-55 段落。

³⁹ *Molnar v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)* 事件のカナダ連邦裁判所判決（2005 FC 98、2005 年 1 月 21 日、以下「*Molnar v. Canada* 事件判決」<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4fe81df72.html>）。

⁴⁰ たとえば、米国・*Bromfield v. Mukasey* 事件判決（543 F.3d 1071, 1076-77 (9th Cir. 2008)、2008 年 9 月 15 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/498b08a12.html>）、*RRT Case No. 1102877* 事件のオーストラリア難民再審査審判所決定（[2012] RRTA 101、2012 年 2 月 23 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4f8410a52.html>）の 91 段落参照。

⁴¹ UNHCR ハンドブック、83 段落。

⁴² *Bundesrepublik Deutschland v. Y (C-71/11), Z (C-99/11), C-71/11 and C-99/11* 事件における欧州連合司法裁判所

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

迫害

20. 深刻な虐待および暴力の脅威は、LGBTI の申請に共通して見られる。身体的、心理的および性的暴力（強姦を含む⁴³）は、一般的には、迫害を立証するのに必要な基準を満たすことになる。とくに強姦は、「被害者に深い心理的傷」を残す拷問の一形態として認められてきた⁴⁴。強姦は、「脅迫、貶め、陵虐、差別、処罰、支配または人格の破壊」等の目的で用いられてきたことが明らかになっている。「拷問と同様、強姦は人格的尊厳の侵害である」⁴⁵

21. たとえば、多くの社会では、同性愛、バイセクシュアルおよび／またはトランスジェンダーの振る舞いまたはこのような人々が、疾病、精神疾患または道徳的墮落をさまざまな形で反映する存在とみなされて続けており、そのためある者の性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを変更させたり修正したりするためのさまざまな措置がとられることもある。個人の性的指向またはジェンダー・アイデンティティを強制的に変更しようとすることは、拷問または非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いに相当する場合があります、他の深刻な人権侵害（自由および身体の安全に対する権利の侵害を含む）もともなうものである。極端な、かつ一見して迫害の基準に達する例としては、強制的な施設収容、強制的な性別適合手術、強制的な電気ショック療法および強制的な薬物注射またはホルモン療法などが挙げられる⁴⁶。同

判決（2012年9月5日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/505ace862.html>）の62段落、*RT (Zimbabwe) and others v Secretary of State for the Home Department* 事件における英国最高裁判決（[2012] UKSC 38, 2012年7月25日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/500fdacb2.html>）の75-76段落（Kerr 卿）、「宗教的迫害と EU 資格指令第9条第1項の解釈に関する UNHCR の声明」（UNHCR Statement on Religious Persecution and the Interpretation of Article 9(1) of the EU Qualification Directive）および UNHCR 「Secretary of State for the Home Department (Appellant) v. RT (Zimbabwe), SM (Zimbabwe) and AM (Zimbabwe) (Respondents) and the United Nations High Commissioner for Refugees (Intervener) 事件 - 訴訟参加人意見書」（2012年5月25日、Case No. 2011/0011、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4fc369022.html>）の12(9)段落。

⁴³ 国際刑事法廷は、判例において、強姦として訴追できる性暴力犯罪の範囲を広げ、口唇性交や、物または実行犯のいずれかの身体部位を用いた膣または肛門への挿入行為も含めてきた。たとえば、*Prosecutor v. Anto Furundzija* 事件における旧ユーゴスラビア国際刑事法廷（ICTY）第1審判決（IT-9517/1-T、1998年12月10日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/40276a8a4.html>）の185段落、*Prosecutor v. Dragoljub Kunarac, Radomir Kovac and Zoran Vukovic* 事件における ICTY 上訴審判決（IT-96-23 & IT-96-23/1-A、2002年6月12日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3debaafe4.html>）の128段落参照。また、国際刑事裁判所「犯罪の構成要件」（*Elements of Crimes*、2011年、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4ff5dd7d2.html>）の第7条(1)(g)-1および第8条(2)(b)(xxii)-1も参照。難民関連の判例としては、口唇性交が迫害にあたると認定した、米国・*Ayala v. US Attorney General* 事件判決（No. 09-12113, (11th Cir. 2010)、2010年5月7日、以下「*Ayala v. US Attorney General* 事件判決」、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4c6c04942.html>）参照。

⁴⁴ *Aydin v. Turkey* 事件における欧州人権裁判所（欧州評議会）判決（57/1996/676/866、1997年9月25日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b7228.html>）83段落。また、*HS (Homosexuals: Minors, Risk on Return) Iran v. Secretary of State for the Home Department* 事件における英国庇護移民審判所（AIT）決定（[2005] UKAIT 00120、2005年8月4日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/47fdaf0.html>）の57、134段落（申請者が拘禁中に受けた性的暴行を拷問と認定）、*Arret n°36 527* 事件におけるベルギー外国人争訟院決定（2009年12月22日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4dad94692.html>、収監中に行なわれた拷問および上訴人の身体的不可侵性に対する深刻な侵害が迫害に相当すると判示）も参照。

⁴⁵ *The Prosecutor v. Jean-Paul Akayesu* 事件におけるルワンダ国際刑事法廷第1審判決（ICTR-96-4-T、1998年9月2日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/40278fbb4.html>）、687段落。

⁴⁶ ジョグジャカルタ原則・原則18「ある者の性的指向およびジェンダー・アイデンティティは、これを病態とするいかなる分類にも関わらず、それ自体は本来的に病態ではなく、治療、矯正または抑制の対象とされない」。米国・

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

意なく行なわれる医学的・科学的実験も、市民的及び政治的権利に関する国際規約上、拷問または非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いの一形態として明示的に位置づけられている⁴⁷。インターセックスである個人が「正常化」のための手術を強要されることもあるが、これが本人の同意を得ずに行なわれる場合、迫害に相当する可能性が高い。これらの事案では、生命または健康の維持のために必要な手術と、整形目的または社会的同調のための手術とを区別することも重要である。難民該当性の評価に際しては、当該手術または治療が任意のものであり、かつ十分な情報に基づく本人の同意を得て行なわれたかどうかに焦点を当てる必要がある⁴⁸。

22. 性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティだけを根拠とする拘禁（心理施設または医療施設への拘禁を含む）は、自由の恣意的剥奪の国際的な禁止に違反すると考えられ、通常は迫害にあたることになろう⁴⁹。のみならず、拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは処罰に関する国連特別報告者が指摘するように、拘禁施設の内部には厳格な階層があり、LGBTI である被拘禁者のようにこの階層の最下部に位置する者は複合的差別を受けるのが通例である。MtF（生物学的には男性だがジェンダー・アイデンティティは女性）のトランスジェンダーである受刑者は、通常の男性受刑者集団とともに収容された場合、身体的および性的虐待を受けるおそれがとくに高まる⁵⁰。LGBTI であることのみを理由とする管理隔離（独房収容）も、重度の心理的危険をもたらす可能性がある⁵¹。

23. LGBTI の難民申請では、いわゆる家族の「名誉」を含む社会的な規範および価値観が密接にからまりあっているのが通例である。家族やコミュニティから承認を受けていない「だけ」であれば迫害には相当しないであろうが、申請の全体的文脈においてはこれも重要な要素の一つとなる場合がある。家族やコミュニティによる不承認が、たとえば、「名誉」の名のもとに、

Alla Konstantinova Pitcherskaia v. Immigration and Naturalization Service 事件判決 (95-70887, (9th Cir. 1997), 1997 年 6 月 24 日、以下「*Pitcherskaia v. INS* 事件判決」<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4152e0fb26.html>) も参照。

⁴⁷ 自由権規約第 7 条「……特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない」。たとえば国連・拷問禁止委員会や拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは処罰に関する国連特別報告者によって確認されているように、これには、同性愛的行為が疑われている男性を、同性愛者であることを証明するための、同意のない肛門検査の対象とすることも含まれる。さらに詳しくは、OHCHR・性的指向／ジェンダー・アイデンティティ報告書、37 段落参照。

⁴⁸ 国連・女性差別撤廃委員会 (CEDAW) の通報第 4/2004 号 (2006 年 8 月 29 日、CEDAW/C/36/D/4/2004、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4fdb288e2.html>) では、同意のない不妊手術が、十分な情報に基づく同意および尊厳に対する女性の権利の侵害とみなされた (11.3 段落)。出生時の手術については、子どもの親、法定保護者または子どもに法的な責任を負う他の者の権利および義務を考慮しながら、子どもの最善の利益を第一義的に考慮して判断することになる (児童の権利条約 (CRC) 第 3 条)。性別適合手術または再建手術が子ども時代の後半になって初めて検討される場合、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」(CRC 第 1 条第 1 項)。

⁴⁹ 国連・恣意的拘禁作業部会の見解第 22/2006 号 (カメルーン) および第 42/2008 号 (エジプト) (A/HRC/16/47 付属文書)、8(c) 段落参照。また、UNHCR「庇護希望者の拘禁に関する適用可能な判断の基準と尺度についてのガイドライン」(2012 年、以下「UNHCR 拘禁ガイドライン」<http://www.unhcr.org/refworld/docid/503489533b8.html>) も参照。

⁵⁰ OHCHR・性的指向／ジェンダー・アイデンティティ報告書、34 段落。

⁵¹ UNHCR 拘禁ガイドラインで指摘されているように、「独房収容は、このような個人に対応し、またはこのような個人の保護を確保するための適当な方法ではない」(65 段落)。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

家族構成員またはより広いコミュニティによって行なわれる深刻な身体的暴力の脅威という形で表れ、または殺人の脅威さえ生じる場合には、明らかに迫害に分類されることになろう⁵²。他の形態の迫害としては、強制婚もしくは法定年齢に満たない段階での婚姻、強制妊娠および／または夫婦間強姦などが挙げられる（強姦については前掲 20 段落参照）。性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティに関する事案では、このような形態の迫害が、否定の手段として、または同調性の欠如を「矯正」する手段として用いられることが多い。レズビアン、バイセクシュアルの女性およびトランスジェンダーである人々は、蔓延しているジェンダーの不平等によってセクシュアリティ、生殖および家族生活に関する自己決定を制限されるために、このような危害を受ける危険性がとりわけ高まる⁵³。

24. LGBTI は、相続、監護権(custody)、子どもとの面会権および年金受給権を含む私法および家族法関連の事項についても、人権を全面的に享受できない場合がある⁵⁴。表現、結社および集会の自由に対する権利が制限されることもある⁵⁵。住居、教育⁵⁶および医療⁵⁷に関するものを含む、一連の経済的および社会的権利を否定される場合もある。LGBTI である若者は、学校に行くことを妨げられ、いやがらせおよびいじめを受け、かつ／または退学に処せられるかもしれない。コミュニティによる排斥は、標的とされた者の精神的健康に有害な影響を及ぼしうる。このような排斥が長期間続き、かつ処罰の対象とされなかったり軽視されたりする場合にはなおさらである。人権の行使に対するこのような制限の累積効果は、特定の事案においては迫害にあたる場合がある。

25. LGBTI は、雇用へのアクセスおよびその維持についても差別を経験する場合がある⁵⁸。その性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティが職場で暴露され、そのためにいやがらせ、降格または解雇が行なわれるかもしれない。とくにトランスジェンダーは、雇用を奪われた場合、しばしば住むところがなく、かつ家族による支援を受けられないこととあいまって、さまざまな身体的危険および健康上のリスクにさらされるセックスワークに従事せざるをえなくなることが多い。職を解かれること自体は、たとえ差別的または不公正であっても一般的には迫害とみなされないが、LGBTI であるために出身国でいかなる有給の職につくこと

⁵² 国連・自由権規約委員会および米州人権委員会は、殺害の脅迫に関わる国家の不作為は生命権の侵害にあたると認定してきた。RRT Case No. 0902671 事件におけるオーストラリア難民再審査裁判所 ([2009] RRTA 1053, 2009 年 11 月 19 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4b57016f2.html>) で、「申請者が、直ちにまたは合理的に予見可能な将来に〔出身国〕に帰還した場合に深刻な危害（名誉殺人による殺害も考えられる）に直面する可能性は現実のものであり、……これが故意のまたは意図的なものであって、かつ条約上の理由による迫害をとまなうという点で、深刻な危害に相当する」と認定されたことも参照。また、Muckette v. Minister of Citizenship and Immigration 事件のカナダ連邦裁判所判決（2008 FC 1388、2008 年 12 月 17 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4989a27e2.html>）も参照。この事件は、下級審が「殺害の脅迫が同性愛者にとって一定の現実性を有していたか否かについて取り上げず、申請者を殺害しようとした者が誰もいなかったという理由でかかる脅威を事実上退けた」として、再審理のために差し戻された。

⁵³ OHCHR・性的指向／ジェンダー・アイデンティティ報告書、66 段落。

⁵⁴ 前掲、68-70 段落。

⁵⁵ 前掲、62-65 段落。

⁵⁶ 前掲、58-61 段落。

⁵⁷ 前掲、54-57 段落。

⁵⁸ 前掲、51-53 段落。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

もできない蓋然性が高いことを個人が立証できれば、これは迫害にあたる場合がある⁵⁹。

同性間の関係を犯罪化する法律

26. レズビアン、ゲイまたはバイセクシュアルである申請者には、合意に基づく同性間の関係が犯罪とされている出身国から来た者が多い。このような刑事法が差別的であり、かつ国際人権規範に違反するという判断は十分に確立されている⁶⁰。死刑、収監刑または過酷な身体刑（むち打ちを含む）等による迫害または処罰の危険がある場合、その迫害的性質はとりわけ明白である⁶¹。

27. 同性間の関係を禁止する刑事法は、たとえ不規則に、まれにしか、またはまったく執行されないとしても、LGB にとって、迫害の水準に達する耐えがたい苦境につながる可能性がある。その国の状況によっては、同性間の関係の犯罪化は、抑圧的な不寛容の雰囲気を生み出したり助長したりし、かつ同性間の関係を持ったという理由で訴追されるという脅威を生じさせかねない。このような法律の存在が、当局または非国家的主体によって、恐喝や強要の目的で利用されることもありうる。それは、LGB を迫害の危害の危険性にさらす可能性がある政治的レトリックを助長することにもつながりうる。また、LGB が国家の保護を求め、かつ受けることも妨げられかねない。

28. このような事案における「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」のアセスメントは、個人および事案の背景事情の双方に焦点を当てながら、事実に基づいて進める必要がある。当該国の法制度（関連するすべての法律、その解釈・適用ならびに申請者に対する現実の影響を含む）についての検討が行われなければならない⁶²。「恐怖」の要素は、このような法律がすでに適用された者だけでなく、このような法律が自分に適用される危険性を回避したいと考えている個人にも関連する。法律が実際に執行されているか否か、または

⁵⁹ USCIS, Guidance for Adjudicating LGBTI Claims, p. 23. また、米国・*Kadri v. Mukasey* 事件判決 (Nos. 06-2599 & 07-1754, (1st Cir. 2008), 2008 年 9 月 30 日, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/498b0a212.html>) も参照。経済的迫害に関する基準について審理するよう求めて差し戻されたこの事件では、「過酷な経済的不利益を故意に課すこと、または自由、食料、住居、雇用もしくは他の生活必需品を奪うことのような……（非身体的な）危害または苦痛は、迫害に達する場合がある」と認定した *In re T-Z; 241 & N. Dec. 163 (BIA 2007)* 事件決定（米国移民上訴委員会、2007 年）が参照されている。

⁶⁰ たとえば、当該領域のソドミー法（自然に反するとされる特定の性行為を処罰する法律）がプライバシーおよび法律の前の平等に対する権利を侵害すると認定した *Toonen v. Australia* 事件決定（前掲注 11）参照。

⁶¹ 欧州連合・欧州議会「国際的保護の受益者としての第三国国民または無国籍者の資格、難民または他の方法による国際的保護を必要とする者の統一的地位および与えられる保護の内容についての基準に関する、2011 年 12 月 13 日の欧州議会および理事会の指令 2011/95/EU（改定）」（以下「EU 資格指令」）第 9 条、COC and Vrije Universiteit Amsterdam, *Fleeing Homophobia, Asylum Claims Related to Sexual Orientation and Gender Identity in Europe*（2011 年 9 月、以下「*Fleeing Homophobia* 報告書」<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4ebba7852.html>）、22-24 頁。また、レズビアンに関する *Arret n°50 966* 事件のベルギー外国人争訟院決定（2010 年 11 月 9 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4dad967f2.html>）も参照。同決定では、同性愛行為について 1～5 年の収監刑および 100,000～1,500,000CFA フランの罰金刑が定められていることならびに社会が同性愛嫌悪的であることは、当該事案の状況下においては迫害にあたる十分な理由であることが認定されている（5.7.1 段落）。同様に、*Arret n°50 967* 事件のベルギー外国人争訟院決定（2010 年 11 月 9 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4dad97d92.html>）はゲイの男性に関する事案である。

⁶² UNHCR ハンドブック、45 段落。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

どの程度執行されているかについて出身国情報から明らかにならない場合には、出身国において同性愛嫌悪の雰囲気が蔓延・一般化していることが、法律の執行に関する情報の不在にも関わらず、LGBTI が迫害を受けていることを示す証拠になる場合もある。

29. たとえ合意に基づく同性間の関係が具体的規定によって犯罪化されているわけではなくとも、一般に適用される法律、たとえば公衆道徳または公の秩序に関する法律（たとえば徘徊に関する規定）が、LGBTI に対して差別的なやり方で選択的に適用・執行されるために、申請者にとって生活が耐えがたいものとなり、したがってこのような対応が迫害に相当する場合もある⁶³。

性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティの秘匿

30. LGBTI は、生活の諸側面および時には大部分を秘密のままにしていることが多い。出身国において公然と LGBTI として生きたりはしない者が多く、親密な関係をまったく持ったことのない者もいる場合がある。苛烈な刑罰、恣意的な家宅搜索、差別、社会的非難または家族ぐるみの追放など、発覚によって生じる過酷な結果を回避するため、自己の性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを抑制する者も多い。

31. 申請者が、自己の性的指向もしくはジェンダー・アイデンティティを秘匿し、またはそれについて「慎重な」姿勢をとることによって迫害を避けられるかもしれないこと（または過去にそうした経験があること）は、難民資格を否定する正当な理由(valid reason)にはならない。複数の法域で言い渡された多数の決定において確認されているように、ある人に対し、迫害を避けるために自己のアイデンティティ、意見または特性を変更・秘匿するように要求して難民資格を否定することはできないのである⁶⁴。LGBTI も、そうではない人々と同じように、表現および結社の自由に対する権利を有している⁶⁵。

⁶³ *RRT Case No. 1102877* 事件のオーストラリア難民再審査審判所決定 ([2012] RRTA 101, 2012 年 2 月 23 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4f8410a52.html>)、89、96 段落、*RRT Case No. 071862642* 事件の同難民再審査審判所決定 ([2008] RRTA 40, 2008 年 2 月 19 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4811a7192.html>)。

⁶⁴ たとえば以下を参照——*HJ and HT* 判決（前掲注 30）、UNHCR・*HJ and HT* 事件意見書（前掲注 30）の 26-33 段落、*S395/2002* 事件判決（前掲注 31）、*Refugee Appeal No. 74665* 事件決定（前掲注 31）、*Karouni* 事件判決（前掲注 32）、*KHO:2012:1* 事件におけるフィンランド最高行政裁判所判決（2012 年 1 月 13 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4f3cdf7e2.html>）。また、UNHCR「国際保護に関するガイドライン第 2 号：1951 年の難民の地位に関する条約第 1 条 A(2)および／または 1967 年の難民の地位に関する議定書における『特定の社会的集団の構成員であること』」（2002 年 5 月 7 日、HCR/GIP/02/02、以下「UNHCR・社会的集団ガイドライン」<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3d36f23f4.html>）の 6、12 段落、UNHCR「国際的保護に関するガイドライン第 6 号：難民の地位に関する 1951 年条約第 1 条 A(2)および／または 1967 年議定書に基づく、宗教を理由とする難民申請」（2004 年 4 月 28 日、HCR/GIP/04/06、以下「UNHCR・宗教ガイドライン」）の 13 段落、UNHCR「*Secretary of State for the Home Department (Appellant) v. RT (Zimbabwe), SM (Zimbabwe) and AM (Zimbabwe) (Respondents) and the United Nations High Commissioner for Refugees (Intervener)* 事件—訴訟参加人意見書」（2012 年 5 月 25 日、2011/0011、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4fc369022.html>）の 9 段落も参照。

⁶⁵ 英国最高裁が *HJ and HT* 判決（前掲注 30）で以下のように指摘するとおりである。「条約の根本的存在理由は、……人々は、自分がたとえば黒人であり、どこかの元独裁者の子孫であり、またはゲイであるという理由で、避けられない強度または期間の危害をこうむるのではないかなどと恐怖することなく、自由に暮らせるべきであるということにある。これが意味するのは、別段の事情が明らかにならないかぎり、これらの人々は、迫害を恐怖することなく、このように公然と生活する自由を持たなければならないということである。これらの人々が公然と、かつこのよ

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

32. このような一般的原則に留意すれば、検討すべき問題は、申請者が出身国に送還された場合にどのような苦境に直面するかという点になる。そのためには、申請者が国籍国または常居所国に帰還した場合に何が起きる可能性があり、かつそれが迫害に相当するか否かについての、事実に基づいた審理が必要である。問題は、申請者が慎重な態度をとれば不利な結果を招き寄せることなくその国で暮らすことができるかという点ではない。たとえ申請者が、秘匿することを通じてこれまでのところ何とか危害を回避できていたとしても、事情は時とともに変化する可能性があり、また生涯を通じて秘密を保つという選択肢はとりえない場合もある点に留意しておくことが重要である。発覚の危険性は、申請者自身の行動に関わるものに限定されるとは限らない場合もある。本人の意思に反して（たとえば偶然に、噂によって、または疑いが高まることによって）発覚する可能性は、ほぼ常に存在するのである⁶⁶。また、たとえ LGBTI が自己の性的指向またはジェンダー・アイデンティティを秘匿しても、期待される社会的規範（たとえば結婚して子どもを持つこと）にしたがわないことによってそれが明らかになり、関連の危害を受けるおそれが生じる場合があることも、重要なこととして認識しておかなければならない。期待されている一定の活動および振る舞い方が見られないことで、LGBTI とそれ以外の人々との違いが明らかになり、前者が危害を受けるおそれが生じることもある⁶⁷。

33. 自己の性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティの秘匿を余儀なくさせられることは、相当の心理的その他の危害をもたらす場合もある。差別的かつ非難がましい態度、規範および価値観は、LGBTI の精神的および身体的健康に深刻な影響を及ぼす場合があり⁶⁸、特定の事案においては迫害に相当する耐えがたい苦境につながる可能性もある⁶⁹。自己の性的指向またはジェンダー・アイデンティティを明らかにできないことへの反応として、自己否定、苦悶、羞恥、孤立、さらには自己憎悪感情さえ生じる場合があるが、これらの感覚は、長期的視点も踏まえながら考慮すべき要素である。

迫害の主体

34. 難民の定義には、国家的主体および非国家的主体の双方によって行なわれる迫害を認める余地がある。国家による迫害は、たとえば、合意に基づく同性間の行為の犯罪化および関連

うな恐怖を抱くことなく生活できるようにすることにより、受け入れ国は、母国が与えるべきであった保護の代わりとなる保護を与えるのである」（パラ 53）

⁶⁶ *S395/2002* 事件判決（前掲注 31）、56-58 段落。

⁶⁷ *SW (lesbians -HJ and HT applied) Jamaica v. Secretary of State for the Home Department* 事件における英国上級審判所（移民庇護部）判決（CG [2011] UKUT 00251(IAC)、2011 年 6 月 24 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4e0c3fae2.html>）。

⁶⁸ LGBTI に対する差別は精神衛生上の問題と結びついていることが明らかにされてきた。研究の示すところによれば、LGB が内面化している、異性愛でないことに対する否定的態度は、自尊感情、抑うつ、心理社会的・心理的苦痛、身体的健康、親密な関係、社会的支援、人間関係の質ならびにキャリア開発に関わる困難と関連している。さらに詳しくは、APA, “Practice Guidelines for LGB Clients, Guidelines for Psychological Practice with Lesbian, Gay, and Bisexual Clients”（以下「APA・LGB クライアント診療ガイドライン」<http://www.apa.org/pi/lgbt/resources/guidelines.aspx?item=3>）参照。

⁶⁹ 米国・*Pathmakanthan v. Holder* 事件判決（612 F.3d 618, 623 (7th Cir. 2010)、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4d249efa2.html>）。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

する法律の執行を通じて、または国の官吏もしくは国の統制下にある者（警察または軍隊等）が加える危害の結果として、行なわれることがあろう。「悪党」官吏による個人的な行為であっても、とくに当該官吏が警察、または人々を保護するために存在しているその他の機関の構成員である場合、国家による迫害と認められる場合がある⁷⁰。

35. 危害の脅威の源となっているのが非国家的主体である状況においては、国家に当該危害からの保護を提供する能力または意思がない場合、迫害が成立する。家族構成員、近隣住民またはより幅広いコミュニティを含む非国家的主体は、脅迫、いやがらせ、家庭内暴力または他の形態の身体的、心理的もしくは性的暴力を含む迫害の行為に、直接的または間接的に関与している場合がある。一部の国では、準軍事集団や反政府集団といった武装集団または暴力集団ならびに犯罪組織および自警団が、LGBTI をとくに標的とすることもある⁷¹。

36. 迫害の主体として非国家的主体が関与する事案では、主張されている恐怖から国家の保護が受けられ、かつ当該保護が実効的なものでなければならない⁷²。警察が保護の要請に応じない場合や、当局が、しかるべき努力を払って LGBTI に対する暴力の（非国家的）加害者を捜査し、訴追もしくは処罰しようとししない場合、国家の保護は受けられず、かつ実効的でもないと認められるのが通例である⁷³。出身国の状況にもよるが、同性間の関係を犯罪化する法律の存在は、通常、LGB が保護を受けられないことの表れとされる。出身国でそのような法律が維持されている場合、申請者に、法律に照らして犯罪行為とされていることを理由として加えられる危害からの保護を、まず国家に対して求めるよう期待するのは合理性を欠く。このような事情がある場合、別段の証拠がないかぎり、当該国には申請者を保護する能力または意思がないと推定されるべきである⁷⁴。他の種別の申請の場合と同様、申請者には、避難の前に当局に接触して保護を求めたことを示す必要はない。申請者はむしろ、帰国しても保護が受けられないもしくは保護が実効的なものではないこと、または、保護を受けられもしくは保護が実効的なものである見込みが低いこと（that the protection was not or unlikely to be available or effective upon return）を立証しなければならない。

37. 出身国において LGBTI の法的・社会経済的状況が改善されつつある場合、国家の保護が

⁷⁰ *Ayala v. US Attorney General* 事件判決（前掲注 43）参照。警察官グループによる取扱い（強奪および性的暴行）は迫害にあたり、かつ申請者の性的指向を理由に行なわれたとされた。

⁷¹ 米国・*P.S., a/k/a S.J.P., v. Holder; Attorney General* 事件判決（No. 09-3291, Agency No. A99-473-409, (3rd Cir. 2010), 2010 年 6 月 22 日, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4fbf263f2.html>）は、非国家的武装集団から標的とされたゲイの男性に関するものである。申請者が自警団グループによる迫害を受けるおそれがあると認定した、*RRT Case No. N98/22948* 事件におけるオーストラリア難民再審査審判所決定（[2000] RRTA 1055, 2000 年 11 月 2 日, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4b7a97fd2.html>）も参照。貧しいゲイの男性が「使い捨て品」とみなされることにより、これらの人々は「社会浄化」活動の対象とされるおそれがあると認定された。

⁷² UNHCR ハンドブック、97-101 段落、国連・自由権規約委員会「一般的意見第 31 [80] 号：規約の締約国に課される一般的な法的義務の性質」（2004 年 5 月 26 日、CCPR/C/21/Rev.1/Add.13、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/478b26ae2.html>）、8、15-16 段落、CEDAW 「女性差別撤廃条約第 2 条に基づく締約国の中核的義務に関する一般的勧告第 28 号」（2010 年 10 月 19 日、CEDAW/C/2010/47/GC.2、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4d467ea72.html>）、36 段落。

⁷³ たとえば、UK Home Office, “Sexual Orientation Issues in the Asylum Claim”, 6 October 2011, available at: <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4eb8f0982.html>, p. 6 参照。

⁷⁴ UNHCR・円卓会議最終的結論、8 段落。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

受けられるかおよび実効的であるかどうかを、信頼できる最新の出身国情報に基づいて慎重に評価する必要がある。改革は、過渡的なものに留まっていなければならない。同性間の行為を犯罪化する法律が廃止されたり、他の積極的措置がとられたりした場合でも、そのような改革により、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティが異なる人々に対する社会の一般的見方に、近い将来または予見可能な将来に影響が生じるわけではないこともある⁷⁵。反差別法またはLGBTI団体・イベントの存在といった一定の要素があっても、申請者の恐怖の十分性が必ずしも損なわれるわけではない⁷⁶。社会の態度は法律に一致しないことがあり、偏見が深く根づいていることもあり、さらに当局が保護法を執行できないおそれが継続することもある⁷⁷。法律上の変化に留まらない、事実上の変化が必要なのであり、特定の事案一つひとつの事情を分析することが不可欠である。

C. 因果関係（「を理由に」）

38. 他の種別の難民申請の場合と同様、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖は、1951年条約第1条A(2)に列挙された5つの事由の一または複数「を理由に」するものでなければならない。条約の事由は、それが唯一の原因である必要はなく、支配的原因である必要さえないものの、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖の寄与要因であることが求められる。

39. 加害者は、LGBTIに対する暴力について、相手を「矯正」し、「是正」しまたは「治療」しようとしたものだとして合理化を図る場合がある⁷⁸。迫害者の意図または動機は、「因果関係」の立証に関連する要素の一つになりうるが、必要条件ではない⁷⁹。迫害者が懲罰的意図を有していなければ因果関係が成立しないわけではないのである⁸⁰。焦点は、加害者の考え方ではなく、申請者が事案の全般的文脈においてどのような苦境に対する恐怖を有しているか、および、申請者が危害をどのように経験しているかという点に当てられる。とはいえ、迫害者が、申請者の属性として条約上の事由のいずれかを帰属させていることを示すことができれば、因

⁷⁵ *RRT Case No. 0905785* 事件におけるオーストラリア難民再審査審判所決定（[2010] RRTA 150、2010年3月7日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4c220be62.html>）では、特定の国で同性愛行為が非犯罪化されたからといって、同性愛に関する人々の見方に即時的影響が生じる可能性は低い旨、認定されている（88段落）。

⁷⁶ USCIS, Guidance for Adjudicating LGBTI Claims, p. 25. また、*Guerrero v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)* 事件におけるカナダ連邦裁判所判決（2011 FC 860、2011年7月8日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4fa952572.html>）も参照。同判決では、性的指向に基づく差別と闘う多くの非政府組織の存在は、それ自体、国内情勢を検討する際の有効な要素ではないことが指摘されている。

⁷⁷ フランス庇護権国内裁判所の判決 No. 616907, K（2009年4月6日、要旨は *Contentieux des refuges: Jurisprudence du Conseil d'Etat et de la Cour nationale du droit d'asile - Année 2009*, 26 October 2010, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4dad9db02.html> より入手可能）、61-62頁参照。同判決では、ある領域出身のゲイの男性が、2004年の法律によって性的指向に基づくすべての差別が禁じられているにしても、同性愛者であることを公の場で明らかにする者が日常的にいやがらせおよび差別を受けており、当局の保護も受けられなかったことを理由に、難民として認定された。

⁷⁸ ジョグジャカルタ原則、原則18。

⁷⁹ UNHCR ハンドブック、66段落。

⁸⁰ *Pitcherskaia v. INS* 事件判決（前掲注45）では、加害者の懲罰的意図を証明するよう申請者に要求することは不当であると認定されている。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

果関係の成立を認めるのに十分である⁸¹。迫害者が非国家的主体である場合、因果関係は、当該非国家的主体が条約上のいずれかの事由を理由に LGBTI に危害を加える可能性が高いとき、または国家が条約上のいずれかの事由を理由に申請者を保護しない可能性が高いときのいずれかの場合に、成立することがある⁸²。

D. 条約上の事由

40. 条約上の 5 つの事由、すなわち人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であることおよび政治的意見は、相互排他的なものではなく、重複する場合もある。一つの事案で条約上の複数の事由が関連してくることもある。性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを理由とする難民申請は、「特定の社会的集団の構成員であること」という事由に基づいて認定されるのがもっとも一般的である。ただし、申請の政治的、宗教的および文化的文脈によっては、他の事由も関連してくる場合がある。たとえば、LGBTI の活動家および人権擁護活動家（またはそのような活動家とみなされている者）は、たとえばその唱道内容が政治的または宗教的に支配的な見解および／または実践に反しているとみなされる場合、政治的意見または宗教を理由とする申請のいずれかまたは双方を有することになるかもしれない。

41. 個人は、現に有している（または有しているとみなされている）性的指向またはジェンダー・アイデンティティを理由として迫害を受ける場合がある。たとえ実際には LGBTI ではなくとも、国家的または非国家的な迫害の主体によって、申請者がこのような見解または信条を有しているもしくはこのような集団の構成員であるとみなされ、結果としてこのような見方に基づいて迫害を受けることもありうる。たとえば、固定観念的な外見や役割に適合しない女性および男性は、LGBTI であるとみなされるかもしれない。申請者が実際に LGBTI である必要はないのである⁸³。トランスジェンダーも、決めつけられた性的指向を理由として危害を経験することが多い。トランスジェンダーのパートナーも、ゲイまたはレズビアンであるとみなされたり、単純に、一般に受け入れられているジェンダー役割およびジェンダー行動にしたがっていない、もしくはトランスジェンダーの集団に属しているとみなされたりする場合がある。

宗教

42. ある個人が、自己の性的指向またはジェンダー・アイデンティティを理由として特定の宗教の教義にしたがっていないとみなされ、結果として深刻な危害または処罰を受ける場合、当該個人は、宗教を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有してい

⁸¹ UNHCR 「1951 年難民の地位に関する条約第 1 条の解釈」（2001 年 4 月、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3b20a3914.html>）、19 段落。

⁸² UNHCR・社会的集団ガイドライン、23 段落。

⁸³ UNHCR・ジェンダー関連迫害ガイドラインの 32 段落、UNHCR 「性的指向を理由とする難民申請に関する、UNHCR の東京弁護士会宛助言的意見」（2004 年 9 月 3 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4551c0d04.html>）のパラ 5。同性愛者であると決めつけられたことを理由に迫害を受けたと主張する申請者についての、米国・*Kirasi Amanfi v. John Ashcroft, Attorney General* 事件判決（Nos. 01-4477 and 02-1541, (3rd Cir. 2003)、2003 年 5 月 16 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/47fdfb2c1a.html>）も参照。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

るとされる可能性がある⁸⁴。性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティに関する世界の主要宗教の教義はそれぞれ異なっており、一部は時の経過とともに、または特定の文脈において、変更もされてきた。その対応は、徹底的な非難（同性愛を「忌むべき行為」、「罪業」、「異常」または背教行為とみなすことも含む）から、多様な性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティの完全な許容まで、さまざまである。LGBTI ではない者も、たとえば（誤って）LGBTI とみなされた場合、または LGBTI もしくはその権利を支持している（もしくはそうみなされた）場合には、宗教を理由に迫害を受ける可能性がある。

43. LGBTI に対して宗教的な集団およびコミュニティが抱いている否定的態度は、信者間で同性間の行為またはトランスジェンダー的振る舞いもしくはアイデンティティの表現をやめさせようとすることから、抗議、殴打、名前を挙げて辱めることおよび「破門」、または処刑さえも含む積極的な反対に至るまでの、多様な表れ方をとりうる。宗教および政治的意見の事由は、宗教上の制度と国の制度が明確に分離されていないときは重複する場合がある⁸⁵。宗教的組織は、事実であるか否かに関わらず、LGBTI が自分たちの教義または体制に反対しているとみなすこともある。なお、LGBTI である申請者が、自分が危害またはその脅威を受けた教派に対する信仰を維持する場合もある。

特定の集団の構成員であること

44. 1951 年条約は、特定の社会的集団の具体的リストを掲げていない。むしろ、「特定の社会的集団の構成員であること」という文言は、発展的に解釈されるべきものであり、様々な社会における多様かつ変化する性質や発展する国際人権規範に対して開かれたものである⁸⁶。UNHCR は、特定の社会的集団を以下のように定義している。

迫害のおそれ以外に共通の特性を共有する者、あるいは、社会により一つの集団として認識される者の集団〔をいう〕。ここにいう特性とは、多くの場合、生来の、変更不可能な特性若しくはアイデンティティ、良心又は人権の行使の根源をなすものを指す。⁸⁷

45. この定義に反映されている、「特定の社会的集団」を明らかにすることに対する 2 つのアプローチ——「保護される特性」アプローチおよび「社会的認知」アプローチ——は、いずれか一方が満たされればよい基準であり、両方が満たされなければならないものではない。「保護される特性」アプローチでは、ある集団を結びつけるものが、生来のもしくは不変の特性、または人間の尊厳にとって根源的であるために放棄することを強要されるべきではない特性であるかどうか吟味される。他方、「社会的認知」アプローチでは、特定の社会的集団が、当該集団を認識可能にし、または当該集団の構成員を社会一般から区別する共通の特性を共有しているかどうか吟味される。

⁸⁴ UNHCR・ジェンダー関連迫害ガイドライン、25 段落。類推例として、*In Re S-A* 事件における米国移民上訴委員会の仮決定第 3433 号（2000 年 6 月 27 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b6f224.html>）参照。

⁸⁵ UNHCR・ジェンダー関連迫害ガイドライン、26 段落。

⁸⁶ UNHCR・社会的集団ガイドライン、3 段落。

⁸⁷ UNHCR・社会的集団ガイドライン、11 段落。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

46. 「保護される特性」アプローチと「社会的認知」アプローチのどちらを適用するにせよ、これらのアプローチのいずれかを正しく適用する場合、レズビアン⁸⁸、ゲイの男性⁸⁹、バイセクシュアル⁹⁰およびトランスジェンダー⁹¹が難民の定義にいう「特定の社会的集団」の構成員となることは、広く認められている⁹²。インターセックスの申請者による申請は相対的に少ないものの、これらの者も、いずれかのアプローチに基づき、一見して「特定の社会的集団」に該当することになる。

47. 性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティは、生来のもしくは不変の特性、または人間の尊厳にとって根源的であるために放棄することを強要されるべきではない特性とみなされる。申請者のアイデンティティが発展途上である場合、申請者は、自己の性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを流動的なものとして説明したり、自己のセクシュアリティおよび／またはアイデンティティについての混乱もしくは不確かさを表明したりすることもある。どちらの状況においても、いずれにせよ、これらの特性は申請者の発展途上のアイデンティティにとって根源的であり、社会的集団の事由に含めることが妥当であると考えられる。

48. 難民の定義の適用上、社会的集団の構成員がおたがいに連携しており、または社会的に可視化されている必要はない。「社会的認知」とは、団体または結社の構成員の間で存在している場合がある、共同体としての感覚または集団への自己同一化を示唆するものではない。したがって、社会的集団の構成員は、構成員相互にとってさえ認識不可能な場合もある⁹³。

49. 審査官は、わかりやすい指標（またはそれが存在しないこと）を含む、固定観念または憶測に依拠しないようにするべきである。このような対応は、申請者が特定の社会的集団の構成員であることの立証に際して誤った結論を導く可能性がある。LGBTI が全員、固定観念的

⁸⁸ たとえば、*Pitcherskaia v. INS* 事件判決（前掲注 45）、カナダ移民難民委員会の *Decisions VA0-01624 and VA0-01625 (In Camera)* (2001 年 5 月 14 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/48246f92.html>)、*Islam (A.P.) v. Secretary of State for the Home Department; R v. Immigration Appeal Tribunal and Another, Ex Parte Shah (A.P.)* 事件の英国貴族院(司法委員会)判決(1999 年 3 月 25 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3dec8abe4.html>)、8-10 頁参照。

⁸⁹ たとえば、*Matter of Toboso-Alfonso* 事件決定（前掲注 32）、*Refugee Appeal No. 1312/93, Re GJ* 事件のニュージーランド難民認定不服審査局決定（1995 年 8 月 30 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b6938.html>）参照。

⁹⁰ たとえば、*VR4W v. Minister for Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs* 事件のオーストラリア連邦裁判所判決（[2004] FCA 1133、2004 年 9 月 3 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4dada05c2.html>）、カナダ移民難民委員会の *Decision T98-01159*（2000 年 3 月 13 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4dada1672.html>）参照。

⁹¹ たとえば、*RRT Case No. 0903346* 決定（前掲注 24）、*CE, SSR, 23 juin 1997, 171858, Ourbih* 事件のフランス国務院判決（171858、1997 年 6 月 23 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b67c14.html>）参照。

⁹² 性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティは、一部の国際地域法および国内法では難民の定義に明示的に含まれている。たとえば欧州連合は、特定の社会的集団の定義を採用する際、「出身国の状況によって、特定の社会的集団には、性的指向という共通の特性に基づく集団が含まれる場合もある」ことを認めている（EU 資格指令第 10 条）。

⁹³ UNHCR・社会的集団ガイドライン、15-16 段落。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

な概念にしたがった外見または振る舞い方をするわけではない。加えて、視覚的に表現された属性または特性によって、申請者が LGBTI の社会的集団に属するという認定が強化されることはあっても、それは当該集団の承認の前提ではない⁹⁴。実際のところ、個人の集団は、まさに迫害を回避するために、社会のなかで自分たちの特性を顕示しないようにしようとする場合もある（前掲 30 - 33 段落参照）⁹⁵。「社会的認知」アプローチにおいては、共通の属性が文字どおり肉眼で見えることも、一般社会が当該属性を容易に判別できることも、必要とされない⁹⁶。さらに、当該集団の特定の構成員またはその共通の特性が社会で公に知られていることも不必要である。判断は、単純に、ある集団がより一般的・抽象的な意味で「認識可能」であるか、または「社会から区別されている」かどうかに基づいて行なわれる。

政治的意見

50. 政治的意見という文言は、国家機構、社会または政策が関わるあらゆる事柄についてのいかなる意見も包含するものとして、幅広く解釈されるべきである⁹⁷。これには、家庭で期待されるジェンダー上の役割、または教育、労働もしくは生活の他の側面についての意見も含まれる場合がある⁹⁸。多様な性的指向およびジェンダー・アイデンティティの表現は、一定の状況下においては政治的とみなされる可能性があり、そのような非同調性が政府の政策に対する挑戦とみなされる国、またはこのような表現が支配的な社会的規範および価値観を脅かすと考えられる国では、なおさらである。たとえば国内における同性愛の存在を否定したり、ゲイの男性やレズビアンは国民的アイデンティティの一部とはみなされないと主張したりといった反 LGBTI 的発言が、国家の公的レトリックの一環として行なわれることもありうる。

E. 代替的選択肢としての国内避難・再移動

51. 代替的選択肢としての国内避難・再移動 (IFA) という概念は、ある個人を、迫害を受けるのではないかという恐怖について十分な理由のあるおそれが存在しない国内の特定地域に移動させることが可能かどうか、および、事案の特定の事情を踏まえて、当該個人が居を構え、かつ通常の生活を送ることを合理的に期待できる場所はどこかということを意味する⁹⁹。保護は、真正な、意味のあるやり方で受けられなければならない。国連機関、非政府組織、市民社

⁹⁴ フランス庇護権国内裁判所の判決 No. 634565/08015025, C (2009 年 7 月 7 日、要旨は *Contentieux des refuges: Jurisprudence du Conseil d'Etat et de la Cour nationale du droit d'asile - Année 2009*, 26 October 2010, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4dad9db02.html> より入手可能)、58-59 頁では、同性愛者であることを主張せず、かつ公然と明らかなしなかったゲイの男性が難民と認定されている。

⁹⁵ UNHCR・HJ and HT 事件意見書（前掲注 30）、26 段落。

⁹⁶ たとえば以下を参照——UNHCR「*Valdiviezo-Galdamez v. Holder, Attorney General* 事件 - 原告側法廷助言者としての国際連合難民高等弁務官の摘要書」（2009 年 4 月 14 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/49ef25102.html>）、*Gatimi et al. v. Holder, Attorney General* 事件の米国第 7 巡回区連邦控訴裁判所判決（2009 年 8 月 20 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4aba40332.html>）。

⁹⁷ *Canada v. Ward* 事件判決（前掲注 31）。

⁹⁸ UNHCR・ジェンダー関連迫害ガイドライン、32 段落。

⁹⁹ UNHCR「国際的保護に関するガイドライン第 4 号：難民の地位に関する 1951 年の条約第 1 条 A(2) および／または 1967 年の議定書の文脈における『代替的選択肢としての国内避難または再移動』」（2003 年 7 月 23 日、HCR/GIP/03/04、以下「UNHCR・代替的選択肢としての国内避難ガイドライン」）、6 段落。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

会その他の非国家的主体が国家の保護を代替することはできない。

52. IFA が可能かどうかのアセスメントにおいては、難民申請の包括的アセスメントの文脈を踏まえ、主として 2 つの観点から分析を行なう必要がある。(i) 妥当性分析(the relevance analysis)¹⁰⁰と(ii) 合理性分析(the reasonableness analysis)¹⁰¹である。国内避難・再移動先の提案の妥当性および合理性を検討するにあたっては、ジェンダーに関わる事項も考慮しなければならない。

53. 妥当性分析について、問題の国が同性間の関係を犯罪化しており、かつ関連の法律を執行している場合は、このような法律が領域全体で適用されていると推定するのが通例である。迫害に対する恐怖がこのような法律に関連している場合、IFA の検討は妥当性を欠くことになろう。トランスジェンダーまたはインターセックスである個人に対し、希望する場合に適当な医学的治療にアクセスし、かつこのような治療を受けること、または公文書に記載された性別を変更することを認めない法律も、通常は全国的に適用されるものであり、再移動先の提案を検討する際に考慮すべきである。

54. さらに、多くの場合、LGBTI に対する不寛容さは全国的に存在する傾向があるため、代替的選択肢としての国内避難を利用できないことが多い。再移動は、そのために申請者が、もともと受けていた迫害または新たな形態の迫害にさらされる場合には、妥当な選択肢ではない。また、再移動にともない、安全のために自己の性的指向および/またはジェンダー・アイデンティティを(ふたたび)秘匿しなければならない場合(前掲パラ 30 - 33 参照)、IFA を利用すべきではない¹⁰²。

55. 国によっては、時として都市部に局地化される形で社会的および政治的進展が見られることもあり、一定の場合にはこのような地域が代替的選択肢としての再移動先となることもある。その際に重要なのは、提案されている再移動先を特定し、かつ当該地域についての出身国情報を収集すること(さらに詳しくは後掲パラ 66 参照)も含め、再移動に関する分析が特定の事案において妥当であることを立証する責任は審査官の側にあるのを忘れないようにすることである¹⁰³。

56. 国内避難の合理性について判断する際には、審査官は、申請者の個人的事情¹⁰⁴、過去の

¹⁰⁰ この分析において吟味されるべき要素は以下のとおりである——再移動先の地域は、当該個人にとって、実際に、安全にかつ合法的にアクセス可能であるか。迫害の主体は国家的主体か、または非国家的主体か。申請者は、再移動した場合に迫害その他の深刻な危害を受けるおそれにさらされるか。

¹⁰¹ この分析において吟味されるべき基準は、申請者は、不当な苦難に直面することなく、相対的に通常の生活を送ることができるかという点である。

¹⁰² たとえば、*Okoli v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)* 事件のカナダ連邦裁判所判決 (2009 FC 332, 2009 年 3 月 31 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4a5b4bfa2.html>) において、不変の特性(すなわち申請者の性的指向)の秘匿は、代替的選択肢としての国内避難のアセスメントにおいては「容認できない要件」であると認定されたこと(36-37, 39 段落)を参照。また、*HJ and HT* 判決(前掲注 30)の 21 段落も参照。

¹⁰³ UNHCR・代替的選択肢としての国内避難ガイドライン、33-34 段落。

¹⁰⁴ 米国・*Boer-Sedano v. Gonzales* 事件判決 (418 F.3d 1082, (9th Cir. 2005)、2005 年 8 月 12 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4821a2ba2.html>) では、申請者の[HIV 陽性であるという]健康状態を理由

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

迫害の有無、安全および安心感、人権の尊重ならびに経済的生存の可能性¹⁰⁵を吟味すること等により、提案されている再移動先への帰還によって不当な苦難が生じることがないかどうかのアセスメントを行なう必要がある。申請者は、最低水準の政治的、市民的および社会経済的権利にアクセスできなければならない。女性は、得られる経済的機会が男性よりも少なく、または男性である家族構成員と離れて生活することはできない場合もあり、この点について事案の全般的文脈における評価が行なわれるべきである¹⁰⁶。

F. 後発的主張

57. 後発的主張は、庇護国における申請者の活動の結果として、または申請者の出身国で出国後に生じた（もしくは生じつつある）事件を受けて、庇護国への到着後に発生するものである¹⁰⁷。後発的主張は、庇護国への到着後に申請者の人格的アイデンティティまたはジェンダーの表現が変化した場合にも発生することがある。LGBTI である申請者のなかには、庇護国に到着するまで LGBTI であることを自認していなかった者や、出身国では自己の性的指向もしくはジェンダー・アイデンティティに基づく行動を意識的にしないことにしていた者がいる場合もあることに注意すべきである。したがって、迫害を受けるのではないかとという恐怖が申請者の庇護国滞在中に発生・表出し、もって後発難民としての主張が生じる場合がある。このような主張は、LGBTI が政治的行動やメディア活動に従事したり、その性的指向が他の者によって暴露されたりした場合に発生することが多い。

V. 手続上の問題

全般

58. LGBTIは事前スクリーニングも含めて難民認定手続全体を通じて支援的な環境を必要としており、これには、自己の主張を全面的にかつ恐怖を抱くことなく提示できるようにするためである。安全な環境は、法的代理人との相談の際にも同様に重要である。

59. あらゆる形態の差別、憎悪および暴力は、主張を提示する申請者の能力に有害な影響を及ぼす可能性がある。申請者によっては、恥の感覚、内面化された同性愛嫌悪およびトラウマに深く影響され、その結果、自己の主張を提示する能力が著しく減衰することもある。申請者が自己のアイデンティティを受け入れる途上にある場合、または自己の性的指向およびジェンダー・アイデンティティを公然と表現することに対する恐怖を抱いている場合には、自分が受けた迫害または恐れている迫害の真の規模を明らかにしながらない場合がある¹⁰⁸。一般的には、スクリーニング段階で、または面接の初期段階で自己の性的指向またはジェンダー・アイ

として、再移動は合理性を欠くと認定されている。

¹⁰⁵ UNHCR・代替的選択肢としての国内避難ガイドライン、22-30 段落。

¹⁰⁶ UNHCR・ジェンダー関連迫害ガイドライン。

¹⁰⁷ UNHCR ハンドブック、94、96 段落。

¹⁰⁸ LGBTI である申請者のなかには、たとえば、当初は自己の性的指向を決めつけられたと述べ、または性的指向もしくはジェンダー・アイデンティティと関係のない事由に基づく申請をしておいて、やがて自分が LGBTI であると表明するなど、手続の過程で主張内容を変える者もいることがある。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

デンティティを明らかにしなかったことを理由に、不利な判断を行なうべきではない。性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを理由とする申請は、しばしば複雑な性質を有しているため、迅速処理手続の対象とすること、または「安全な出身国」概念を適用することには適さないのが一般的である¹⁰⁹。

60. 性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティに関わる難民性の主張が難民認定手続の過程で適正に考慮されるようにするために、以下の措置が念頭に置かれるべきである。

- i. 開かれた、安心感を持たせることのできる環境は、面接官と申請者との信頼関係を確立するうえで決定的に重要であることが多く、また配慮を要する個人情報の開示にも役立つ。面接官は、面接を開始する段階で、申請のあらゆる側面が秘密裡に扱われる旨を申請者に対して保障しなければならない¹¹⁰。通訳者も守秘義務を負う。
- ii. 面接官および審査官は、LGBTI に関する固定観念的な、不正確なまたは不適当な見方に基づいて結論を出すことがないよう、客観的アプローチを維持する必要がある。固定観念に基づく一定の振る舞い方や外見が見られること（または見られないこと）を根拠に、申請者が特定の性的指向またはジェンダー・アイデンティティを有している（または有していない）という結論を出すべきではない¹¹¹。LGBTI を代表する普遍的な特性または資質が存在しないのは異性愛者の場合と同様である。LGBTI の人生経験も、たとえ同じ国の出身であっても、著しく異なる場合がある。
- iii. 面接官や通訳者は、言葉によってであれ身振りを通じてであれ、申請者の性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、性的振る舞いまたは関係のパターンに関するいかなる判断も表明しないようにしなければならない。多様な性的指向およびジェンダー・アイデンティティについて居心地の悪さを感じる面接官や通訳者は、距離を置くような、または相手を貶めるような身振りを意図せずして行なう場合がある。したがって、自己認識および専門的研修（iv 参照）は、公正な難民認定のきわめて重要な側面である。
- iv. 審査官、面接官、通訳者、支援者および弁護士代理人を対象とした、LGBTI による難民申請の特有の側面に関する専門的研修は、きわめて重要である。
- v. 攻撃的でなく、多様な性的指向およびジェンダー・アイデンティティへの肯定的傾向を示す用語（とくに申請者自身の言語による用語）を用いることが欠かせない¹¹²。不適切な用語を使用すると、申請者が恐怖の実際の性質を提示しにくくなる可能性がある。攻撃的用语は、たとえばいじめまたはいやがらせの行為において、迫害の一環として用いられる場合もある。一見すると中立的または科学的な用語でさえ、侮蔑的用语と同じ効果を持つこともありうる。たとえば「ホモセクシュアル」（同性愛）という用語は、広く使用されているとはいえ、一部の国では軽蔑的用语ともみなされている。

¹⁰⁹ UNHCR 「迅速庇護手続との関連で効果的な救済を受ける権利に関する声明」（2010 年 5 月 10 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4bf67fa12.html>）、11-12 段落。

¹¹⁰ UNHCR・ジェンダー関連迫害ガイドライン、35、36iv 段落。

¹¹¹ この問題は米国の多くの裁判所で扱われてきた。*Shahinaj v. Gonzales* 事件（481 F.3d 1027, (8th Cir. 2007)、2007 年 4 月 2 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4821bd462.html>）、*Razkane v. Holder; Attorney General* 事件（No. 08-9519, (10th Cir. 2009)、2009 年 4 月 21 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4a5c97042.html>）、*Todorovic v. US Attorney General* 事件（No. 09-11652, (11th Cir. 2010)、2010 年 9 月 27 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4cd968902.html>）の各判決を参照。

¹¹² 適当な用語法の提案は、前掲 9-12 段落参照。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

- vi. 面接官または通訳者のジェンダーについて申請者から具体的要請がある場合、好意的に考慮すべきである。このことは、申請者が微妙な問題についてできるかぎりオープンに証言するうえで役に立つであろう。また、通訳者の出身国、宗教または文化的背景が申請者と同じである場合、申請者の恥の感覚が高まり、申請に含まれるあらゆる関連の側面を全面的に提示できにくくなるおそれがある。
- vii. 性的暴力の事件に関する質問は、被害者が男性であれ女性であれ、他の性的暴行の被害者の事案と同じ配慮をもって行なわれなければならない¹¹³。庇護希望者の人間としての尊厳の尊重は、常に指導的原則に位置づけられるべきである¹¹⁴。
- viii. 性的指向および/またはジェンダー・アイデンティティを理由として女性が行なう申請については、UNHCR・ジェンダー関連迫害ガイドラインに追加的保障措施が示されている¹¹⁵。女性の庇護希望者の面接は、たとえば、女性が自己の主張を提示する機会を持てるよう、男性の家族構成員がいない場で個別に実施するべきである。
- ix. 子どもの申請者の事案では、優先的処理の対象とし、かつ有資格の後見人および法的代理人を任命することを含む、特別な手続的保障が適用される¹¹⁶。

61. ある個人が、同性間の関係が犯罪化されている国で庇護を希望している場合、このような法律により、庇護希望者が庇護手続へのアクセスを妨げられたり、難民認定面接の際、自己の性的指向またはジェンダー・アイデンティティに言及できなくなったりすることがありうる。このような状況においては、UNHCRが、そのマンデートに基づいて難民認定を実施する等の手段により、事案に直接関与することが必要になる場合もある¹¹⁷。

信憑性と、申請者の性的指向および/またはジェンダー・アイデンティティの立証

62. 申請者のLGBTIとしての背景を確認することは、基本的には信憑性の問題である。このような事案における信憑性のアセスメントは、個別に、配慮のあるやり方で実施されなければならない。性的実践に焦点を当てるのではなく、申請者の個人的な認識、感情ならびに差異経験、スティグマ（烙印）を押された経験および辱められた経験をめぐる諸要因について検討することは、通常、申請者の性的指向またはジェンダー・アイデンティティを確認するうえで審

¹¹³ UNHCR・ジェンダー関連迫害ガイドライン、36viii、xi 段落。

¹¹⁴ UNHCR「摘要：性的指向およびジェンダー・アイデンティティに関わる難民申請についての非公式専門家会合」（2011年9月10日、以下「UNHCR・非公式専門家会合摘要」、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4fa910f92.html>）、34 段落。

¹¹⁵ UNHCR・ジェンダー関連迫害ガイドライン、35-37 段落。

¹¹⁶ UNHCR「国際的保護に関するガイドライン第8号：難民の地位に関する1951年条約第1条(A)2および第1条(F)ならびに/または1967年議定書に基づく子どもの庇護申請」（2009年12月22日、HCR/GIP/09/08、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4b2f4f6d2.html>）、65-77 段落。

¹¹⁷ UNHCRが個別の難民認定を実施し、そのマンデートに基づいて難民の認定を行なうよう求められるのは、一般的には、国家が国際難民文書に加入していない場合か、加入はしたもののまだ国内手続を確立しておらず、もしくはこれらの手続が全面運用されていない場合のみである。したがって、このような任務は、国際難民文書の加盟国でも非加盟国でも行なえることがある。このような状況にあっては、UNHCRは、保護を目的として（たとえば国際法で禁じられた送還、もしくは拘禁から難民を保護するために）、かつ/または恒久的解決の便宜を図るために、難民認定を実施することになる。たとえば、UNHCR「*MM (Iran) v. Secretary of State for the Home Department* 事件—国際連合難民高等弁務官を代表しての陳述書」（2010年8月3日、C5/2009/2479、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4c6aa7db2.html>）、11 段落参照。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

査官にとって役立つ可能性が高い¹¹⁸。

63. 一方的価値判断をはさまないようなやり方で作成された、自由回答型の質問および具体的質問の両方を活用することにより、申請者は、自己の申請内容をむきになったりせず説明できるようになることがある。面接の準備に際して質問リストを作成することは役に立つ場合があるが、行なうべき質問を定型化した万能のひな型も、「正しい」回答の一群も存在しないことを念頭に置いておくのが重要である。有益な質問領域としては以下のものを挙げられよう。

- i. 自己認識：LGBTI としての自己認識は、申請者の性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを示すものとしてとらえられるべきである。申請者の社会的・文化的背景も、その自己認識のあり方に影響を及ぼす場合がある。たとえば、深い恥の感覚や内面化された同性愛嫌悪を有していて、自分の性的指向を否定したり、異性愛的な規範および役割に一致する言語的・身体的振る舞いをとったりする LGBTI もいる。著しく不寛容な国出身の申請者は、たとえば自分が LGBTI であることを容易に認めないかもしれない。申請者が LGBTI であることをうかがわせる他の事情がある場合は、これだけで、申請者の請求の根拠に性的指向またはジェンダー・アイデンティティが含まれている可能性を排除するべきではない。
- ii. 児童期：場合により、LGBTI が自分のアイデンティティを完全に理解するようになる前に、子どもとして「違和感」を感じていることもある。関連性があるときは、この「違和感」経験を掘り下げることで、申請者のアイデンティティを立証するのに役立つ可能性がある。成人の性的指向の基盤となる中核的好意(core attractions)は児童期中期から思春期前期にかけて表れると考えられる¹¹⁹が、もっと成長するまで同性に対する好意を経験しない者もいる。同様に、(前) 思春期よりも児童期のほうがジェンダー規則の規範性または厳格性が弱い社会が多いので、自分のジェンダー・アイデンティティを完全に意識するのが思春期、前成人期またはそれ以降にずれこむ場合もある。
- iii. 自己実現：「カミングアウト」という表現は、LGBTI が LGBTI としての自分のアイデンティティを受け入れ、かつ／または自己のアイデンティティを他者に伝えることの両方を意味することがある。このような両方の意味での「カミングアウト」または自己実現プロセスに関する質問は、申請者に、出身国および庇護国におけるものも含む自己のアイデンティティについて話をさせる有益な方法となるかもしれない。たとえば他人との関係を実際に追求したり、自己のアイデンティティを公然と表現したりするかなり前から、自分が LGBTI であることを知っている人々もいる。なかには、自己の性的指向についてはっきりと自覚する前に、たとえば(同性・異性のパートナーとの) 性的活動を行なう者もいるかもしれない。偏見および差別によって自己の性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを受け入れることが困難になる場合もあることから、これには時間がかかることもある¹²⁰。
- iv. ジェンダー・アイデンティティ：トランスジェンダーである申請者が、自己の外見を自ら選好するアイデンティティと合致させるのに役立つ何らかの治療その他の処置を受けていないことは、当該申請者がトランスジェンダーではない証拠として受け取られる

¹¹⁸ UNHCR・非公式専門家会合摘要、32 段落。

¹¹⁹ APA, Sexual Orientation and Homosexuality.

¹²⁰ APA, Sexual Orientation and Homosexuality.

Original: UNHCR, "Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees", HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

べきではない。トランスジェンダーのなかには、移行の一環としての治療を受けることなく自ら選んだアイデンティティと同一化する者もいれば、そのような治療にアクセスできない者もいる。トランスジェンダーである申請者が移行の過程でとった対応について質問してみるのが適当なこともある。

- v. 非同調性: LGBTI である申請者は、そのセクシュアリティおよび／またはジェンダー・アイデンティティが恥または禁忌とされる文化で成長してきた可能性がある。その結果、人生のいずれかの時点で自己の性的指向またはジェンダー・アイデンティティと格闘するかもしれない。これにより、家族、友人、コミュニティおよび社会一般から距離を置き、またはこれらの集団と対立する場合もある。承認を受けられないという経験や「異なる存在」または「他者」であるという経験をしたことにより、恥の感覚、スティグマ（烙印）の感覚または孤立感が生じることもある。
- vi. 家族関係: 申請者は、自己の性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを近い家族構成員に対して明らかにしている場合もあれば、そうでない場合もある。このような開示には困難がともなう場合があり、家族構成員による暴力的かつ虐待的な反応につながる可能性もある。また、前述した通り、申請者は、結婚もしくは離婚しており、かつ／または子どもがいる場合もある。これらの要素自体は、申請者が LGBTI でないことを意味しない。既婚者である申請者の信憑性について懸念が生じたときは、申請者に対し、結婚の理由についていくつか質問してみるのが適当な場合がある。結婚し、かつ／または子どもがいる理由について、申請者が一貫した合理的な説明を行なえるのであれば、証言の当該個所の信憑性が認められるべきである¹²¹。
- vii. 情愛関係および性的関係: 申請者がパートナーと関係を持っており、かつパートナーに魅力を感じていること、または将来関係を持ちたいと思っていることは、通常、LGBTI の語り表れてくる。ただし、とくに若い LGBTI の場合、全員に情愛関係または性的関係の経験があるわけではない。申請者が出身国でいかなる関係も持たなかったことがないからといって、必ずしも LGBTI でないということにはならない。これはむしろ、危害を避けようとしていたことの表れである場合もある。また、申請者が同性間の関係を持ってきたとして、審査官は、過去および現在の関係について質問する際には配慮をしなければならない。そこには、申請者が面接の場で話し合うのをためらうかもしれない個人情報が含まれるからである。申請者の性生活に関する詳細な質問はしないようにすることが求められる。それは、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを理由に迫害を受けるおそれがあるという申請者の恐怖に十分な理由があるか否かを確認する、効果的な手法ではない。面接官および審査官は、性的指向およびジェンダー・アイデンティティが、性的行為を通じて明らかにされているか否かに関わらず、個人のアイデンティティに関わる事柄であることを念頭に置いておく必要がある。
- viii. コミュニティ関係: 出身国および保護国における LGBTI の連絡先、グループおよび活動に関する申請者の知識について質問することは、有益である場合がある。ただし、出身国で自己の性的指向またはジェンダー・アイデンティティを公にしていなかった申請者は、LGBTI の会合場所や文化についての情報を持っていない可能性があることに、重要な点として注意しておかなければならない。たとえば、一般的に知られている LGBTI グループの会合場所および活動について知らないことは、必ずしも、申請者に

¹²¹ USCIS, Guidance for Adjudicating LGBTI Claims, pp. 39-40.

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

信憑性が欠けることの表れとはならない。庇護国で LGBTI コミュニティの他のメンバーと関わりを持っていないこと、または庇護国の LGBTI グループに加入していないことは、経済的要因、地理的所在、言語・文化面の障壁、そのような機会の欠如、個人的選択、または発覚に対する恐れによって説明できる可能性がある¹²²。

- ix. 宗教：申請者の人格的アイデンティティが信仰、宗教および／または信条と関わっているときは、その性的指向またはジェンダー・アイデンティティについての追加的な語りとしてこれを検討することが有用である場合もある。LGBTI の人生における宗教の影響は、複雑かつ動態的なものに、また相反する感情の源泉になることがありうる¹²³。

証拠規則関連の事項

64. 申請者自身の証言は第一義的な、またしばしば唯一の証拠の源泉であり、迫害が家族構成員またはコミュニティによって行なわれる場合はなおさらである。出身国情報が存在しない場合、審査官は申請者の陳述だけに依拠しなければならないことになる。通常は、申請者の身の上を明らかにするには面接だけで十分なはずである¹²⁴。申請者に対し、親密な行為の証拠となる文書または写真の持参を期待し、または求めることはあってはならない。性的指向を立証する方法として、カップルが面接の場に同席することを期待するのも不適切とされよう。

65. 申請者の性的指向を医学的に「検査」することは基本的人権の侵害であり、行なわれてはならない¹²⁵。他方、移行関連手術、ホルモン治療または（インターセックスの場合）生物学的特性に関する医学的証拠は、個人的な語りの裏づけとなる場合がある。

66. LGBTI の状況および処遇に関する、関連性および具体性のある出身国情報は存在しないことが多い。これにより、申請者の主張には理由がない、または当該国において LGBTI の迫害は行なわれていないという結論を自動的に導き出すべきではない¹²⁶。国際機関その他のグループが LGBTI に対する人権侵害を監視・記録できる度合いは、多くの国で依然として限られている。活動が盛んになれば人権擁護活動家が攻撃されることも多く、人権侵害を記録する能力が妨げられる。性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティをめぐる問題につきまとうスティグマ（烙印）も、事件が報告されない状況を助長する。一定の集団、とくにバイセクシュアル、レズビアン、トランスジェンダーおよびインターセックスである人々については、とりわけ情報が不足する場合がある。他のいずれかの集団に関する情報に基づいて自動的に結論を引き出さないようにすることが、きわめて重要である。ただし、他のいずれかの集団に関する情報も、一定の状況下では、申請者が置かれた状況をうかがわせるものとなる場合が

¹²² *Essa v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)* 事件におけるカナダ連邦裁判所判決（2011 FC 1493、2011 年 12 月 20 日、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4f901c392.html>）の 30-31 段落では、申請者がゲイであるならば庇護国においてゲイの会合場所に行っているか、またはそれについて知っているはずであるという〔カナダ移民難民〕委員会の主張には合理性がないと認定されている。

¹²³ APA・LGB クライアント診療ガイドライン。

¹²⁴ UNHCR ハンドブック、196、203-204 段落。

¹²⁵ さらに詳しくは、「性的指向を理由とする迫害を根拠とした難民申請の信憑性について判断する目的でチェコ共和国において実施されている陰茎血流測定検査に関する UNHCR のコメント」（2011 年 4 月、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4daeb07b2.html>）参照。

¹²⁶ たとえば *Molnar v. Canada* 事件判決（前掲注 39）参照。

Original: UNHCR, “Guidelines on international protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees”, HCR/GIP/12/09 (23 October 2012)

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

ある。

以上



General Assembly

Distr.: General
4 May 2015

Original: English

Human Rights Council

Twenty-ninth session

Agenda items 2 and 8

**Annual report of the United Nations High Commissioner
for Human Rights and reports of the Office of the
High Commissioner and the Secretary-General**

**Follow-up to and implementation of the Vienna
Declaration and Programme of Action**

Discrimination and violence against individuals based on their sexual orientation and gender identity

Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights

Summary

The present report is submitted to the Human Rights Council pursuant to its resolution 27/32, in which the Council requested the United Nations High Commissioner for Human Rights to update the report of the Office of the High Commission on violence and discrimination against individuals based on their sexual orientation and gender identity (A/HRC/19/41).



Contents

	<i>Paragraphs</i>	<i>Page</i>
I. Introduction	1 – 2	3
II. Recent developments.....	3 – 8	3
III. Applicable international standards and obligations	9 – 19	4
A. To protect individuals from violence.....	11 – 12	5
B. To prevent torture and ill-treatment.....	13 – 14	5
C. To decriminalize homosexuality and to repeal other laws used to punish individuals on the basis of sexual orientation and gender identity	15	6
D. To protect individuals from discrimination on grounds of sexual orientation and gender identity	16 – 17	6
E. To protect rights to freedom of expression, association and assembly and to take part in the conduct of public affairs	18 – 19	7
IV. Homophobic and transphobic violence	20 – 40	7
A. Context.....	20 – 25	7
B. Killings	26 – 30	8
C. Other violence, including sexual violence	31 – 33	9
D. Torture and ill-treatment.....	34 – 38	10
E. Positive developments since 2011	39 – 40	11
V. Discrimination.....	41 – 75	12
A. Discriminatory laws.....	43 – 49	12
B. Discriminatory practices	50 – 70	14
C. Positive developments since 2011	71 – 75	19
VI. Conclusions and recommendations	76 – 81	20
A. States.....	78 – 79	20
B. National human rights institutions	80	21
C. Human Rights Council	81	22

to ensure that perpetrators face administrative, civil or criminal responsibility, as appropriate.¹⁹ States should also provide legal recognition and protection to same-sex couples²⁰ and protect the rights of their children, without discrimination.²¹

E. To protect rights to freedom of expression, association and assembly and to take part in the conduct of public affairs

18. States have obligations to protect rights to freedom of thought and expression, association and peaceful assembly without discrimination on the grounds of sexual orientation or gender identity. To that end, they should review and repeal discriminatory provisions in domestic legislation that have a disproportionate impact on the exercise of these rights by LGBT persons and others advocating for their rights. States should refrain from directly interfering with these rights and protect LGBT persons exercising these rights from attacks and reprisals through preventive measures and by investigating attacks, prosecuting perpetrators and ensuring remedy for victims.²²

19. States must protect the right to take part in the conduct of public affairs, without discrimination, and ensure that LGBT and intersex persons and organizations defending their rights are consulted with regard to legislation and policies that affect their rights.²³ States should take measures to empower LGBT and intersex persons, and to facilitate their participation in economic, social and political life.²⁴

IV. Homophobic and transphobic violence²⁵

A. Context

20. Due diligence requires States to ensure the protection of those at particular risk of violence – including, in the present context, those targeted because of their sexual orientation and gender identity.

21. United Nations human rights mechanisms continue to receive reports of homophobic and transphobic violence committed in all regions. Such violence may be physical (including murder, beatings, kidnapping and sexual assault) or psychological (including threats, coercion and the arbitrary deprivation of liberty, including forced psychiatric incarceration). These attacks constitute a form of gender-based violence, driven by a desire to punish individuals whose appearance or behaviour appears to challenge gender stereotypes.

22. In addition to “street” violence and other spontaneous attacks in public settings, those perceived as LGBT remain targets of organized abuse, including by religious

¹⁹ See CCPR/C/ALB/CO/2, para. 8, CRC/C/TZA/CO/3-5, paras. 55-56, CAT/C/RUS/CO/5, para. 15, CEDAW/C/CRI/CO/5-6, para. 41, CCPR/C/UKR/CO/7, para. 8, CCPR/C/21/Rev.1/Add.13.

²⁰ See E/C.12/BGR/CO/4-5, para. 17, E/C.12/SVK/CO/2, para. 10, CCPR/C/JPN/CO/5, para. 29.

²¹ See CRC/C/GC/15, para. 8.

²² See CCPR/C/GC/34, para. 26, CCPR/C/GEO/CO/4, para. 8, A/HRC/25/55/Add.3, para. 364, A/HRC/26/29.

²³ See A/HRC/23/36/Add.2, para. 97, CEDAW/C/DEU/CO/6, para. 61, CCPR/C/IRL/CO/4, para. 7.

²⁴ See A/69/365, paras. 24, 76, 87-91, A/HRC/26/39/Add.2, para. 110(a).

²⁵ See also A/HRC/19/41, paras. 20-39.

extremists, paramilitary groups and extreme nationalists.²⁶ LGBT and gender non-conforming youth are at risk of family and community violence. Lesbians and transgender women are at particular risk because of gender inequality and power relations within families and wider society.²⁷

23. Violence motivated by homophobia and transphobia is often particularly brutal, and in some instances characterized by levels of cruelty exceeding that of other hate crimes.²⁸ Violent acts include deep knife cuts, anal rape and genital mutilation, as well as stoning and dismemberment.²⁹

24. United Nations experts have condemned the persistence of impunity for these violations and repeatedly called for investigation, prosecution and punishment, and reparations for victims.³⁰ Reported shortcomings include ineffective police action, failure to register cases, loss of documents, inappropriate classification of acts, including physical assault as a minor offence, and investigations guided by stereotypes and prejudices.³¹

25. In most countries, the absence of effective systems for recording and reporting hate-motivated violence, or “hate crimes”, against LGBT persons masks the true extent of violence. Where they exist, official statistics tend to understate the number of incidents.³² Victims are often reluctant to report their experiences for fear of extortion, breach of confidentiality or reprisals. In addition, prejudicial and inexact categorization of cases results in misidentification, concealment and underreporting.³³ Failure to investigate, prosecute and punish violations when reported also contributes to incomplete assessments of the scale of violence.³⁴

B. Killings

26. Hate-motivated killings of LGBT individuals have been documented in all regions. The Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions has noted “grotesque homicides” perpetrated with broad impunity, allegedly at times with the “complicity of investigative authorities” (A/HRC/26/36/Add.1, para. 85). Treaty bodies, special procedures and United Nations agencies continue to express alarm at such killings and related patterns of violence, including the murder of transsexual women in Uruguay³⁵ and of Black lesbian women in South Africa.³⁶ In an assault in Chile, a gay man was beaten and killed by neo-Nazis, who burned him with cigarettes and carved swastikas into his body.³⁷

²⁶ See A/HRC/26/50, paras. 10, 14-15, A/HRC/28/66, para. 11.

²⁷ See A/HRC/26/38/Add.1, para. 19.

²⁸ See A/HRC/20/16, paras. 71-72, and “An Overview of Violence against LGBTI Persons”, annex – press release 153/14, Inter-American Commission on Human Rights (IACHR), 2014, p. 3.

²⁹ See A/HRC/26/36/Add.1, paras. 85-87.

³⁰ See CCPR/C/BOL/CO/3, para. 7, A/HRC/26/36/Add.1, paras. 85-88, CAT/C/GC/3, paras. 8, 32.

³¹ See A/HRC/23/49/Add.4, para. 23, A/HRC/26/36/Add.1, para. 86.

³² See CCPR/C/URY/CO/5, para. 12, A/HRC/20/16, para. 71.

³³ See A/HRC/20/16, paras. 18, 71.

³⁴ See CCPR/C/GTM/CO/3, para. 11, CCPR/C/DOM/CO/5. The IACHR notes a “major underreporting” of acts of violence against lesbians (see footnote 28, p. 4).

³⁵ CCPR/C/URY/CO/5, para. 12.

³⁶ See A/HRC/20/16, paras. 55, 73, CERD/C/GC/34, para. 23.

³⁷ OHCHR, briefing note on Chile, 30 March 2012.

VI. Conclusions and recommendations

76. The present study is the second on violence and discrimination based on sexual orientation and gender identity requested by the Human Rights Council. While some progress has been made since the first study in 2011, the overall picture remains one of continuing, pervasive, violent abuse, harassment and discrimination affecting LGBT and intersex persons in all regions. These constitute serious human rights violations, often perpetrated with impunity, indicating that current arrangements to protect the human rights of LGBT and intersex persons are inadequate. There is as yet no dedicated human rights mechanism at the international level that has a systematic and comprehensive approach to the human rights situation of LGBT and intersex persons.

77. The recommendations below describe measures to protect individuals from the kinds of human rights violations documented above. They draw from good practices observed in the course of compiling the report and recommendations of United Nations human rights mechanisms.

A. States

78. The High Commissioner recommends that States address violence by:

(a) Enacting hate crime laws that establish homophobia and transphobia as aggravating factors for purposes of sentencing;

(b) Conducting prompt, thorough investigations of incidents of hate-motivated violence against and torture of LGBT persons, holding perpetrators to account, and providing redress to victims;

(c) Collecting and publishing data on the number and types of incidents, while providing for the security of those reporting;

(d) Prohibiting incitement of hatred and violence on the grounds of sexual orientation and gender identity, and holding to account those responsible for related hate speech;

(e) Training law enforcement personnel and judges in gender-sensitive approaches to addressing violations related to sexual orientation and gender identity;

(f) Ensuring that police and prison officers are trained to protect the safety of LGBT detainees, and holding to account State officials involved or complicit in incidents of violence;

(g) Banning “conversion” therapy, involuntary treatment, forced sterilization and forced genital and anal examinations;

(h) Prohibiting medically unnecessary procedures on intersex children;

(i) Ensuring that no one fleeing persecution on grounds of sexual orientation or gender identity is returned to a territory where his or her life or freedom would be threatened, that asylum laws and policies recognize that persecution on account of sexual orientation or gender identity may be a valid basis for an asylum claim; and eliminating intrusive, inappropriate questioning on asylum applicants’ sexual histories, and sensitizing refugee and asylum personnel.

79. States should address discrimination by:

(*以下、原文の黄色マーカーの部分のみ証拠で、その日本語訳)

国連人権委員会

A/HRC/29/23

2015年5月4日

性的指向及び性自認に基づく個人に対する差別及び暴力

国連人権高等弁務官事務所による報告

24. 国連専門家らは、こうした違反行為に対する不処罰状態が継続していることを非難し、調査・起訴・処罰ならびに被害者への賠償を繰り返し求めてきた。報告されている問題点には、警察の非効果的な対応、事件の未登録、書類の紛失、身体的暴行を軽微な犯罪として分類するなどの不適切な行為分類、固定観念や偏見に基づく捜査などが含まれる。

25. ほとんどの国では、LGBTの人々に対する憎悪に基づく暴力、すなわち「ヘイトクライム」を記録・報告する効果的なシステムが存在しないため、暴力の真の規模が隠蔽されている。公式統計が存在する場合でも、事件数は過小評価される傾向にある。被害者は恐喝、守秘義務違反、報復を恐れて経験を報告することを躊躇することが多い。さらに、偏見に満ちた不正確な事件分類が誤認、隠蔽、報告不足を招いている。報告された違反行為を調査・起訴・処罰しないことも、暴力の規模に関する不完全な評価の一因となっている。

26. LGBTの人々に対する憎悪動機による殺害は、すべての地域で記録されている。超法規的・略式・恣意的処刑に関する特別報告者は、広範な不処罰のもとで行われた、「グロテスクな殺人」があり、時には「捜査当局の共犯が疑われる」と指摘している(A/HRC/26/36/Add.1, パラグラフ85)。条約機関、特別手続、国連機関は、ウルグアイでのトランス女性の殺害、南アフリカでの黒人レズビアン女性の殺害を含む殺害や、これに関する暴力の傾向に対して、引き続き深い懸念を表明している。チリでは、ネオナチによる襲撃でゲイ男性が殴打され、タバコで焼かれ、身体に鉤十字(スワスティカ)を刻まれて殺害された事件がある。

78. 高等弁務官は、各国が暴力に対処するため以下の措置を講じることを勧告する: ... (i) 性的指向または性自認を理由とする迫害から逃れる者が、生命または自由が脅かされる地域へ送還されないことを確保すること。庇護法および政策において、性的指向または性自認を理由とする迫害が庇護申請の正当な根拠となり得ることを認めること。庇護申請者の性的経歴に関する不適切かつ過度に踏み込んだ審査手法を排除すること。難民・庇護担当職員の意識向上を図ること。

1951年難民の地位に関する条約及び1967年の議定書の下での
「難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引き」

国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

難民認定基準ハンドブック

— 難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引き —
(改訂版)

国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

日本語版への序

UNHCR 駐日事務所は、この度の「難民認定基準ハンドブック ― 難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引き」日本語訳第四版（改訂版）の刊行を大変喜ばしく思います。ハンドブックは 1994 年に初めて日本語版が発行され、その後 2000 年、2008 年と改訂されました。ハンドブックの英語版には何ら変更がないものの、日本語訳はより明確性を高め、皆様ににとってさらに使いやすいものとなるよう細心が払われました。

UNHCR は 1960 年に国連総会により設立され、その主たる任務は難民に対する国際保護を保障することです。1951 年難民の地位に関する条約（難民条約）は難民の定義を定め、国際保護が必要とされる人々の権利と義務について規定しています。また締約国は、同条約第 35 条の下、UNHCR が任務を遂行する際に協力し、特に UNHCR が難民条約の規定の適用を監督する責務を遂行するうえで便宜を与えることを約束しています。

ハンドブックは、難民条約の解釈に向け、より一貫性のあるアプローチを促進するために高等弁務官の活動に関する執行委員会の参加国の要請により、UNHCR が 1979 年に作成したものです。ハンドブックは「拘束力」があるものではなく、難民の定義および関連する手続要件の解釈において、権威ある文書として政府当局や裁判所により認識され、引用されています。この点は条約法に関するウィーン条約の第 31 条を適用するといった文脈の中でも、関連性があります。

難民条約が採択されてから 60 周年、日本が同条約に加入して 30 周年の節目を迎えた 2011 年 11 月、国会の場において「難民の保護と解決策の探求に向けた継続的な取組みに関する決議」が採択されました。この決議の中で、日本政府は「国内における包括的な庇護制度の確立」への意を新たにしました。UNHCR の観点からすると、「包括的な庇護制度の確立」の重要な要素の一つは、公正かつ効率的な難民認定手続の確立です。UNHCR 駐日事務所はハンドブック改訂版が、政府職員、判事、法律家、そして難民保護に関心を寄せられる方々にとって必要とされる法的解釈の手引きとなり、命令、人権侵害や迫害から逃れてきた人々に国際保護を与えるという重要な仕事の一助となることを願っています。

2015 年 7 月
国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所 代表
マイケル・リンデンバウアー

目次

はじめに	(i) - (vi) 1
序	1- 27 3
「難民」の用語を定義する国際文書	1- 27 3
A. 初期の文書（1921 - 1946）	1- 4 3
B. 1951 年難民の地位に関する条約	5 3
C. 難民の地位に関する議定書	6- 11 4
D. 難民条約及び議定書の主な条項	12 5
E. 国際連合難民高等弁務官事務所規程	13- 19 5
F. 難民の地位に関する地域的文書	20- 23 6
G. 庇護及び難民の待遇	24- 27 7
第一部 難民の地位の認定のための基準	28- 188 9
第 1 章 一般原則	28- 31 9
第 2 章 該当条項	32- 110 10
A. 定義	32- 34 10
(1) 法定難民	32- 33 10
(2) 難民条約における一般定義	34 10
B. 用語の解釈	35- 110 11
(1) 「1951 年 1 月 1 日前に生じた事件」	35- 36 11
(2) 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖	37- 65 11
(a) 一般的分析	37- 50 12
(b) 迫害	51- 53 15
(c) 差別	54- 55 16
(d) 処罰	56- 60 17
(e) 出身国外への不法出国又は不法滞在の結果生じる事態	61 18
(f) 難民と区別される経済的移民	62- 64 18
(g) 迫害の主体	65 18
(3) 「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に」	66- 86 19
(a) 一般的分析	66- 67 19

(b) 人 種	68-70	19
(c) 宗 教	71-73	20
(d) 国 籍	74-76	20
(e) 特定の社会的集団の構成員であること	77-79	21
(f) 政治的意見	80-86	21
(4) 「国籍の外にいる」	87-96	23
(a) 一般的分析	87-93	23
(b) 移発的難民	94-96	25
(5) 「その国籍国の保護を受けることができない者又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」	97-100	25
(6) 「これらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していない者」	101-105	26
(7) 無国籍者又は多国籍者	106-107	27
(8) 地理的範囲	108-110	28
第3章 終止条項	111-139	29
A. 総 論	111-117	29
B. 用語の解釈	118-139	31
(1) 国籍国の保護を任意に再び受けていること	118-125	31
(2) 任意に国籍を回復したこと	126-128	33
(3) 新しい国籍及び保護の取得	129-132	33
(4) 迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有していた国に任意に再び定住すること	133-134	34
(5) 難民となった事情がなくなった国籍保有者	135-136	35
(6) 難民となった事情がなくなった無国籍者	137-139	36
第4章 除外条項	140-163	37
A. 総 論	140-141	37
B. 用語の解釈	142-163	37
(1) 国際連合の保護又は援助を既に受けている者	142-143	37
(2) 国際保護を必要としないと考えられる者	144-146	38
(3) 国際保護に値しないと考えられる者	147-163	39

(a) 戦争犯罪等	150	40
(b) 普通犯罪	151-161	40
(c) 国際連合の目的及び原則に反する行為	162-163	43
第5章 特例案件	164-180	44
A. 戦争難民	164-166	44
B. 軍務脱走者又は兵役忌避者	167-174	44
C. 武力に訴えた又は暴力行為を犯した者	175-180	46
第6章 家族統合の原則	181-188	48
第二部 難民の地位の認定の手續	189-219	50
A. 総 論	189-194	50
B. 事実の立証	195-205	52
(1) 原則及び方法	195-202	52
(2) 「疑わしきは申請者の利益に」の原則 (灰色の利益)	203-204	54
(3) 要 約	205	54
C. 事実を確定するに際し特別の問題を生じる事案	206-219	55
(1) 精神的な障がいを持つ者	206-212	55
(2) 保護者のいない子ども	213-219	57
終わりに	220-223	59
付 録		
I 難民及び無国籍者の地位に関する国際連合全権会議の最終文書からの抜粋		62
II 1951年難民の地位に関する条約		64
III 1967年難民の地位に関する議定書		83
IV 1951年難民の地位に関する条約及び1967年難民の地位に関する議定書の当事国一覧表		87
V 国際軍事裁判所憲章からの抜粋		91
VI 1951年難民の地位に関する条約第1条F(a) (平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪) に関連する国際文書		92
VII 国際連合難民高等弁務官事務所規程		93

は じ め に

- (i) 普遍的な次元での難民の地位は、1951年難民の地位に関する条約及び1967年難民の地位に関する議定書により定められている。これら二つの国際法文書 (international legal instrument) は国際連合の枠組の中で採択されたものである。本書執筆の時点では、78カ国が条約若しくは議定書又はこれら両方の文書の当事国となっている。
- (ii) これら二つの国際法文書は、これらの文書が定規する難民である者に対してのみ適用される。誰が難民であるかに関する評価、即ち難民条約及び議定書に基づく難民の地位の認定は、難民の地位の認定を申請する者が申請の時点で作在する締約国の責務である。
- (iii) 難民条約及び議定書はいずれも加盟国と国連難民高等弁務官事務所のあいだの協力について規定している。この協力は、さまざまな締約国においてとられた指図によれば、難民の地位の認定にも及ぶものである。
- (iv) 高等弁務官の活動に関する執行委員会は、第28回会合において高等弁務官事務所に対し、「政府の指針とするために、難民の地位を認定するための手続及び基準に関するハンドブックを刊行する可能性を検討する」よう要請した。本ハンドブックは、執行委員会のかかる要請に応じで刊行されたものである。
- (v) 本ハンドブックに記載されている「難民の地位を認定するための基準」は、難民条約及び議定書により与えられた「難民」の定義のさまざまな要素を分析、説明している。説明は、1951年難民の地位に関する条約が1954年4月21日に発効して以来25年以上にわたって高等弁務官事務所により採択された知識に基づくものである。その中には、難民の地位の認定に関する諸国の実務、高等弁務官事務所と締約国の権限ある当局とのあいだの意見交換、及び過去四半世紀以上にわたって本主題に関して論じた出版物も考慮されている。本ハンドブックは、実践的な指針として着想されたものであり、難民法に関する論文ではないため、出版物等への言及は意図的に省略されている。
- (vi) 難民の地位の認定のための手続に関しては、ハンドブックの著者は、主としてこの分野に関する執行委員会自身が示してきた原則に導かれている。当然のことながら、諸国の実務に関して入手できた知識も用いられている。
- (vii) ハンドブックは、さまざまな締約国において難民の地位の認定に関与

する政府職員の指針となることが意図されている。また、難民問題に関係するすべての方々にとって、興味深く有益なものであることを期待する。

国際連合難民高等弁務官事務所保護局
1979年9月ジュネーブにて

序

「難民」の用語を定義する国際文書

A. 初期の文書 (1921—1946)

1. 20 世紀の初期には難民問題は国際社会の関心事となったが、当時の国際社会は人道的な理由から難民を保護し、支援する責務を負い始めた。

2. 難民のための国際的な行動の基盤は国際連盟によって確立され、難民のための一連の国際的な合意が採択されるところとなった。これらの文書は 1951 年難民の地位に関する条約の第 1 条 A (1) (下記第 32 節を参照) に言及されている。

3. これらの文書における定義は、それぞれの難民の類型を、その民族的出身、出国した領域及び従前の本国による外交的保護の欠如に関連づけたのであった。このような「類型による」定義の下では、解釈は単純であり、誰が難民であるかを確認するのにさほどの困難をきたすことはなかった。

4. これらの初期の文書の規定の適用を受けていた者が今日の時点で難民の地位の公式の認定を要求することはあまりないとは思われるが、こうした事案も時に生じ得るであろう。これらの者については以下の第 2 章 A において取り扱うこととする。難民条約以前の国際文書の定義を満たす者は通常、法定難民 (statutory refugees) と呼ばれている。

B. 1951 年難民の地位に関する条約

5. 第二次世界大戦後開もなく、難民問題が解決されないままとなるのに伴い、難民の在的地位を規定する新たな国際文書の必要性が感じられるようになった。そこでは、特定の難民の状況に関して採択される暫定的な合意ではなく、どのような者が難民と考えられるべきであるかという一般的な定義を含む文書が望まれるようになっていたのであった。難民の地位に関する条約は、1951 年 7 月 28 日に国際連合の全権会議において採択さ

れ、1954 年 4 月 21 日に発効することとなった。以下の説明の中では、この条約は「難民条約」と言及することとする。

C. 難民の地位に関する議定書

6. 難民条約に盛り込まれた一般的な定義によると、難民とは、「1951 年 1 月 1 日前に生じた事件の結果として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって…」と定義されている。

7. 1951 年という期限による制約が設けられたのは、条約が採択された当時、各国政府がその義務を、その時点で既に存在が知られている難民又は既に発生した事件の結果として生じ得る難民に限定したいという要望から出たものであった (注 1)。

8. 時の経過と新たな難民の発生に伴い、難民条約の条項をこれらの新たな難民にも適用できるようにする必要性が痛感されるようになっていった。その結果、難民の地位に関する議定書が準備されることとなった。国際連合総会による検討を経て、この議定書は 1967 年 1 月 31 日に加入の途が開かれ、1967 年 10 月 4 日に発効することとなった。

9. 同議定書への加入により締約国は難民条約の実体的な条項を、1951 年という期限を設けることなく、難民条約に定義された難民に適用することとなった。このような形で条約に関連づけられているが、議定書は条約とは独立の文書であり、議定書への加入は条約締約国に対してのみ限定されているわけではない。

10. 以下の説明の中では、1967 年難民の地位に関する議定書は「難民議定書」と言及することとする。

11. 本書執筆の時点では、78 か国が難民条約若しくは議定書又はこれら双方の文書の当事国となっている。

D. 難民条約及び認定書の内容

12. 難民条約及び認定書は次のような三つの種類の条項を含んでいる。
 - (i) 誰が難民であるか(また、誰が難民でないか)、更には難民であった者が難民でなくなるのはどのような場合であるかという基本的な定義を定める条項。これらの条項の議論及び解釈は、難民の地位の認定を職務とする方々の指針になることを意図している本ハンドブックの主要な部分を構成することになる。
 - (ii) 難民の法的地位並びに庇護国における難民の権利及び義務を規定する条項。これらの条項は難民の地位の認定の手続には何ら影響を及ぼすものではないが、難民の認定に関する決定が本人や家族に対して実際に大きな影響を有することに鑑みると、難民の認定を委ねられている機関はこれらの条項についても把握しているべきである。
 - (iii) 行政上及び外交上の見地からこれらの文意の実施に関するその他の条項。難民条約第35条及び難民認定書の第2条は、締約国が国際連合難民高等弁務官事務所(以下、「UNHCR」)の任務の遂行に関し同事務所と協力すること、そして、特にこれらの文書の条項の適用を監督する責務の遂行に際し、同事務所に便宜を与えることを規定している。

E. 国際連合難民高等弁務官事務所規程

13. 上記AないしCに述べた文書は難民と考えられる者を定らし、締約国はそれぞれの領域内において難民に対し一定の地位を与えることを要求するものである。
14. 総会の決定に従い、UNHCRが1951年1月1日に設立された。1950年12月14日に総会で採択された第428(V)号決議には事務所規程が添付されている。この規程によれば、高等弁務官は、なにかんずく、国際連合の名において、同事務所の権限の中に入る難民に対して国際保護を提供することを求められている。
15. 規程は高等弁務官の権限の及ぶ者の定義を含んでいる。その定義は、難民条約に含まれている定義と大要即通したものとなつてはいるが、同一というわけではない。これらの定義の故に、高等弁務官は明限による制約

(注2) や地理による制約(注3)にかかわらずなく難民に対し権限を付する。

16. こうして国際連合難民高等弁務官事務所規程の基準を満たす者は、その者が難民条約又は認定書の当事国内にいるかどうか、あるいは、その者がその滞在する国によりこれらの文書のいずれかの下で難民と認定されているかどうかにかかわらずなく、高等弁務官により提供される国際連合の保護を受ける資格がある。こうした難民は、高等弁務官に付与された任務(マンデート)の範囲内にあることから、通常「マンデート難民(mandate refugees)」と呼ばれている。
17. 以上から、人はマンデート難民でもあり、同時に、難民条約又は認定書の下での難民でもあり得ることがわかるであろう。しかしながら、そのような者がこれらの文書のいずれにも拘束されない国に滞在しているかもしれないし、制限的制約や地理的制約により「条約難民」としての認定を受けることができないかもしれない。こうした場合には、かかる者は国際連合難民高等弁務官事務所規程に基づき高等弁務官による保護を受ける資格があるであろう。
18. 上に述べた第428(V)号決議及び国際連合難民高等弁務官事務所規程は、難民問題への対処について各国政府とUNHCRの間の協力を要請している。高等弁務官は、難民に対し国際保護を提供する責務を有する機関として指定されており、特に、難民の保護のための国際条約の締結及び批准を促進し、並びにそれらの適用を監督することを要請されている。
19. こうした協力が、UNHCRの監督的機能と相まって、難民条約及び認定書の下での難民の地位を認定する過程への高等弁務官の本質的な関心の基盤となっている。高等弁務官の果たす役割は、程度の違いこそあれ、多くの政府が懸けている難民の地位の認定手続の中に反映されている。

F. 難民の地位に関する地域的文書

20. 難民条約及び認定書並びに国際連合難民高等弁務官事務所規程に加え、難民に関する地域的な協定、条約及びその他の文書が数多く存在(特にアラブリカ、米州及びヨーロッパに顕著)している。これらの地域的文書は広範

の付与、旅行文書及び旅行の便宜などの事項を扱っている。また、いくつかの文書の中には「難民」という用語、即ち庇護を受ける資格のある者の定義が含まれている。

21. ラテンアメリカにおいては、外交的庇護及び領域的庇護の問題が、国際刑法法に関する条約（1899年モンテヴィデオ）、犯罪人引渡しに関する協定（1911年カラカス）、庇護に関する条約（1928年ハバナ）、政治的庇護に関する条約（1933年モンテヴィデオ）、外交的庇護に関する条約（1954年カラカス）及び領域的庇護に関する条約（1954年カラカス）を含む多くの地域的文書により規程されている。

22. より最近の地域的文書としては、1969年9月10日にアフリカ統一機構（OAU）の元首・政府首脳会議で採択された、アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規定する条約がある。この条約は「難民」という用語の定義を定めており、それは二つの部分によって構成される。その一は難民或は難民における定義（即ち、期限による制約及び地理的制約のない形での難民条約における定義）と全く同一である。その二は、次のような者に対しても「難民」という用語が適用されている。即ち、「外部からの侵略、占領、外国の支配又は出身国若しくは国籍国又は国籍国外に避難所を求めるた公の秩序を著しく乱す事件の故に出身国又は国籍国外に避難所を求めるため、常居所地を去ることを余儀なくされた者」をも「難民」としているのである。

23. 本ハンドブックは、普遍的な二つの国際文書、即ち、難民条約及び議定書の下での難民の地位の認定を取り扱うものである。

6. 庇護及び難民の待遇

24. 本ハンドブックは、難民の地位の認定に密接に関連する諸問題（例えば難民に対する庇護の付与、難民と認定された後における難民の法的待遇）を取り扱っていない。

25. 全権会議の最終文書（Final Act）及び条約の前文は庇護に言及しているが、庇護の付与は難民条約及び議定書の中では規定されていない。高

等事務官は、1948年12月10日及び1957年12月14日に国際連合総会において採択された世界人権宣言及び領域的庇護に関する宣言の精神に基づいて寛容な庇護政策をとるよう常に要請してきているところである。

26. 国の領域内における待遇について言くと、難民に関しては、難民条約及び議定書の主要条項（前述第12節（ii）を参照）により規律されている。更に、難民条約を採択した全権会議の最終文書に盛り込まれた勧告Eに対して注意が払われるべきである。「会議は、難民の地位に関する条約がその義務的範囲を超えて先例としての価値をもつであろうこと、そして、すべての国家がその領域内に難民として滞在している者であつて条約の条件を満たさないものに対しても可能な限り条約の規定する待遇を与えるように導かれるであろうことについて希望を表明する。」

27. この勧告は、難民の用語の定義の基準を完全には満たすわけではないと考えられる者に関する生じることのある問題を国が解決することを可能にしているのである。

第一部 難民の地位の認定のための基準

第1章 一般原則

28. 人は、難民条約の定義に含まれている基準を満たすやいなや同条約上の難民となる。これはその難民の地位が公式に認定されることに必ず先行しているものである。それ故、難民の地位の認定がその者を難民にするのではなく、認定は難民である旨を宣言するものである。認定の故に難民となるのではなく、難民であるが故に難民と認定されるのである。

29. 難民の地位の認定は2段階の過程を経る。まず第1にその事案に関連する事実を確定する必要がある。次に、こうして確定された事実が難民条約及び議定書の定義を当てはめなければならない。

30. 難民条約の難民の定義規定は、該当条項 (inclusion clause)、終止条項 (cessation clause) 及び除外条項 (exclusion clause) から成っている。

31. 該当条項は難民であるために満たさなければならない要件を定義している。これは難民の地位が認定されるための積極的要件をなしている。いわゆる終止条項及び除外条項は消極的要件を定めており、このうち、前者は難民が難民でなくなる条件を、後者は該当条項を満たすにもかかわらずその者に対する難民条約の運用が排除される事柄を列挙している。

第2章 該当条項

A. 定義

(1) 法定難民

32. 難民条約第1条A (1) は法定難民、即ち条約に先立つ国際文書の条項の下で難民と考えられている者について規定している。この条項は、次のとおりである。

「この条約の運用上、『難民』とは次の者をいう。

(1) 1926年5月12日の取極、1928年6月30日の取極、1933年10月28日の条約、1938年2月10日の条約、1939年9月14日の議定書又は国際連難民機関憲章により難民と認められている者

国際連難民機関がその活動期間中いずれかの者について難民としての要件を満たしていないと決定したことは、当該者が (2) の条項をみたす場合に当該者に対し難民の地位を与えることを妨げるものではない。」

33. 上記の列挙は、過去とのつながりを示し、様々な初期の時点で国際社会の固心事となつた難民の国際保護の継続を保障するために行われたものである。既に触れたように (前述第4節を参照)、これらの文書は今日ではその意義をほとんど失っており、それらを議論する実益は少ないであろう。しかしながら、これらの文書のいずれかの下で難民と認められていた者は自動的に難民条約の下での難民となるのである。こうして、いわゆる「ナンセン旅券 (注4)」や国際連難民機関により発行された「資格証明書 (Certificate of Eligibility)」を所持する者は、その者について終止条項のいずれかが適用されるようになるか、又は除外条項のいずれかに該当して適用が除外されない限り、難民条約の下での難民と認められなければならない。このことは、生存している法定難民の子どもにも該当する。

(2) 難民条約における一般的定義

34. 難民条約第1条A (2) によれば、難民とは次のような者を言うとしている。

「1951年1月1日前に生じた事件の結果として、かつ、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外に在る者であつて、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの及びこれら事件の結果として常居所を有していた国の外に在る無国籍者であつて、当該常居所を有していた国に在ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に在ることを望まないもの」

この一般的定義については以下に詳述する。

B. 用語の解釈

(1) 「1951年1月1日前に生じた事件」

35. 1951年という期限設定の由縁については序の第7節で説明した。難民認定の結果、この期限はその実質的意義のほとんどを失っている。したがって「事件」という用語の解釈は、難民条約締結国ではあるが、難民条約締結国とはなっていないごく少数の国（注5）においてのみ関心がもたれるところである。

36. 「事件」という用語は難民条約において定義されていないが、「領土的又は深刻な政治的変化を含む重要な出来事及びそれ以前の変化の事後的結果としての迫害の組織的計画」（注6）を意味するものと理解されていた。期限の定めは、「事件」の結果としてと言及しており、その者が難民となつた日付やその者が自国を去つた日付を問題にしているわけではない。その者が迫害を受けるおそれがあるという恐怖が1951年前に生じた事件又はこのような事件の結果として後日生じた事後的結果を理由とするものであれば（注7）、自国を去つたのが1951年より前であるか否かは問題ではないのである。

(2) 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖 (well founded fear of being persecuted)

(a) 一般的分析

37. 「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」という語句は定義の中核である。この文言は難民性の主たる要素についての起首者の見解を反映したものであり、特定の類型ごとに難民を定義するという従前の方法に代えて（即ち、一定の出自を有する者であつて本国からの保護を享受できない者）、関連する要因による「恐怖」という一般概念を導入したものである。恐怖とは主観的なものであるから、この定義は難民としての地位を申請する者の主観的要素を含んでいる。それ故、難民の地位の認定においては、まず第一に、その出身国における主観的な状況についての判断よりも申請者の供述に対する評価を要求することにならう。

38. 恐怖という要素 —— 心理状態であり主観的要素 —— には、「十分に理由のある」という制限が付けられている。これは、難民の地位を決定するのは当事者の心理状態のみではなく、それが客観的な状況により裏付けられていなければならないことを意味している。こうして「おそれがある」という十分に理由のある恐怖」とは主観的要素と客観的要素の双方を含んでいるのであるから、おそれがあるという十分に理由のある恐怖が存在するか否かを決定するには、これら両方の要素が考慮されなければならない。

39. 冒険をしようと思ふか又は単に世界を見てみたいという場合を除けば、何らかのやむを得ない理由がない限り人がその家と國を棄てることは通常ないと考えられよう。やむを得ない、しかも理解し得る理由はいくつもあるかもしれないが、そのうちでたつた一つの動機のみが難民を表現するのに用いられている。難民条約上の理由により「迫害を受けるおそれがある」という十分に理由のある恐怖を有するため」という表現は、特定の動機があれば、それ以外の逃亡理由を難民の定義とは自動的に無関係にしようことを示している。即ち、飢饉や自然災害の被害者は、所定の理由のいずれかにより迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖をもつていない限り、難民ではない。とはいえ、その他の動機はすべて難民の地位の認定の過程と無関係というわけではなく、申請者の事案を適正に理解するためにはすべての事柄が考慮されなければならない。

40. 主観的要素の評価は申請者の人格の評価と切り離すことはできないで

あろう。というのは、人の心理的な反応は同一の状況下においても人により同一とは限らないからである。強い政治的又は宗教的な信念をもっている者は、それを否定されることによりその生活が耐え難いものとなると考ええるであろうが、別の人間はそのような強い信念をもたないかもしれない。また、ある人は衝動的に逃亡を決定するかもしれないが、別の人は注意深く出発を計画するかもしれない。

41. 難民の定義が主観的要素に際している重要性の故に、記録上の事実から事実が十分に明らかなわけではない場合には、信憑性の評価が不可欠となる。申請者の個人的及び家族的背景、特定の種類の、宗教的、民族的、社会的又は政治的集団に所属すること、自身の置かれている状況についての自らの解釈及び個人的経験——換言すればその申請の主要な動機が恐怖であることを示すようなすべての事項——を考慮に入れることが必要である。恐怖は合理的なものではなくてはならない。しかしながら、誇張された恐怖といえども、その事案のすべての状況からみてそのような心情が正当化されるようなときには、十分に根拠があることになろう。

42. 客観的要素として、申請者の行う供述を評価することが必要となる。難民の地位の認定を行う当局は、申請者の出身国における状況について判断することを必ずしも要求されるわけではない。しかしながら、申請者の供述は抽象的に捉えられることはできず、関連のある背景事情の文脈の下で考察されねばならない。申請者の出身国の状況を知らずして、第一義的な目的ではないが、申請者の信憑性を評価するに当たって主要な要素となる。一般に、申請者の有する恐怖は、その出身国での居住を継続すれば定着にあるような理由で申請者にとって耐えがたいような状況になったであろうこと、又は出身国に戻るならば同一の理由により耐えがたくなるであろうことを申請者が合理的な程度 (to a reasonable degree) に示すことができるれば、十分に根拠があるとみなされるべきである。

43. これらの考慮は必ずしも申請者の個人的な経験に基づくものである必要はない。例えば、友人、親族、及び同一の人種的又は社会的集団の他の構成員に起こったことからみて、早晚、申請者も迫害の被害者になるであろうという恐怖は十分に根拠があるといえることであろう。出身国における法令及び特にその適用の状況は関連がある。しかしながら各個人の状

況はそれぞれの事案ごとに評価されなければならない。著名な人物の場合には、無名の人物に比べて迫害の可能性が大きいかもしれない。これらすべての要素、例えば、申請者の性格、経歴、影響力、財産、又は公然性などが、迫害を受けるおそれがあるという恐怖が「十分に根拠がある」、という結論を弱くことになる。

44. 難民の地位は、通常は、個別に判断されなければならないが、集団の構成員が個別的に難民であると考えられるような状況の下で全集団が移動を強いられるような事態も生じている。このような場合においては、援助を提供する緊急の必要性があることが多く、しかも集団の各個人について個別に難民の地位の認定を行うことが実質上不可能であることも多い。こうして、いわゆる難民の地位の「集団認定」——反対の証拠がない場合には、その集団の各個人は「一応の」(prima facie) 難民として扱われる——が採用されてきたのである。

45. 前節に言及したような状況以外に、通常は、難民の地位の認定を申請する者は、個人的に迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有することの十分な理由を示さなければならない。申請者が既に難民条約に規定するような理由の一により迫害の被害者となっているのであれば、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者ということになる。しかしながら、「恐怖」という用語には現に迫害を受けている者のみでなく、迫害の危険を伴うような状況を逃れたいと望む者も含まれることになる。

46. 「迫害の恐怖」という表現はもとより「迫害」という表現でさえも、通常、難民が一般的に使用する用語とは異質なものである。難民が、「迫害の恐怖」という用語自体を述べることはめったになく、このような恐怖は難民の供述の中に内在していることが多い。難民は自らが露らねばならなかったことについて明解な意見をもっているかもしれないが、心理的な理由により、政治的な表現でその経験や状況を説明することができないこともあり得よう。

47. 十分に理由がある恐怖を有するか否かの典型的なテストは、申請者が真正な国民旅券を所持するときに生じる。旅券を所持すること自体が、発

給当局は所持人を迫害しようという意図を有しないことを意味しているとしばしば主張される。というのも、そうでなければ、旅券を発給しないであろうからである。これはいくつの場合においては真実であるが、多くの人は、それが知られたらば当局との関係で危険な地位に自らを置くことになるような政治的な意見を隠したまま、逃亡の唯一の手段として合法的な出国を選ぶのである。

48. それ故、旅券の所持ということが常に所持人の側の忠誠の証拠又は恐怖の不在の証しとして考えられてはならない。出身国において好ましくないと考えられている人に対して、その出国を確保するという目的のために旅券が発給されることがあり、また、旅券が秘密裡に取得されているような場合もあり得よう。それ故、結論としては、真正な国民旅券を所持すること自体は難民の地位に対する障害とはならない。

49. 他方、申請者が、正当な理由がないにもかかわらず、その保護を受けたくないとして主張している国の真正な旅券を頻りに保持し続けるのであれば、「十分に理由のある恐怖」を有しているというその主張の真実性に疑義が生じることになる。一旦難民であるとの認定がなされれば、通常はその国民旅券を保持すべきではない。

50. しかしながら、難民の地位の要件を満たすものが国民旅券を保持し、又は特別な措置の下で出身国の当局より新しい旅券を発給されているような例外的な場合もある。ことに、かかる措置が国民旅券の所持人について本国に事前の許可なしに帰国することができるとを意味しているわけではない場合には、これらの措置が難民の地位と両立不能ということにはならないであろう。

(b) 迫害

51. 普遍的に受け入れられる「迫害」の定義は存在しておらず、また、どのような定義を定立しようという様々な試みもあまり成功していない。難民条約の第33条からみれば、人種、宗教、国籍、政治的意見又は特定の社会的集団の構成員であること、生命又は自由に対する脅威は、常に迫害に当たると推論される。同様な理由によるその他の人権の重大な侵害もまた迫害を構成するであろう。

52. その他の危害を加える行為や脅威が迫害に当たるか否かは各事案の状況によるのであって、先に述べたような主観的な要素をも含めて考える必要がある。迫害の恐怖の主観的な側面としては、当該者の意見や感情を評価することが必要とされる。また、その者に対して実際に取られ得るいかなる措置も、そのような意見や感情に照らし、評価されなければならない。個人の心理的経過や各事案の状況の違いに応じ、何が迫害に当たるかという解釈も多様なものに変わらざるを得ない。

53. 加えて、申請者は、それ自体としては迫害には当たらない様々な措置（例えば様々な形態の差別）の対象になっていたり、またいくつもの事案において他の不利益となる事情（例えば出身国における不安定な一般情勢）が関わっていることにより「累積的な損傷」(cumulative grounds)により迫害の十分に理由のある恐怖があるという主張を正当化するような心理状態をもたらし得る。言うまでもないが、どのような累積的な損傷が難民の地位の主張を満たすかについて根拠性を見出すことはできない。これは、必然的に、特定の地理的、歴史的、及び民族的な背景を含むすべての事情の総合的な考慮によらざるを得ないであろう。

(c) 差別

54. 様々な集団の取扱いの違いは、多かれ少なかれ、実際に多くの社会に存在している。このような差異の結果としてより好意的でない扱いを受けている者が必ずしも迫害の被害者であるわけではない。差別が迫害に当たるのは一定の場合のみである。そのような差別的措置が当該者にとって本質的に有害な結果をもたらす場合（例えば、生命を維持する権利、宗教を實踐する権利又は通常は利用可能な教育施設で学ぶ権利に対する重大な制約）には、迫害に値するであろう。

55. 差別的措置が、それ自体としては重大な性質のものではないとしても、当事者の内心に自らの将来の生存に関する危機感及び不安感を醸成するものであれば迫害を受けるおそれがあるという恐怖に合理性があるということになる。差別的措置がそれ自体として迫害に当たるか否かはすべての事情を勘案して決せられなければならない。迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有するという主張は、その者が多くのその種の差別的措置の被害

者であり、累積的な要素が含まれる場合には、当然より強いものとなろう
(注6)。

(d) 処罰

56. 迫害は普通犯罪に対する処罰とは区別されなければならない。このような犯罪に対する訴追又は処罰をのがれるために逃亡する者は通常、難民ではない。難民は、不正義の被害者（又は潜在的な被害者）であって、正義からの逃亡者ではないことが想起されねばならない。

57. しかしながら、上記の区別は時としてあいまいになる。まず第1に、普通犯罪を犯した者が過重な刑罰を科されるかもしれない。これは定義の意味での迫害に当たるであろう。更に、定義に述べられた理由による刑事訴追（例えば、子どもに対する「違法」宗教教育に關しての刑事訴追）は、それ自身迫害に当たるであろう。

58. 第2に、その者が普通犯罪に対する訴追又は処罰をおそれる以外に「迫害を受けるおそれがある」という十分に理由のある恐怖」を有する場合もある。このような場合は、当事者は難民である。但し、この場合は、問題の犯罪が申請者を除外条項の一に該当させることになるような重大な性質のものでないかどうかを検討することが必要となろう（注9）。

59. 訴追が迫害に当たるかどうかを決定するためには関係国の法令を調べ、必要もある。というのは法が、一般に受け入れられている人権基準と一致しないということもあり得るからである。しかしながら、法ではなくその適用が差別的であることがより頻繁である。例えば「公の秩序」に対する犯罪（例えばパンフレットの配布）の訴追は、出版物の政治的な内容を理由とする個人に対する迫害の手段であることもあろう。

60. このような事案においては、他国の法令を評価することに伴う明白な困難さの故に、国の当局はしばしば自らの国の法令を基礎に結論を出されなければならないであろう。更に、様々な人権に關する国際文書、ことに締約国に対し拘束力のある約束を含んでおり難民条約の当事国の多くが加入している国際人権規約に記された原則に依拠することも有益であらう。

(e) 出外国外への不法出国又は不法滞在の結果生じる事態

61. 本国を不法な態様で出国したり、許可なく海外に滞在し続けたりした国民に対し、法律で重大な刑罰を科している国もある。不法な出国又は無許可の滞在のために重大な刑罰を科せられると信ずる理由がある場合において、その者を難民と認定することは、出国又は国外に滞在する動機が難民条約第1条A(2)に定められた理由に關連していることが示される場合は、正当化されるであらう。

(f) 難民と区別される経済的移民

62. 移民とは、定義に含まれている以外の理由で別の国に居を構えるために自発的に出国する者である。このような者は、変化や冒険を求めて、あるいは家族の事情で若しくはその他の個人的な理由により移動する。純然たる経済的な考慮から移動するときは、経済的移民であって難民ではない。

63. しかしながら、経済的移民と難民の区別は、しばしば、申請者の出身国の経済的措置と政治的措置の区別が必ずしも明瞭でないのと同様に、明らかでないこともある。人の生計に影響を及ぼすような経済的措置の背景に、特定の集団に向けた人種的、宗教的若しくは政治的な目的又は意図が存在することもある。経済的措置が人口の特定部分の経済基礎を破壊するような場合（例えば、特定の民族的又は宗教的集団から交易の権利をとりあげ、又は差別的若しくは過剰な課税をすること）には、被害者は、その事情に鑑み、当該国を去れば難民となるであらう。

64. 上記と同一のことが一般的な経済措置（即ち、差別なく全国民に適用されるような措置）にも妥当するかどうかは事案の事情によらう。一般的な経済措置に反対であることのみをもって難民の地位を主張する十分な理由があるとはいえない。他方、一見したところでは経済的な動機により出国したように思われるものが、実際には政治的要素も含んでおり、その者が重大な事態にさらされることとなるのは、経済的措置そのものに対する反対であるよりもむしろその個人の政治的意見であるようなこともある。

(g) 迫害の主体

65. 迫害は、通常は国の当局による行為に關連するものである。それはまた、当事国の法令により確立された基礎を尊重しない一部の人々によって

引き起こされることもある。問題となるのは、世俗的な国家であるものの国民のかたりの部分が他者の宗教的信条を尊重しない国における迫害に相当する宗教的不寛容である。地域住民により重大な差別的又はその他の攻撃的な行為が行われる場合であって、それが当局により故意に容認される、又は当局が効果的な保護を与えないことを拒否、若しくはできないときは、そのような行為は迫害に当たると考えられることもできよう。

(3) 「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に」

(a) 一般的分析

66. 難民とされるためには、上記の理由の一により迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を示さなければならぬ。迫害がそれらの理由の一から生じているかそれとも二以上の組合せで生じているかは重要ではない。申請者自身がおそれている迫害の理由を知らないこともしばしばあり得る。しかしながら、申請者は自らの事案において詳細にその理由を特定し得る程度に分析する義務を課せられない。

67. 審査官は、その事案の事実を調査するに当たり、申請者が恐れている迫害の理由を確認し、それが難民条約の定義と適合しているかどうかを決定しなければならぬ。様々な事由として主張される迫害の理由はしばしば重複している。通常は一人の人は複数の要素をもっており（例えば、ある宗教的又は民族的な（あるいはその両方）集団に属していることは、その者の十分に対立する者）、このような理由を複数有していることは、その者の十分に理由のある恐怖の評価に関連するものである。

(b) 人 種

68. 人種は、現在の状況下において、通常の言葉の用語法において「人種」と言及されるすべての種類の民族的集団を含む最も広義な意味で理解されなければならない。しばしば、それはまた、特定の社会的集団の構成員であって、その共通の子孫が人口的に少数となっていることを伴う。人種を理由とする差別は、最も著しい人権侵害の一つとして世界中で非難されてきている。したがって、人種差別は、迫害の存在を認定するうえでの重要な要素となっている。

69. 人種を理由とする差別は、しばしば難民条約の意味での迫害に相当するであろう。このことは、人種差別の結果として個人の尊厳が最も基本的で侵害することのできない人権に相反する程度にまで脅かされる場合や、人種の境界を無視することが重大な結果を招来するような場合に当てはまるであろう。

70. ある特定の人種的集団に属するという事実のみでは、通常、難民の地位の申請を募付けるのに十分とは言えない。しかしながら、集団自体が影響を受けている特定の状況の下では、かかる集団に属すること自体をもって迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すると言えらる場合もある。

(c) 宗 教

71. 世界人権宣言及び国際人権規約は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を宣言しているが、この権利は人が宗教を変更する自由、並びに、公約に又は私的に、その教団、実践、礼拝及び宗教のしきたりを守って日々の生活を送ることなどにおいて宗教を表明する自由を含んでいる。

72. 「宗教を理由」とする迫害は様々な形をとるであろうが、例をあげると、ある宗教的共同体の構成員となること、公約又は私的に礼拝すること、宗教上の教育をすることを禁止したり、その宗教を実践していることや特定の宗教的社会に属していることを理由として重大な差別が課せられていたりするような場合が挙げられよう。

73. ある特定の宗教的共同体に属するという事実のみでは、通常、難民の地位の申請を募付けるのに十分とは言えない。しかしながら、単に所属しているという事実のみで十分に根拠があるとと言えるような特別な場合もある。

(d) 国 籍

74. この文脈における「国籍」という用語は、単なる「市民権」と理解されるべきではない。それは民族的又は言語的集団の構成員にも及ぶのであって、しばしば「人種」という用語とも重なり合うであろう。国民的（民族的、言語的）少数者に対する不利益な取り扱い及び特権が国籍を理由と

する迫害であるが、一定の場合にはそのような少数者に属するという事実をもって迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するといえることもある。

76. 国家の領域内に二以上の国民的（民族的、言語的）集団が共存していることと自体が紛争や迫害又は迫害のおそれといった状況を創出するかもしれない。国民的集団間の紛争が政治的運動と結合しているとき、ことに政治運動が特定の「国民」と同一視されるときは、国権を理由とする迫害と政治的意見を理由とする迫害とを区別することは困難である。

76. ほとんどの場合、国民的少数者が国権を理由とする迫害の恐怖を有するものであるが、各大陸においては、多数者の集団に属する者が支配的な少数者による迫害をおそれている事案も多く生じている。

(e) 特定の社会的集団の構成員であること

77. 「特定の社会的集団」は通常、同様の背景、習慣又は社会的地位を有する者から成っている。かかる理由を理由として迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有するとの申請は、しばしば、その他の理由、即ち、人種、宗教又は国籍を理由として迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有するとの申請と重複するであろう。

78. その集団の政府への忠誠に当該政府が信頼を置いていなかったり、構成員の政治的見解、過去の事情若しくは経済的活動又はこのような社会的集団の存在自体が政府の政策によって陰害となつていているとみなされることがあるため、特定の社会的集団に属することが、迫害の根拠にある場合もある。

79. 特定の社会的集団に属するという事実のみでは、通常、難民の地位の申請を裏付けるのに十分とは言えない。しかしながら、かかる集団に属することと自体をもって迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すると言え、特別の場合もある。

(f) 政治的意見

80. 政府の見解と異なる政治的意見を有することと自体は、難民の地位を主

張する根拠とはならず、申請者はそのような意見を有していることにより迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有することを示さなければならぬ。これは、申請者が当局により容認されない、当局の政策や方法に批判的な意見を有していることを前提とする。また、そのような意見が当局の知るところとなる、又は申請者のものであると当局にみなされていることを前提とする。教師や作家の政治的意見は、公の場に立つ機会の少ない立場にいる人間の意見よりもより明らかとなることが多い。また、申請者の意見の相対的な重要性や堅固さも——これは事案のすべての事情から立証される限りにおいてであるが——関連がある。

81. 定義は「政治的意見を理由とする」迫害というのであるが、表明された意見と申請者の認めている又はおそれている措置との間の因果関係を立証することが常に可能であるとは限らない。そのような措置が、明白に「意見」を理由として行われることはめつたにない。むしろ頻繁にあるのは政権に対して犯したとされる行為に対する制裁という形態をとることである。それ故、申請者の行動の背景にある政治的意見とともに、これが申請者がおそれていると主張する迫害をもたらした又はもたらし得るという事情を立証することが必要であろう。

82. 先に述べたように、「政治的意見を理由とする」迫害とは、既に表明され又は当局の知るところとなつた意見を申請者が有していることを示唆している。しかしながら、申請者はまだ自らの意見を表明していないという場合もあり得よう。しかしながら、その信念の強さによっては、その意見が早晩表明されることになり、その結果申請者が当局と衝突することになると考えることが合理的であることもあろう。このように考えるのが合理的であるような場合には、申請者は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあると考えられることになる。

83. 政治的意見の故に迫害を受けるおそれを主張する申請者は、出身国を出国する前に出身国の当局がその意見を知らなかったことを示す必要はない。自らの政治的意見を隠しておき一度も差別や迫害を受けていないかもしれない。しかしながら、自国政府の保護を拒否し又は帰国を拒否するという事実のみをもって、申請者の真の心情を明らかにし、迫害の恐れを呼び起こすこともある。このような場合においては、迫害を受ける

おそれがあるという十分に理由のある恐怖の審査は、一定の政治的傾向を有する申請者が帰国したとすれば直面し得る結果を評価することによって行われることになる。このことは、ことにいわゆる「上機密に生じた事由」によって難民となる者（後述の難民、refugee "sur place"）に当てはまろう（注 10）。

84. 人が政治的犯罪の故に訴追又は刑罰の対象となっている場合には、訴追が政治的意見に対するものであるのか、それとも政治的な動機による行為に対するものであるのかによって区別されねばならない。訴追が政治的動機から犯された可罰的行為に限られ、かつ、予想される刑罰が当該国の一般の法令に合致しているのであれば、そのような訴追のおそれのみをもって申請者が難民になるわけではない。

85. 政治犯罪人が難民となり得るか否かは様々な他の要素によることになる。犯罪を訴追することが、事情にもよるが、犯罪者をその政治的意見又はその表現を理由に処罰するための口実となっていることもあり得よう。また、政治犯罪人がその主張されている犯罪について過重又は懲罰的な刑罰を科されることになる理由があるかもしれない。このような過重又は懲罰的な刑罰は迫害に該当することになる。

86. 政治犯罪人が難民に該当するか否かを決定するに当たっては次のような要素が考慮に入れられなければならない。即ち、申請者の人格、政治的意見、行為の動機、犯された行為の性質、訴追の性質及びその動機、そして最後に訴追がなされる基礎となっている法律の性質である。これらの要素が、当該者は自ら犯した行為について法律の枠内での訴追や刑罰をおそれているのみでなく迫害のおそれを有していることを示すこともある。

(4) 「国籍国の外にいる」

(a) 一般的分析

87. この文脈においては「国籍」とは「市民権」をさしている。「国籍国の外にいる」という文言は、無国籍者と区別された意味での国籍を有する者に関するものである。大部分の場合において難民はその出身国の国籍を保持している。

88. 国籍を有する申請者は国籍国の外にすることが難民の地位の一般的要件である。この原則には例外はない。その者が本国の管轄領域内にある限り国際保護が働く余地はないのである（注 11）。

89. それ故、国籍国との関連で迫害のおそれを主張する申請者は、事実その国の国籍を有することを立証しなければならない。しかしながら、国籍の有無が不確実な場合もある。自分自身でもわからないことがあり、誤って特定の国籍を有すると主張したり、また、無国籍だと主張することもあろう。国籍が明確に立証できないときは、その者に係る難民の地位は、無国籍の場合と同様に、国籍国に代えて従前の常居所国を考慮して決定されねばならないであろう（後述第 101 節ないし第 105 節を参照）。

90. 上記のように、申請者の迫害の十分に理由のある恐怖は、その国籍国に関連するものでなければならない。その国籍国との関連においては何のおそれもない場合には、その国の保護に身を委ねることができるのであって、国際保護は必要ではなく、従って難民ではないのである。

91. 迫害されるおそれは、必ずしも難民の国籍国の全領域に及んでいるものとは限らない。民族紛争や内戦状況を含む重大な騒乱の場合にあっては、特定の民族又は国民的集団の迫害が国の一部分においてのみ生ずるということがあり得る。このような場合においては、すべての事情を勘案してその国の別の地域に避難を求めることを期待することが合理的でない場合には、単にそうすることができたのではないかという仮定に基づいて難民の地位を否定することはできないであろう。

92. 二以上の国籍を有する者については後述の第 106 節及び第 107 節で扱われる。

93. 国籍は国民旅券の所持によって立証される。国民旅券の所持自体、旅券にそうではない旨記載していない限り、その所持人はその発給国の国民であることが一応推定される。発給国の国民であることを示す旅券の所持人がその国の国籍を有しないと主張するときは、自ら、例えばその旅券は「仮上の旅券（国民でない者に対して国の当局が時々発給する外見上は通常の旅券）」であることを示すなどして、その主張を立証しなければなら

らない。しかしながら、その旅券は旅行の目的のために便宜上のものであって発給されすぎないという所持人の主張のみでは国籍の推定をつづかえすのに十分ではない。場合によってはその旅券を発給した当局から情報を得ることができよう。そのような情報が得られないとき又は合理的な期間内に得られないときには、審査官は申請者の供述のすべての要素を考慮してその主張の信憑性について決定するほかはないであらう。

(b) 後発的難民 (refugees "sur place")

94. 難民であるためには国籍国の外にいないなければならないという要件は、必ずその者が非合法にその国を去ったり又は十分に理由のある恐怖の故に国を去ったものでなければならぬことを意味するわけではない。人は、しばらく海外に滞在した後になって難民の地位の認定を求めることがあるかもしれない。自国を出たときには難民ではなかったが、後になって難民となるような者を「後発的難民」と呼ぶ。

95. 出国中に本国において生じた事情の故に、「後発的難民」が発生する。国外に勤務する外交官やその他の公務員、戦争捕虜、学生、移民労働者及びその他の者は海外に滞在している間に難民の地位の申請をして難民と認められることがあるのである。

96. 「後発的難民」は、既に難民と認定されている者との交流や居住国における政治的見解の表明といったような自らの行為の結果として生じることもある。そのような行為が迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を正当化するかどうかは慎重に事情を検討して決定する必要がある。特に、そのような行為がその者の出身国の当局の知るところとなつたかどうか及び当局によってどのように見られるであらうかということに注意を払う必要がある。

(5) 「その国籍国の保護を受けることができない者又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」

97. 後述 (6) の文言と異なり、この文言は国籍を有する者に関するものである。その国の政府の保護を受けることができないにしろ、受けることを希望しないにしろ、難民は常にそのような保護を受けない者である。

98. そのような保護を受けることができないことは当事者の意思を超えた事情を暗示する。例えば、国籍国が保護を及ぼすのを妨げたり、保護の実効性を失わせたりするものとして、戦争、内戦、その他の重大な騒乱であらう。国籍国による保護が申請者に対して拒否されることもあろう。このような保護の否定は、申請者の迫害のおそれを確認し又は補強するものであり、迫害の要素となるであらう。

99. 何が保護の拒否に該当するかについてはその事案の事情に応じて決定されねばならない。申請者に対し通常同国民に与えられる措置を拒否されたようなとき (例えば、旅券の発給や有効期間の延長の拒否や本国領域への入国拒否) は、定憲にいう保護の拒否に該当するであらう。

100. 「望まない」という用語は、国籍国の政府の保護を受け入れることを拒否する難民についてである (注 12)。それは「そのような恐怖を有するため」という文言により制限されている。本国政府の保護を希望する場合に、そのような希望は、通常、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために」国外にあるという主張と矛盾することにならう。国籍国の保護が得られる場合であつて十分に理由のある恐怖に基づいてこれを拒否する根拠がないときは、当事者は国際保護を必要とするものではなく難民ではない。

(5) 「これらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であつて、当該常居所を有していた国に帰ることができない者又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者」

101. この文言は無国籍の難民に関するもので、これに先立つ国籍を有する難民に関する文言と対比をなしている。無国籍の難民の場合には、「国籍国」は「常居所を有していた国」という表現に、また「保護を受けることを望まない」という表現は「帰ることを望まない」という表現により置き換えられている。無国籍の難民の場合、常居所を有していた国の「保護」といった問題はもとより起こらない。更には、定義に述べられたような理由で常居所を有していた国を離れた無国籍者は、通常そこに戻ることはできない。

102. すべての無国籍者が難民であるわけではないことに留意すべきであろう。難民であるためには迫害に示された理由で常居所を有していた国の外にいてるものでなくてはならない。そのような理由が存在しないときには、無国籍者は難民ではない。

103. そのような理由は、恐怖の存在が主張されている常居所を有している国との関連で考察されなければならない。これは難民条約の起草者により「かつて居住していた国であつて迫害を受けた又は戻つたならば迫害を受けるであろうという恐怖のある国」と定義されている（注 13）。

104. 無国籍者が、二以上の常居所を有していた国をもち、そのうちの一以上の国に關し迫害を有していることがあろう。定義はそれらすべての国についてこの基準を満たすことを要求しているわけではない。

105. 無国籍者が常居所を有していた国との関連で難民と認定されると、その後の常居所国の変更は難民の地位に影響を及ぼすことはない。

(7) 無国籍者又は多国籍者

難民条約の第 1 条 A (2) 第 2 項は、

「二以上の国籍を有する者の場合には、『国籍国』とは、その者がその国籍を有する国のいすれをもち、迫害を受けるおそれがあるという十分の理由のある恐怖を有するという正当な理由なくいづれかの国籍国の保護を受けなかったとしても、国籍国の保護がないとは認められない。」と規定している。

106. この条項はほとんど自明であるが、二又はそれ以上の国籍を有する者でその国籍国の少なくとも一つから保護を受けることができるものを難民の地位から排除することを意図しているのである。国内での保護が得られる場合は常にこれが国際保護に優先するのである。

107. しかしながら、二又はそれ以上の国籍を有する者の申請を検討する場合に、法的意味での国籍の保持とその国による保護が受けられることとの相違を明確にしておく必要がある。申請者は恐怖を有することを主

張していない国の国籍を有しているが、かかる国籍が通常国民に対して与えられる保護を伴わない実効性のないものである場合もあろう。このような場合には二番目の国籍をも有していることが難民の地位と矛盾するといったことはないであらう。原則として言えば、所与の国籍が実効性のなものであることを立証するには、保護を請求し、これが拒否されることが必要である。明確な保護の拒否がない場合であっても、合理的な期間内に返答がなければ、これを拒否とみなすことはできるであらう。

(8) 地理的範囲

108. 難民条約が起草された当時、多くの国は予見することができない範囲まで義務を負いたくないとの要望をもっていた。このような要望が既に見られたような 1951 年という期限による制約を導入させることとなった（前述第 35 節及び第 36 節を参照）。更に、一部の政府の希望に対応して、難民条約は締約国が条約に基づく義務をヨーロッパにおいて生じた事件の結果として難民となった者に限定する可能性を与えたのであった。

109. こうして、難民条約第 1 条 B は次のように規定している。

「(1) この条約の適用上、A の『1951 年 1 月 1 日前に生じた事件』とは、次の事件のいづれかをいう。

(a) 1951 年 1 月 1 日前に欧州において生じた事件

(b) 1951 年 1 月 1 日前に欧州又は他の地域において生じた事件
各締約国は、署名、批准又は加入の際に、この条約に基づく自国の義務を履行するに当たつて (a) 又は (b) のいづれの規定を適用するかを選択する宣言を行う。

(2) (a) の規定を適用することを選択した国は、いつでも、(b) の規定を適用することを選擇する旨を国際連合事務総長に通告することにより、自国の義務を拡大することができる。」

110. 難民条約の締約国のうち、本稿執筆の時点では 9 か国が「ヨーロッパにおいて生じた事件」という (a) の選択肢に固執している（注 14）。欧州外の地域からの難民がこれらの国において庇護を得ることがしづばはあれるけれども、これらの者には難民条約に基づく難民の地位は通常与えられない。

第3章 終止条項

A. 総論

111. いわゆる終止条項（難民条約の第1条C(1)から(6)）は難民が難民でなくなる条件を定めている。それらは、国際保護がもはや必要でなくなった、又は正当化できなくなった場合には国際保護を与えるべきでないとの考慮によるものである。

112. 一旦難民としての地位が認定されると、その者が終止条項の一の条件に該当することにならない限りその地位は維持される（注15）。こうした難民の地位に対する厳格なアプローチは、出身国の状況の一時的变化に依拠してその難民の地位が再検討されることのないよう（基本的な性質の変化があった場合は別として）難民に保護する必要性からくるものである。

113. 難民条約第1条Cは次のように規定している。

「Aの規定に該当する者についてのこの条約の適用は、当該者が次の場合のいずれかに該当する場合には、終止する。

- (1) 任意に国籍国の保護を再び受けている場合
 - (2) 国籍を喪失していたが、任意にこれを回復した場合
 - (3) 新たな国籍を取得し、かつ、新たな国籍国の保護を受けている場合
 - (4) 迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有するため、定住していた国を離れ又は定住していた国の外にとどまっていたが、当該定住していた国に任意に再び定住するに至った場合
 - (5) 難民であると認められる根拠となった事由が消滅したため、国籍国の保護を受けることができなくなつた場合
- ただし、この(5)の規定は、A(1)の規定に該当する難民であつて、国籍国の保護を受けることを拒む理由として過去における迫害に起因するやむを得ない事情を援用することができる者については、適用しない。
- (6) 国籍を有していない場合において、難民であると認められる根拠となった事由が消滅したため、常居所を有していた国に帰ることができること

ただし、この(6)の規定は、A(1)の規定に該当する難民であつて、常居所を有していた国に帰ることを拒む理由として過去における迫害に起因するやむを得ない事情を援用することができる者については、適用しない。」

114. 六つの終止条項のうち、最初の四つは難民自身によつてもたらされた難民に係る状況の変化である。即ち、

- (1) 国籍国の保護を任意に再び受けていること
- (2) 任意に国籍を回復すること
- (3) 新しい国籍を取得すること
- (4) 迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有していた国に任意に再定住すること。

115. あと二つの終止条項である(5)と(6)は、迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有していた国における変化の故にもはや国際的な保護というものが正当化されないという考慮によるものである。というのは、難民となった理由がなくなつたためである。

116. 終止条項は難民の地位を否定するという性格を有しており、余すところなく列挙されている。それ故、これらは制限的に解釈されなければならず、難民の地位の撤回を正当化するために類推などの方法で別の理由を付け加えることはできない。言うまでもないことであるが、難民が何らかの理由でもはや難民とみなされるのを希望しないのであれば、継続して難民の地位と国際保護を与える要請はないのである。

117. 第1条Cは難民の地位の取消しを定めているわけではない。しかしながら、最初から難民と認定されるべきでなかつたことを示すような状況が明らになることもあろう。例えば、重要な事実を偽って難民の地位を取得したものであること、当該外国人は別の国籍をも有していること、すべての関連する事実が知られていたならば除外条項の一が適用されたであらうこと、などが後に判明した場合である。このような場合には難民であることと認定された決定は通常取り消されることにならう。

B. 用語の解釈

(1) 国籍国の保護を任意に再び受けていること

難民条約第1条C(1)は次のように規定している。
「任意に国籍国の保護を再び受けている場合」

118. この終止事項は、国籍国の外に滞在している国籍を所持している難民に関するものである。(現に国籍国に帰った難民の立場は第四審目の終止事項——その国に再定住している者——として扱われている。)出身国による保護を再度任意に受けるのであれば国際保護はもはや必要ないというものである。その者は、もはや「国籍国の保護を受けることができるものの又は望まない」ものでないことを示している。

119. この終止事項は三つの要件を示している。

- (a) 任意性 —— 難民は自発的に行動するものでなければならぬ。
- (b) 意思 —— 難民はその行動により国籍国の保護を再び受けることを意図するものでなければならぬ。
- (c) 再び受けること —— 難民は現にそのような保護を受けなければならない。

120. 難民が任意に行動するのでなければ、難民の地位は終止されない。例えば居住国の当局によりその意思に反して国籍国の保護の再享受と解釈されるような行為(例えば国民旅券を領事館に申請すること)を指示されたような場合には、単にそのような指示に従ったことのみをもって難民でなくなるわけではない。難民は、また、自らの前脚でできないような事情により国籍国の保護措置を求めざるを得ないことがあるかもしれない。例えば、離婚を本国において申請せざるを得ないかもしれない。なぜならそれ以外の方法の離婚によっては必要な国際的な承認を得られないからである。このような行為は「自発的に再び保護を受けること」に該当せず、従って難民の地位を奪うものではないであろう。

121. こうした事情の下で難民の地位を喪失したか否かを決定するに当たっては、現実に再び保護を受けることと国家当局との一時的又は偶発的な接触

とは区別されなければならない。難民が国民旅券又はその延長を申請するのであれば、反証なき限り、国籍国の保護を受けようとするものと考えられる。他方、国家当局からの電報の取得であって国民以外の者も同様に申請しなければならないようなもの——例えば出生や婚姻の証明書——又はこれと類似の行政サービスを受けることは、保護を再び受けるものとみなすことはできない。

122. 国籍国の当局の保護を要請している難民は、その要請が現実認められてはじめて「再び保護を受けた」こととして扱われる。保護を再び受けることの最も多い事例は、難民が国籍国へ帰国することを希望する場合である。帰国を申請したことのみをもって難民でなくなるわけではない。他方、帰国する目的のために入国許可又は国民旅券を取得することは、反証なき限り、難民の地位を終了させるものと考えることができる(注16)。しかしながら、これは帰国を容易にするために帰還民に与えられる援助(UNHCRによることもある)を排除するものではない。

123. 難民は、外国に滞在中に出身国の保護を受けること、又は出身国に戻ることを意図して任意に国民旅券を取得するかもしれない。既に述べたように、そのような文書の変換により難民でなくなるのが通常である。その後になってその者がそのような意思を放棄したときは、その者の難民の地位は改めて決定されなければならない。当該者は、意思を変更した理由を説明し、かつ最初に難民であるとされた状況に本質的な変化がないことを立証しなければならない。

124. 国民旅券を取得し、又はその有効期間の延長を受けることも、一定の例外的な状況の下では難民の地位を終了させないこともある(前述第120節を参照)。これは、例えば、国民旅券の所持者であっても特定の許可がなければ国籍国に戻ることを認められないような場合であろう。

125. 難民が国民旅券によってではなく、例えば居住国により発給された渡航文書を所持して本国を訪問する場合でも、そのような者は、本国の保護に身を委ねたものであり、この終止事項に基づき難民の地位を喪失すると判断する国もある。しかしながら、この種の事案は個別の事情に基づいて判断されるべきであろう。高齢や病気の親を訪問することは、休暇を過ごした

り商売上の関係を構築するための通常の訪問とは難民の本国に対する関係において異なった意味合いをもっているであろう。

(2) 任意に国籍を回復したとき

難民条約第1条C(2)は次のように規定している。
「国籍を喪失していたが、任意にこれを回復した場合」

126. この項は前項に類似している。これは、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められた国の国籍を喪失していた難民が任意にその国籍を回復した場合に当てはまる。

127. 前項(第1条C(1))の下では、国籍を有している者が、その国籍に付されている保護を再び受けている場合には難民ではなくなくなっているのに対し、本項(第1条C(2))の下では、以前に喪失した国籍を再取得した場合には難民の地位を失うこととしているのである(注17)。

128. 国籍の回復は自発的でなくてはならない。法律の施行や布告による国籍の付与は、当該国籍がその者によって明示的に又は黙示的に受け入れられるのでなければ任意の回復を意味するものではない。選択により従前の国籍を回復することが可能であったという理由のみで難民でなくなるわけではない。ただし、選択が裏に行使されたときはこの限りではない。従前の国籍が法の施行により付与される場合であって、これを拒否する選択権が与えられているときに、難民がその事情を十分に知りながら拒否権を行使しないときは任意の回復とみなされるであろう。ただし、その難民が、従前の国籍を回復する意思を事実有していなかったことを立証する特別な理由を示すことができるときはこの限りでない。

(3) 新しい国籍及び保護の取得

難民条約第1条C(3)は次のように規定している。
「新たな国籍を取得し、かつ、新たな国籍国の保護を受けている場合」

129. 国籍の回復の場合と同様に、第三番目の終止条項もまた出身国による

保護を享受する者は国際保護の必要性はないという原則に由来するものである。

130. 難民が取得する国籍は通常はその居住国のものである。しかしながら、ある国に住んでいる難民が別の国の国籍を取得することもあり得よう。このような場合にあっては、その新国籍が当該国の保護も伴うものであることを条件として、難民の地位が終了することになる。この要件は「かつ新たな国籍国の保護を受けている」という文言から出てくるものである。

131. 新しい国籍を取得したことにより難民でなくなった者が、その新国籍国との関係で十分に理由のある恐怖を生ずるときは、全く新たな状況を作り出すものであり、難民の地位はその新国籍国に関して判断されなければならない。

132. 新しい国籍の取得により難民の地位を喪失した者がその新国籍を喪失したときは、その喪失の事情にもよるが、難民の地位が復活することもあり得よう。

(4) 迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有していた国に任意に再び定住すること

難民条約第1条C(4)は次のように規定している。

「迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有するため、定住していた国を離れ又は定住していた国の外にとどまっていたが、当該定住していた国に任意に再び定住するに至った場合」

133. この四番目の終止条項は国籍を有する難民と無国籍の難民の双方に適用される。これは、出身国又は従前の居住国に戻った難民であって、避難国に在る間に一番目又は二番目の終止条項によっては難民ではなくならなかったものに關連する。

134. この条項は「任意の再定住」に言及している。これは、永住する意図をもって国籍国又は常住所を有していた国へ帰還するものと理解されるべ

きである。国民旅券ではなく、例えば居住国により発給された通称文書所持して、本国を一時的に訪問することは「再定着」にはあたらず、本条項の故に難民の地位を喪失することにはならない（注18）。

(5) 難民となった事情がなくなった国籍保有者

難民条約第1条C(5)は次のとおり規定している。

「難民であると認められる根拠となった事由が消滅したため、国籍国の保護を受けることを拒むことができなくなった場合
ただし、この(5)の規定は、A(1)の規定に該当する難民であつて、国籍国の保護を受けることを拒む理由として過去における迫害に起因するやむを得ない事情を援用することができる者については、適用しない。」

135. 「根拠となった事由」とは国における本質的な変化に言及するものであつて、それにより迫害の恐怖の基礎がなくなると考えられるようなものをいう。何々の難民の恐怖をとりまく事実における単なる変化（一時的な変化にすぎないこともある）は、難民であると認められる根拠となった事由の大きな変化を伴うようなものではなく、本条項を適用するには十分でない。難民の地位を継続に訂正することは、国際保護が提供しようと本来意図している難民の安心感を損なうものであつて、原則として行われるべきではない。

136. 本項の後段は、前段に定める終止条項の例外を定めるものである。これは、過去に極めて重大な迫害の対象となつたことがあるため、その出身国において基本的な変化が生じたとしても難民の地位が終止することのない特別の事情を規定するものである。第1条A(1)への言及は、この例外が法定難民に適用されることを示している。難民条約が検討されていた当時は、これらの法定難民が難民の過半数を形成していたのである。しかしながら、この例外はより一般的な人道的な原則を反映しているものであり、法定難民以外の難民にも適用でき得る。自ら又はその家族が残虐な迫害を受けた者については本国に帰還することを期待すべきでないこととし、ばしは承認されるところである。その本国に政治体制の変更があつたとしても、それは住民の対応の全面的な変更を必ずしももたらすわけではな

く、また、難民自身の過去の経験に鑑みると難民の心情に完全な変更を必ずしももたらすわけではないであらう。

(6) 難民となった事情がなくなった無国籍者

難民条約第1条C(6)は次のとおり規定している。

「国籍を有していない場合において、難民であると認められる根拠となった事由が消滅したため、常居所を有していた国に帰ることができるとき。

ただし、この(6)の規定は、A(1)の規定に該当する難民であつて、常居所を有していた国に帰ることを拒む理由として過去における迫害に起因するやむを得ない事情を援用することができる者については、適用しない。」

137. この六番目で最後の終止条項は国籍を有している者に係る五番目の終止条項と対になっているもので、常居所を有していた国に帰ることができる無国籍者のみに関するものである。

138. 「根拠となった事由」は第五番目の終止条項におけるのと同様に解釈されるべきである。

139. 常居所を有している国における事情の変更とは別に、当該者がその国に帰ることができなければならないということが強調されるべきであらう。無国籍者の場合には、それが必ずしも可能とは限らないからである。

第4章 除外条項

A. 総論

140. 難民条約は、その第1条D、E及びFにおいて、第1条Aに規定する難民性を有しているが難民の地位を否定される者についての条項を設けている。第1のグループ（第1条D）は既に国際連合の保護又は援助を受けている者からなり、第2のグループ（第1条E）は国際保護を必要としなないと考えられる者について規定し、第3のグループ（第1条F）は国際保護に値しないと考えられる者の類型を列挙している。

141. これらの条項に基づく除外に至る事実が表面化してくるのは、通常は、その難民の地位の認定の過程においてである。しかしながら、除外を正当化するような事実が難民としての認定を受けた後にはじめて判明することもあり得る。このような場合には、除外条項は、先にとられた決定の取柄しを求めることにならう。

B. 用語の解釈

(1) 国際連合の保護又は援助を既に受けている者

難民条約第1条Dは次のように規定している。

「この条約は、国際連合難民高等弁務官以外の国際連合の機関の保護又は援助を既に受けている者については、適用しない。

これらの保護又は援助を現に受けている者の地位に関する問題が国際連合総会の採択する国連決議に従って最終的に解決されることなくこれらの保護又は援助の付与が終止したときは、これらの者は、その終止により、この条約により与えられる利益を受ける。」

142. この条項に基づく除外は国連難民高等弁務官事務所以外の国際連合の機関の保護又は援助を受けている者にかかるとあるものである。このような保護又は援助は以前には元の国際連合朝鮮再建機関 (United Nations Korean Reconstruction Agency - UNKRA) によって与えられたことがあり、現在は国際連合パレスチナ難民救済事業機関 (United Nations Relief and

Works Agency for Palestine Refugees in the Near East - UNRWA) によって与えられている。将来他にも同様の事例が生じることもあり得よう。

143. パレスチナ難民に関して言うと、UNRWAは中東の一定の地域においてのみ活動しており、保護又は援助が与えられているのはこれらの地域においてのみであることに留意したい。したがって、そうした地域以外にいるパレスチナ難民は本条項が規定するような援助を享受しておらず、難民条約の基準の下での難民の地位の認定の対象となり得るのである。このような者の難民の地位の認定については、通常、その者に対してUNRWAからの保護又は援助を受けることとなった事実がなお存続していること及びその者が終止条項のいずれにも該当せず、また、除外条項のいずれによっても条約の適用を否定されないことを立証すれば十分である。

(2) 国際保護を必要としないと考えられる者

難民条約の第1条では次のとおり規定している。

「この条約は、居住国の権限のある機関によりその国の国籍を保持することに伴う権利及び義務と同等の権利を有し及び同等の義務を負うと認められる者については、適用しない。」

144. この条項は、難民の地位に該当し得るものの、ある国において正式の市民権を除いてはその国の国民が通常享受するほとんどすべての権利を付与されている者に因するものである。（これらの者はしばしば「国民的難民 national refugees」と呼ばれる。）このような者を受け入れる国は、その国民が彼ら自身と同一の民族的起源であることが多い（注19）。

145. 本条項に基づく除外事由を構成する「権利及び義務」についての正確な定義は存在しない。しかしながら、その者の地位が国民と概ね同一となっている場合、適用を除外されることになるということができよう。ことに、そのような者は、国民と同様に過去強制又は追放措置に対する完全な保護を与えられていないなければならない。

146. この条項は、当該国に居住している者についてのものである。これは継続的な居住を意味しているのであって単なる訪問では足りない。国外に

居住してその国の外交的保護を享受しない者は、除外条項の影響を受けることはない。

(3) 国際保護に値しないと考えられる者

難民条約の第1条Fは次のとおり規定している。

「この条約は、次のいずれかに該当すると考えられる相当な理由がある者については、適用しない。

- (a) 平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に関する犯罪に関して規定する国際文書の定めるこれらの犯罪を行ったこと。
- (b) 難民として避難国に入国することが許可される前に避難国の外で重大な犯罪（政治犯罪を除く。）を行ったこと。
- (c) 国際連合の目的及び原則に反する行為を行ったこと。

147. 第二次世界大戦前の、様々な類型の難民を定義した国際文書は犯罪人を除外するための条項をもっていないかった。第二次世界大戦直後になってはじめて国際保護に値しないと考えられた一定の者を、その時点で援助を受けていた難民の集団から排除する特別の規定を設けたのであった。

148. 条約が起草された時点では主な戦争犯罪人の裁判の記憶にも生々しいものがあり、また、国家の側にも戦争犯罪人は保護されるべきではないという合意があった。また、国家の側には、安全及び公の秩序（security and public order）にとって危険となるような犯罪人がその領域に入ることを拒否したいという希望も存在していた。

149. これらの除外条項のいずれかが適用されるかを決定する権限は、領域内において申請者が難民の地位の認定を申請する締約国に属するものである。これらの条項が適用されるには、そこに規定されている行為の一つが犯されたと「考えられる十分な理由」が存在することを立証すれば足りる。以前の刑事訴訟の正式の証拠は必要とされない。しかしながら、当該者の除外に伴う重大な結果を考えるならば、これらの除外条項の解釈は制限的でないなければならない。

(a) 戦争犯罪等

「(a) 平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に関して規定する国際文書の定めるこれらの犯罪を行ったこと。」

150. 平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪を述べるに当たり、条約は、一般的に、「そのような犯罪に関して規定する国際文書」に言及している。第二次世界大戦終了後今日迄の間にかのこの種の文書が作成されている。それらはすべて何が「平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪」であるかについての定義を有している。最も包括的な定義は、1945年のロンドン協定及び国際軍事裁判所憲章に見出される。

(b) 普通犯罪

「(b) 難民として避難国に入国することが許可される前に避難国の外で重大な犯罪（政治犯罪を除く）を行ったこと。」

151. この除外条項の目的は、重大な普通犯罪を犯した難民を受け入れることの危険から受入国の社会を守ることにある。これはまたきほど重大ではない普通犯罪を犯し又は政治犯罪を犯した難民にはしかるべき正義を与えることを要求するものである。

152. ある犯罪が「非政治的」であるか否か、逆にいえば「政治的」犯罪であるか否かを決定するに当たっては、まず第一に、その性質及び目的、即ち、それが真摯な政治的動機からなされたものであるか、個人的な理由又は利得を目的とするにすぎないかということに注意が払われなければならない。また、犯された犯罪と主張されている政治的目的及び目標の間には密接かつ直接の因果関係がなければならない。犯罪の政治的要害はその普通犯罪としての性質を上回るものでなければならない。しかし、これは、犯された行為が、その者が主張する目標に比して著しく均衡を失う場合には当てはまらない。とはいえ残虐な性質の行為を含んでいる場合には犯罪の政治的な性質を受け入れることはより困難となろう。

153. 申請者により「その国に難民として入国する前に避難国の外において」犯され又は犯されたと考えられる犯罪のみが除外の根拠となる。その国以外の国とは通常は出身国であるが、申請者が難民の地位の認定を求めている避難国以外の第三国であることもあろう。

154. 避難国において重大な犯罪を犯した難民はその国の適正手続 (due process of law) に服することになる。例外的な場合には、条約第 33 条第 2 項は、「特に重大な」普通犯罪について有罪の判決が確定し、その避難国の社会にとって危険な存在となった者を、従前の本國へ追放又は送還することを許容している。

155. 何がこの除外事項に該当する「重大な」非政治的犯罪であるかを定章することは困難である。ことに「犯罪 (crime)」という用語は異なった法制度の下では異なった意味合いを有しているのではなさからである。いくつかの国においては「犯罪」とは重大な性質の犯罪のみを意味している。他の国においては、ささいな窃盗から殺人にいたるすべてを包含している。しかしながら、条約の文脈の下においては、「重大な」犯罪とは、極刑 (capital crime) を科され得るような犯罪又は罰し得べき非常に重大な行為 (a very grave punishable act) でなければならぬ。それほど重大でない刑罰 (moderate sentences) が科され得る軽微な犯罪 (minor offences) は、仮にそれが当該国の刑法上「犯罪」とされていても第 1 条 F (b) に基づく除外の根拠とはならない。

156. この除外事項を適用するに当たっては、申請者により犯されたと考えられる犯罪の性質と申請者が恐れている迫害の程度の間の均衡を図ることが必要であらう。極めて重大な迫害 (例えば、生命又は自由を危険にさらすような迫害) を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するときは、その者を除外するためには犯罪は極めて重大なものでなくてはならない。申請者が恐れている迫害がさほど重大ではないときは、申請者は現実には司法手続からの逃亡者 (fugitive from justice) ではないかどうか、また、その犯罪の性質が誠実な難民としての性格を上回っていないかどうかを確證するために、犯されたと考えられている犯罪の性質に考慮を払う必要がある。

157. 犯されたと考えられている犯罪の性質を評価するためには、すべての関連する要素 —— 情状酌量の事情をも含めて —— が考慮に入れられなければならない。また、情状を悪くするような事情、例えば以前にも犯罪歴があるという事実にも注意を払わなければならない。申請者が重大な非政治的犯罪の故に有罪判決を受けて刑の執行を終えているか、又は恩赦を受けたかといった事実も関連がある。後者の場合においては、その恩赦にもかかわらず、申請者の犯罪的性格が依然として支配的であることが示されるような場合を除き、除外事項はもはや適用されないという推定が働くであらう。

158. 上述したところと同様の考慮は、最も広義な意味での犯罪が、迫害が恐れられている国から逃走する手段として、又はそれと同時に犯されたとすきにも当てはまるであらう。このような犯罪は避難手段の窃取から無実の人々の生命を危うくしたり又は奪ったりするに至るまでの幅がある。除外事項の適用上、他の逃走手段が見つからず、難民が盗んだ車で国境を越えたという事実を無視することは可能であらうが、避難国に赴くために、飛行機をハイジャックしたとき、即ち武器による威嚇又は現実の暴力の行使により乗組員に目的地を変更させたような場合には、決定は大いに困難なものとなる。

159. ハイジャックに関しては、迫害から逃れるために行われた場合、これが本条項の除外事由とする重大な非政治的犯罪になるか否かという問題が生じる。政府は、国連の枠組の中で数回にわたって航空機の不法な奪取を検討しており、これについて多くの国際条約が採択されている。これらの文書は難民については何ら触れていない。しかしながら、この問題についての決議の採択に向けたある報告書は、「決議案の採択は、難民及び無国籍者の地位に関する文書の下での国家の国際法上の権利及び義務を損なうものではない」と述べている。別の報告は、「決議案の採択は、庇護に関する国家の国際法上の権利及び義務を損なうものではない。」と述べている (注 20)。

160. この関連で採択された様々な条約 (注 21) は、そのような犯罪を行った者をどのように取扱うかについて主に規定している。それらは、いずれも、締約国にそのような者を引渡すか又は自らの領域において刑事手続

を開始するかを選択を与えている。後者の選択は庇護を付与する権利を意味している。

161. こうして庇護を付与する可能性はあるが、犯罪者が恐れている迫害の重大さ及びその迫害を受けるおそれがあるという恐怖がどの程度理由があるかが、難民条約に基づく難民の地位を認定する過程では適正に考慮されねばならない。航空機の不法な奪取をした申請者に関する第1条F(b)に基づく除外事由の問題は、各個別の事情ごとに慎重に検討されねばならない。

(c) 国際連合の目的及び原則に反する行為

「(c) 国際連合の目的及び原則に反する行為を行ったこと。」

162. この一般的に表現された除外条項は第1条F(a)の除外条項と重複するところがある。即ち、平和に対する犯罪、戦争犯罪又は人道に対する犯罪は国際連合の目的及び原則に反するものでもあることは明確である。第1条F(c)は特定の新たな要素を盛り込もうとするものではないが、(a)及び(b)の除外条項では十分には包摂しきれないような国際連合の目的及び原則に反する行為を一般的な形で規定しようとしたものである。(a)及び(b)の規定と並べてみると、明文化はされていないが、本項が適用される行為もまた犯罪的な性質のものでなければならぬと考えられる。

163. 国際連合の目的及び原則は国際連合憲章の前文並びに第1条及び第2条に規定されている。これらの規定は、締約国相互間において及び国際社会との関連において締約国の行動を律すべき基本的な原則を列挙している。これからみると、これらの原則に反する行為を行うためには、その個人は締約国内において相当の地位にあって、その国がこれらの原則に違反することに關ししかるべき役割を果たすものでなければならぬことが推論できるであろう。しかしながら、これまでこの条項が適用された先例は記録には残っていない。また、その一般的な性格に鑑みると、その適用には注意を要する。

第5章 特別案件

A. 戦争難民

164. 国際的又は国内的武力紛争の結果として出身国を去ることを余儀なくされた者は、通常は、難民条約又は議定書に基づく難民とは考えられない(注22)。しかしながら、これらの者はその他の国際文書、例えば戦争の犠牲者の保護に関する1949年のジュネーブ諸条約及び国際的武力紛争犠牲者の保護に関する1949年ジュネーブ諸条約に追加される1977年の協定書に規定する保護を受ける(注23)。

165. しかしながら、一国の全域又は一部に対する外国の侵入又は占領は、難民条約に列挙される理由の一以上による迫害をもたらすことがあり、また、現にもたらしてきている。このような場合にあっては、難民の地位は、申請者がその占領地域において「迫害を受けるおそれがある」という十分に理由のある恐怖」を有していることを示し得るか否かに加えて、申請者が自らの政府又はその武力紛争の間当該国の利益を保護する責務を有する権力主体の保護を受けているか否か、そしてそのような保護が有効と考えられるか否か、によるであろう。

166. 申請者の受入国と出身国の間に外交関係が存在しないような場合には保護を享受できないであろう。申請者の政府自身が亡命状態にあるのであれば、その供与する保護が有効なものかどうかは疑問である。こうして、あらゆる事案は、その個別の内容により、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖と出身国政府側から有効な保護を受けられる可能性の両面から判断されなければならない。

B. 軍務脱走者又は兵役忌避者

167. 兵役義務が存在する国においては、この義務を履行しないときは法による処罰の対象になり得ることが多い。更に、兵役が義務的であると密にかかわりなく、脱走は常に刑事犯罪と考えられている。それに対する刑罰は国によって異なるであろうが、これは通常、迫害とは考えられていない。脱走又は徴兵忌避(draft evasion)の故の訴追又は刑罰のおそれ

は、それ自体としては、難民の定義にいう迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖にはあたらない。しかしながら、脱走又は徴兵忌避はその者が難民であることを除外するものではなく、脱走者や徴兵忌避者であると同時に難民となることもあり得る。

168. 脱走や徴兵忌避の唯一の理由が兵役の嫌悪や戦慄のおそれであるときは、その者は明らかに難民ではない。しかしながら、兵役からの脱走や忌避が、国を逃れ又は国外に止まらなくなったその他の迫害に関連する動機に付随して行われたり、あるいはその他の難民の定義に該当するような迫害をおそれる理由があるときは難民になることになる。

169. 脱走者や徴兵忌避者が、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として軍事犯罪として不均等に過重な刑罰に処せられることが立証されるときも、難民と考えられる。脱走を理由とする刑罰以上の迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖が立証されるときも同様である。

170. しかし、また、兵役に就かなければならないことが難民の地位を主張する唯一の根拠となっている場合もある。即ち、兵役に就くことは、自らの真摯な政治的、宗教的若しくは道徳的信念又は確たる良心に反して軍事行動に参加しなければならぬことを立証するときである。

171. もっとも、仮に真正なものであるとしても、すべての信念が、脱走又は徴兵忌避後の難民の地位の主張の十分な理由となるわけではない。特定の軍事行動に対する政治的正当化に関して政府と意見が一致しないのみでは十分でない。しかしながら、個人をそれに関与したくなくと思わせるような種類の軍事行動が、国際社会においては人間の行動の基本的原則(basic rules of human conduct)に反するものと非難されるようなものであるときは、脱走又は徴兵忌避に対する刑罰は、難民の定義のその他のすべての要件に照らして、それ自体として、迫害とみなされ得るのである。

172. 兵役に就くことの拒否が宗教的信念によっている場合もある。申請者が、その宗教的信念が真摯なものであり、当該者を兵役に就かせるに当たり、当局がそのような信念に考慮を払っていないことを示し得るとき

は、難民の地位の主張を立証できるかもしれない。このような主張はもとより、申請者又はその家族が、宗教的信念の故に困難に遭遇したことがあってもよいかもしれないといった付随的な証左により補強されなければならない。

173. 良心に基づく兵役の拒否が難民の地位の正当な主張となり得るかについての問題は、この分野における最近の進展を踏まえて考慮しなければならぬ。まず多くの国家が、真に良心上の理由を援用できる者については完全に兵役を免除したり、兵役に代わる役務(即ち文官としての役務)に服させることとするような立法や行政規則をとるようになってきている。また、このような立法や行政規則の導入は国際機関の勧告の対象ともなっている(注24)。このような進展を考慮すれば、締約国が真に良心上の理由から兵役に就くことを拒否する者に対して難民の地位を付与することは差し支えないであろう。

174. 兵役に就くことを拒否することについての政治的、宗教的若しくは道徳的信念、又は良心上の理由が真実であることについては当然のことながら、その者の人格及び背景についての詳細な調査により立証される必要がある。召集を受ける前に自らの見解を表明したり、又はその信念の故に既に当局との間で困難に遭遇したことがあったという事実は、関連して考慮されるべき事項であろう。義務的に兵役に就くこととなったか自発的に軍隊に加わったか、また、その信念の真実さの指標となる。

6. 武力に訴えた又は暴力行為を犯した者

175. 難民の地位の申請はしばしば武力行使したり、暴力行為を犯したりした者によって行われる。このような行為は、多くの場合に、政治的活動又は政治的意見と結びつき又は結びついていないと主張される。それらの行為は、個人の主体的な行動の結果であったり、組織的な集団の活動の一環として犯されたりする。後者は秘密の集団であったり、公式に認められた、又はその活動が広く認識されているような政治的な軍事組織であったりする(注25)。また、武力の行使が法と秩序の維持という側面をもっており、軍隊や警察はその権限の行使として——定義上は——合法的に武力に訴えることがあるという事実も考慮に入れられるべきである。

176. 武力行使した（又は行使したと考えられる）者や、どのような性質のものであれまどのような文脈においてであれ暴力行為を犯した者による難民の地位の申請においても、まず第一に、その他の申請と同様に、難民条約の該当条項（前述第32節ないし第110節の見地から）について審査されなければならない。

177. 申請者が該当条項を満たすと認定される場合には、その犯した武力の行使や暴力行為からみれば除外条項のいずれかに該当するか否かの問題が生じる。難民条約第1条F(a)ないし(c)に規定されるこれらの除外条項については既にみたところである。（前述第147節から第163節を参照）

178. 第1条F(a)の除外条項は、当初は、公的な立場で「平和に対する犯罪、戦争犯罪又は人道に対する犯罪」を犯したと考えられる十分な理由のある者の難民の地位を否定することを意図していた。しかしながら、この除外条項は、公式に認められているか、秘密であるか又は自称しているかを問わず、様々な非政府集団の活動の一環として同じような犯罪を犯した者にも適用がある。

179. 第1条F(b)の除外条項は、「重大な非政治的犯罪」に言及するが、これは、通常、公的な立場でなされた武力の行使又は暴力行為とは無関係である。この除外条項の解釈についても既に述べた。第1条F(c)の除外条項についても既に考慮された。既に示唆したように、この条項はあまいな性格を有しているため注意深く適用されなければならない。

180. また、除外条項の性質と迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有する者に適用された場合の重大な結果に鑑み、除外条項は制限的に適用されるべきであろう。

第6章 家族統合の原則

181. 「家族は社会の自然的かつ基本的な単位であって社会及び国家の保護を受ける資格を有する。」と述べている世界人権宣言に始まり、人権について規定する大抵の国際文書は家族単位の保護について同様の条項を含んでいる。

182. 難民条約を採択した会議の最終文書は、次のとおり述べている。

「難民の家族の保護のため、特に下記の事項に関して、政府が必要な措置をとるよう勧告する。

- (1) 特に家族の長がある国への入国に必要な条件を満たしている場合に難民の家族の統合が維持されるよう確保すること。
- (2) 未成年である難民、特に保護・養育者のいない子どもを、特に後見や養子縁組に留意しつつ、保護すること」(注26)

183. 難民条約は、難民の定義の中に家族統合の原則を入れていない。しかしながら、上に述べた全権会議の最終文書における勧告は、難民条約又は議定書の締約国であらうと、大多数の国により遵守されている。

184. 家族の長が難民の定義に該当すれば、その扶養家族は、通常、家族統合の原則に従って難民の地位を与えられる。しかしながら、正式の難民の地位 (formal refugee status) は、それがその者の法的地位 (his personal legal status) と両立しない場合には、家族といえども与えられないべきではないことは明らかである。難民の家族で庇護国や第三国の国民であってその国の保護を享受している者があるかもしれない。このような場合に難民の地位を付与することは要求されていない。

185. 家族のうちどのような者が家族統合の原則の利益を受けられるかについては、少なくとも配偶者及び未成年の子どもが含まれなければならない。実務上は、その他の家族、例えば難民の高齢の親も世帯を共にしているときは通常は含めて考えられている。他方、家族の長が難民でない場合であっても、その家族が自らの自由により、難民条約又は議定書に基づく難民認定申請をすることは妨げられない。換言すれば、家族統合の原則は家族に有利に作用するのであって不利に働くことはない。

186. 家族統合の原則は、すべての家族の構成員が同時に難民になる場合に限定して働くものではない。これは、家族のうちの一人又は数人が避難することにより一時的に家族の単位が崩壊した場合にも同様に適用がある。

187. 難民の家族の統合が、離婚、別居又は死亡により失われた場合であっても、家族統合に基づき難民の地位を付与されている家族は、自らが終止条項に該当しない限り、難民の地位を維持することになる。難民の地位を保持することを希望することについて個人的な便宜以外に理由がないとき又は自らがもはや難民とみなされることを希望しないときはこの限りではない。

188. 難民の家族の構成員が除外条項のいずれかに該当するときは、その者に対しては難民の地位は否定されなければならない。

第二部 難民の地位の認定の手続

A. 総論

189. 難民条約及び議定書は、これらの文書の適用上、誰が難民であるかを規定していることについて述べた。条約及び議定書の当事国がそれらの条項を実施するためには、誰が難民であるかが特定されなければならない。このような特定、即ち難民の地位の認定ということは、難民条約においても述べられている（第9条参照）が、特に規定されているわけではない。特に難民条約は難民の地位の認定のためにどのような手続が設けられるべきかについて何も定めていない。従って、どのような手続が設けられるについては、各締約国において、その憲法上及び行政上の構造を考慮した上、もっとも適切であると考えられる手続を定めるよう委ねられている。

190. 難民の地位の認定を申請する者は、通常、非常に脆弱な状況に置かれていることが留意されねばならない。そのような者は異国の環境にあって、しばしば母語以外の言語で、外国の当局に自らの申請を行うに当たり、技術的及び心理的に重大な困難を抱えているかもしれない。従って、このような申請は、特別に設けられた手続において、必要な知識や経験を有し、申請者の特別な困難や必要性についての理解を有している有資格者によって審査されなければならない。

191. どのような手続を設けるかが、難民条約により特に規定されていないため、難民条約及び議定書の締約国により採用されている手続は国により相当に異なったものになっている。多くの国において、難民の地位は、そのために特に設けられた正式の手続に基づいて認定されている。その他の国においては難民の地位は外国人の入国のための一般的な手続の枠組の中で審査されている。また、難民の地位の認定が非公式の措置により、又は特別の目的（例えば渡航文書の発給）のためにその場その場で行われている国も存在する。

192. このような状況及び難民条約と議定書に拘束されているすべての国が同一の手続を設ける見込みがないことに鑑み、1977年10月の第28回会期において高等弁務官の活動に関する執行委員会は、この手続は一定の基

本的要件を満たすべきことを勧告している。

この基本的要件は、上記に言及した難民認定申請者の特殊な状況を反映し、また、申請者が一定の基本的な保障を受けることを確保するもので、内容は次のとおりである。

(i) 国境又は締約国の領域内において申請者が申し出をすることとなる担当官（例えば入管職員又は国境警備官）は、関連する国際文書が適用され得る事案を取り扱うに当たり明確な指針を与えられていなければならない。また、そのような担当官はノン・ルフルマの原則に従って行動し、かつ、上級機関にそのような事案を委ねることが要請されるべきである。

(ii) 申請者は、その後の手続について必要な案内を受けなければならない。

(iii) 難民の地位の申請を審査し、第一次段階で決定を下す官務を有することが指定された機関 —— 可能な限り、単一の中央機関 —— がおかれるべきである。

(iv) 申請者は、十分に能力のある通訳を付されることを含めて、関係当局に申請を行うに当たって必要な便宜を与えられねばならない。申請者は、UNHCR の職員と連絡をとる機会を与えられ、かつ連絡をとることができるとする旨をしかるべく通知されねばならない。

(v) 申請者が難民であると認定されたときは、その旨を告げられ、かつ難民の地位を証する書類の発給を受けられねばならない。

(vi) 申請者が難民とは認定されなかったときは、その国の現在の制度に従って、同一の機関又は別の機関である、行政機関又は司法機関に不服を申立てることができるとする合理的な期間を与えられねばならない。

(vii) 申請者は上記第 (iii) 項に言及する権限ある当局によりその申請が審査されている間は、その国に滞在することを認められねばならない。ただし、その申請が明らかに濫用であると当局が認定できるときはこの限りではない。また、より上級の行政機関又は裁判所への不服申立係属中もその国における滞在が認められなければならない（注 27）。

193. 執行委員会は、難民条約及び議定書の締約国でまだ手続を設けていない国に対し、近い将来にそのような手続を確立するための適当な措置をとり、また、そのような手続に適当な形で UNHCR が参加することについて好意的な配慮を払うよう希望を表明した。

194. 執行委員会は、難民条約及び議定書の締約国でまだ手続を設けていない国に対し、近い将来にそのような手続を確立するための適当な措置をとり、また、そのような手続に適当な形で UNHCR が参加することについて好意的な配慮を払うよう希望を表明した。難民の地位の設定は、庇護及び入国許可の問題と密接な関連を有しているが、これは高等弁務官が難民に対して国際保護を提供するという機能を行使する上での関心事でもある。多くの国において UNHCR は、様々な形で難民の地位の設定手続に参加している。このような参加は、締約国と UNHCR との協力について規定する難民条約第 35 条とこれに対応する難民議定書第 11 条に基づくものである。

B. 事実の立証

(1) 原則及び方法

195. 個別の事案に関連する事実はずまず第一に申請者自らにより提出されなければならない。そして、証拠の真正及び申請者の供述の信憑性を評価するのが難民の地位の認定の任務を有する者（審査官）である。

196. 申請を提出する者に立証責任があるのが一般の法原則である。しかしながら、申請者は書類やその他の証拠によって自らの供述を裏付けることができないことも少なくなく、むしろ、その供述のすべてについて証拠を提出できる場合のほうが例外に属するであろう。ほとんどの場合、迫害から逃れる者はごく最少の必需品のみを所持して到着するものであって身分に関する書類すら所持しない例も多い。こうして、立証責任は原則として申請者の側にあるけれども、関連するすべての事実を確認し評価する義務は申請者と審査官の間で分担される。実際に一定の事案においては審査官が利用し得るすべての手段により申請を裏づけるのに必要な証拠を収集することもある。しかしながら、このような審査官による調査が必ずしも実を結ぶとは限らず、証拠によって裏付けられない供述も存在する。このよ

うな場合において、申請者の供述が信憑性を有すると思われるときは、当該事実が存在しないとする十分な理由がない限り、申請者が供述する事実が存在するものとして扱われるべきである。(「疑わしきは申請者の利益に」(灰色の利益))

197. こうして、難民認定申請者の特殊な状況による困難に鑑み、証拠による取付けはあまりに厳格に求められてはならない。しかしながら、このような証拠の欠如を容認する場合があります。このことは、裏づけのない供述が申請者の全体的な供述と矛盾するようなときであっても、これを真実であるとして受け入れなければならないことを意味するわけではない。

198. 自らの経験から自国の当局に恐怖を有している者は、いかなる当局に対しても不安を感じるかもしれない。それ故、自由に供述したり自らの事案についての十分で正確な説明をすることをおそれるかもしれない。

199. 最初の事情聴取は通常、申請者の事情を明らかにするだけで十分である。しかし、審査官は後の事情聴取においては、明白な矛盾について説明を求めたり、その他の矛盾点を解明したりするほか、重要な事実の誤りや隠匿についての理由を明らかにする必要がある。真実と異なる供述のみをもって難民の地位を否定する理由とすることはできず、そのような供述をその事案のすべての事情に照らして評価するのが審査官の責任である。

200. 事実認定のための様々な手法を詳細に検討することは、このハンドブックの射程外である。しかしながら、基本的な情報は、しばしば、一時的には標準的な質問に対する回答を作成することにより得られるであろう。このような基本的な情報のみでは、通常は、審査官が決定に達するのに十分ではなく、一回又はそれ以上の事情聴取が必要になる。審査官は、申請者が手続をすすめたり、自らの意見や心情を十分に説明したりすることに関して申請者を奨励するためには、申請者の信頼を待つの必要がある。このような信頼感を醸成するためには、もとより、申請者の供述は秘密にされること及び申請者がその旨を告げられることが最も重要であろう。

201. 事実認定の手続は、広範囲にわたる事情が確認されるまで終了しないことが非常に多い。前後の文脈を考慮せずに個別の事情を取り出して扱う

ことは認諒を誘きやすい。申請者の経験が濫用されたことによる影響も考慮に入れる必要がある。どの一つの事柄も他のものに比べて突出していない場合であっても、些細な事柄が「最後の引き金」となっていることもある。いずれの事柄もそれだけでは十分ではないとしても、申請者に固執するすべての事情を総合的に考慮すれば、その者にとって恐怖が「十分に根拠がある」ものとなることもある。(前述第 53 節を参照)

202. 審査官による当該事案の事実認定及び申請者に対する個人的印象は、人間の命に影響する決定に結びつくのである。そのため、審査官は、正義と共感の精神をもって基準を適用しなければならない。いうまでもないが、審査官は、申請者が「保護に値しない事案」であるかもしれないといった個人的な考慮によって、その判断が影響されるようなことがあってはならない。

(2) 「疑わしきは申請者の利益に」の原則 (灰色の利益)

203. 申請者がその主張を裏づけるために真に努力をしても、その供述のいくつかの部分について証拠が欠如することがあり得る。既にみたように(前述第 196 節を参照)、難民がその事案のすべてを「立証」できることはまれであって、もしこれを要求するとすれば難民の大半は認定を受けることができないことになる。それ故、申請者に「疑わしきは申請者の利益に」の原則 (灰色の利益) を適用することが頻繁に必要なことになる。

204. しかしながら、「疑わしきは申請者の利益に」の原則 (灰色の利益) は、すべての利用可能な資料が入手されて検討され、かつ、審査官が申請者の一般的信憑性について納得したときに限り与えられるべきものである。申請者の供述は一貫して自然なものでなくならず、一般的に知られている事実と反するものであってはならない。

(3) 要 約

205. したがって事実を確認し評価し評価する手続は次のように要約される。

(a) 申請者は、

(i) その事案の事実を確定するに当たり、真実を述べ、かつ、審査

官に十分に協力しなければならぬ。

(ii) 利用可能な証拠により自らの供述を裏付けるとともに証拠が欠如していることについて納得し得る説明をするよう努めなければならない。必要なときは追加の証拠を入手するよう努力しなければならない。

(iii) 審査官が関連する事実を確定することができるのに必要な程度に詳細に自らと過去の経歴に関する情報を提供しなければならない。難民の地位の申請について主張されているすべての理由について一貫した説明をするように求められ、また、すべての質問に答えなければならない。

(b) 審査官は、

(i) 申請者が可能な限り十分に、かつ入手し得るすべての証拠を添えてその事実を提出できるようにしなければならない。

(ii) 当該事実の客観的及び主観的要因を確定するために、申請者の信憑性及び証拠について評価し（もし必要ならば申請者に「疑わしきは申請者の利益に」の原則（灰色の利益）を適用し）なければならない。

(iii) 申請者の難民の地位について正確な結論を得るために、当該事実にかかわる事実を難民条約の関連する基準に当てはめなければならない。

C. 事実を確定するに際し特別の問題を生じ得る事実

(1) 精神的な障がいをする者

206. 既にみたように難民の地位の認定に当たっては、恐怖という主観的要因と恐怖を有することにつき十分に理由があるという客観的要因とが立証されなければならない。

207. しばしば、精神的又は心情的に混乱しているために通常の事案におけるような審査ができないような申請者に審査官は直面する。しかしながら精神的な障がいをする者といえども難民であることもあり、したがってその主張を無視することなく、審査に当たって別の技術をとることが必要となろう。

208. このような場合においては、審査官は可能な限り専門家の医学上の助言を得なければならない。医学上の報告は、精神疾患の性質及び程度についての情報を提供し、かつ、自らの事案を述べるにつき申請者に通常課される要求に応える能力（前述第205節（a）を参照）を満たすかどうかについて評価するものでなければならない。その医学上の報告の結論は、審査官のその後のアプローチを決定することになる。

209. このアプローチは、申請者の疾患の程度により異なるもので一定の規則を示すことはできない。申請者の恐怖の性質及び程度も考慮に入れられなければならない。というのも、ある程度の精神的な障がいは、重大な迫害にさらされた者に限らず又は誇張されているとの徴候があるときが現実の体験に基づいておらず又は誇張されているとの徴候があるときは、決定に至るに際し、申請者の供述よりも客観的状況に重きを置く必要があると生じ得るであろう。

210. いずれにせよ、通常は申請者が負っている立証責任を軽減する必要があるであろうし、また、申請者から容易に得られない情報は、別のところ、例えば、友人、親族、その他申請者をよく知っている者、又は後見人（そのような者が任命されていなければならない）から求められなければならない。また、周囲の状況から一定の結論を引き出す必要があることもあろう。例えばその申請者が難民の集団に属しその集団の一員であるときは、その者はその集団と運命をともにしており、その集団の他の者と同様に難民に該当するであろうという推定が働くであろう。

211. 従って、このような者の申請の審査に当たっては、通常の場合に恐怖という主観的要因に付されているのと同様の重さを置くことはできない。というのはその主観的要因に依拠できないからであって、客観的な状況により重きを置く必要が生じるであろう。

212. 上記のような考慮から、精神的な障がいをする難民の地位を審査する場合には、原則として、通常の事案以上に調査的な要素が加わり、利用し得るすべての外的情報源を用いて、申請者の過去の経歴や背景を綿密に審査する必要があると生じるであろう。

(2) 保護者のいない子ども

213. 難民条約には、未成年者の難民の地位の規定はない。年齢にかかわらず、同一の難民の定義がすべての個人に適用される。未成年者の難民の地位を認定する必要があるときには、その事案において「十分に理由のある恐怖」の基準を適用することの困難さに関する問題が生じる。未成年者が親又は扶養者である別の家族に同伴されており、それらの者が難民の地位を求めているのであれば、その未成年者の難民の地位は家族統合の原則に従って決定されることになろう（前述第181節ないし第188節を参照）。

214. 保護者のいない子どもが難民の地位の要件を満たすか否かの問題は、まず第一にその精神的発達及び成熟の程度に応じて決定されなければならない。子どもの場合には、一般に、児童心理に通じた専門家の援助を仰ぐことが必須となろう。法的に独立していない子ども——この問題にあつては青少年——は、適当な場合には、その未成年者の最善の利益となるような決定を得られるよう努めることを任務とする後見人を選任する必要がある。親又は法的に選任された後見人が不在である場合には、当局は、難民の地位を申請する未成年者の利益が十分に守られることを確保しなければならない。

215. 未成年者が子どもではなく青少年である場合には、その青少年の現実の成熟度にもよるが、成人の場合と同様に難民の地位の認定を行うことが容易になるであろう。反証なき限り、16歳以上の者は、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖をもち得るに十分な程度に成熟していると考慮でき支えないであろう。16歳未満の未成年者は通常は十分に成熟しているとは考えられない。彼らはおそれを感じ、また自分自身の意思を有するが、それらは成人の場合と全く同様の重要性をもつとはいえないであろう。

216. しかしながら、以上のことは一般的な指針にすぎないのであって、未成年者の精神的な成熟度は、通常その者の個人的、家族的及び文化的背景に鑑みて決定されなければならないことを強調しておくべきであろう。

217. 未成年者が、成人と同様な方法で十分に理由のある恐怖を認定するこ

とができるほどには成熟していない場合には、一定の客観的要害に重きを置く必要がある。こうして、同伴されない未成年者が難民集団の中にいる場合には、その事情にもよるであろうが、その未成年者もまた難民であることを示しているであろう。

218. 親及びその他の家族の状況は、当該未成年者の出身国における親及びそれらの者の状況をも含めて、十分に考慮されねばならない。迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖の故に親がその子どもを出身国外に出したいと望んでいいると信じるに足る理由がある場合には、その子ども自身もそのような恐怖を有しているものと推定されよう。

219. 親の意思が確認できない場合又はその意思が疑わしかったり著しくは子どもの意思と抵触しているような場合には、審査官は、審査官を援助する専門家と協力し、すべての知られている状況に基づいて、未成年者の恐怖が十分に理由があるかどうかについて決定しなければならぬ。このような場合には、（疑わしきは申請者の利益に）の原則（灰色の利益）を柔軟に適用する必要があるであろう。

終わりに

220. このハンドブックにおいて、1951年難民の地位に関する条約及び1967年議定書に規定する難民の地位の設定に当たり、UNHCRの経験の中で有用であることが判明している一定の指針を明らかにしようとした。中でもこれらの文書における「難民」という用語の定義及びこれらの定義から生ずる様々な帰属上の問題に特に注意を払った。また、これらの定義が具体的な事案においてどのように適用されているかを示すこと及び難民の地位を認定することに關し生じてくる様々な手続上の問題に注意を向けることもした。

221. UNHCRは、個人が難民の地位を申請するかもしれないすべての状況に触れることは不可能であることを念頭に置きつつ、この種のハンドブックに固有の欠陥は十分に承知している。難民の地位が申請される状況は複合的であり、また、出身国における無罪に異なる事情や個々の申請者に関する特別の個人的な要素によっても変わり得る。

222. ホンドブックで行った説明は、難民の地位の認定が決して機械的で単純な当てはめ作業ではないことを示している。むしろ逆に、難民の地位の認定にかかる作業は、特別の知識、訓練及び経験、そして更に重要なことは、申請者の特別の状況と関係する人間的要素を理解することを必要とするのである。

223. 上記のような制約を踏まえつつ、このハンドブックが日常の業務として難民の地位を認定することを求められている方々にとつての何がしかの指針を提供することができていることを期待している。

(注 1) 難民条約は、地理的に制限して適用する可能性についても規定している。(後述第108節ないし第110節を参照)

(注 2) 後述第35節ないし第36節を参照

(注 3) 後述第108節ないし第110節を参照

(注 4) ナンセン旅券 —— 第二次世界大戦前の文書の条項に基づき難民に対して旅行文書として使用されるために発給された身分証明書

(注 5) 付録IVを参照

(注 6) 国連文書E/1618、39頁

(注 7) 上記の引用文を参照

(注 8) 第53節を参照

(注 9) 第144節ないし第156節を参照

(注 10) 第94節ないし第96節を参照

(注 11) 一定の諸国、特にラテンアメリカにおいては、「外交的庇護」、即ち、政治的亡命者に対し外国の大使館内に庇護を与える慣習がある。このような形で庇護を与えられた者はその本国の管轄外にあると考えられても、その領域の外にあるものではなく、したがって、難民条約の定義に該当するとは考えられない。大使館の「域外性(extraterritoriality)」という従前の概念は、最近では1961年の外交関係に関するウィーン条約で用いられた「不可侵性(invulnerability)」という用語によって取って代わられている。

(注 12) 国連文書E/1618、39頁

(注 13) 上記の引用文を参照

(注 14) 付録IVを参照

(注 15) いくつかの事例においては、難民の地位を認められることとなした理由が明らかに消滅したとしても難民の地位が継続することになっている。第1条Cの(5)及び(6)(後述第135節ないし第139節を参照)

(注 16) これはなお国籍国の外にいる難民に当てはまる。第四の終止条項は、難民が国籍国又は常居所を有していた国に任意に再び定住している場合には難民でなくなると規定していることに留意すべきであろう。

(注 17) 多くの場合難民は従前の本国の国籍を有している。従前の国籍は個別の又は集団的な国籍はく奪により喪失されていることもあり得る。したがって、国籍の喪失(無国籍であること)が難民の地位に

において必ずしも暗黙の前提となっていない。

(注 18) 上記第 125 節を参照

(注 19) この除外条項の検討に際し、条約の起草者はドイツに起源を有する難民でドイツ連邦共和国に到着し、ドイツの国籍に付随する権利及び義務を有していると認められたものを主として念頭に置いていた。

(注 20) 総会決議第 2645 (XXV) 及び第 2551 (XXIV) に関する第六委員会の報告書；国際連合文書 A/8716 及び A/7845

(注 21) 航空機内で行われた犯罪その他の種々の行為に関する条約、東京、1963 年 9 月 14 日

航空機の不法な奪取の防止に関する条約、ハーグ、1970 年 12 月 16 日

民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約、モントリオール、1971 年 9 月 23 日

(注 22) しかしながら、アフリカに関しては、第 22 節に引用した、アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規定する OAU 条約第 1 条 (2) に含まれている定義を参照。

(注 23) 付録 VI の第 5 号及び第 7 号を参照

(注 24) 欧州評議会議員会議 (Parliamentary Assembly of the Council of Europe) の第 29 回通常会期 (1977 年 10 月 5 - 13 日) で採択された良心的徴兵拒否の権利に関する勧告 816 号 (1977) を参照。

(注 25) 多くの解放運動はその一翼としてしばしば武装組織をもっているが、このような解放運動が国際連合総会により正式に承認されていない。また、限定された一部の政府によってしか承認されていない解放運動も存在する。更には全く承認されていない解放運動もある。

(注 26) 付録 I を参照

(注 27) 国際連合総会第 32 回会期公式記録補足 12 号 (A/32/12/Add. 1) 第 53 節 (6) (e)